

# 日本大学改革の歩み

— 自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善結果報告書） —

2015（平成27）



2017（平成29）

**日本大学**

## 改善結果報告書目次

I	総括	1
II	全学的な改善意見（大学改善意見）に関する改善結果	4
III	本部及び学部等の改善意見（学部等改善意見）に関する 改善結果総括	98
IV	本部及び学部等の改善意見（学部等改善意見）に関する 改善結果	99

# I 総 括

## はじめに

本学では、3年ごとに実施している自己点検・評価において、本部、大学院独立研究科、学部（併設の大学院研究科及び附属専門学校を含む）、通信教育部及び短期大学部（以下「学部等」という）に関わる改善事項等を「本部改善意見」「学部等改善意見」としてまとめているほか、大学全体に関わる改善事項等を「大学改善意見」としてまとめている。

本報告書は、平成27年度に実施した自己点検・評価において抽出した「本部改善意見」「学部等改善意見」及び「大学改善意見」について、改善状況と改善に向けた具体的取組内容（成果）、問題点及び今後の取組計画を確認し、その改善結果をまとめたものである。

評価の指標は、調査時点における改善状況を「予定どおり順調に改善を達成した」「改善取組中である」「新たな問題の発生等により改善取組が進んでいない」の3段階の区分から選んでいる。

結果報告に当たっては、根拠資料の提出を要しているが、この3段階の改善状況の区分については具体的指標や数値等を基にしたものだけでは、改善担当部署等の主観的判断によるものもあるため、改善事項の内容や改善担当部署等での改善状況のとらえ方に左右される可能性がある。本報告書は、改善できたか、できていないかを確認するとともに、これまでの3年間の改善取組を振り返り、さらなる改善改革を進めるための参考資料としての意義を重視して、改善結果を以下のとおり総括する。

## 全学的な改善意見（大学改善意見）に対する改善達成状況

改善事項は、「理念・目的」「教員・教員組織」「学生の受け入れ」「管理運営・財務」で各1件、「教育方法・内容・成果」で3件、「学生支援」で2件であった。また、新たに重点的 point 点検・評価項目として設けた「修学継続支援、学修意欲の喚起」「国際交流」からもそれぞれ改善意見を抽出している。このうち、本部の関係部署のみが改善を担当したものは1件のみであり、残る11件は本部及び学部等の関係部署において改善を担当した。また、今回から調査の方法を学部、大学院研究科と明確に区別して、それぞれの状況を点検・評価して報告するように改善した。

これら改善事項の内容は様々であり、改善取組の結果、順調に改善を達成した改善事項もあれば、継続的に改善への取組が必要な事項もある。取組内容とその結果を示すことで本項目の総括としたい。

全ての大学改善意見と改善達成状況は下図のとおりであり、個々の具体的取組内容、問題点及び今後の取組計画については次項以降を参照願いたい。

基準	改善事項	改善達成状況
理念・目的	本学の「目的及び使命」及び「自主創造」と学部等の「教育研究上の目的」との関連性・整合性の検証，説明	予定どおり順調に改善を達成した
教員・教員組織	教員の年齢構成の適正化と中長期的な採用計画の策定	改善取組中である
教育内容・方法・成果	各学部の教育研究上の目的及び教育目標と三つの方針（ポリシー）との関連性及び一貫性の確保	予定どおり順調に改善を達成した
	全学共通初年次教育「自主創造の基礎」の検証	改善取組中である
	授業改善に向けた授業評価アンケート結果の積極活用	改善取組中である
学生の受け入れ	大学院研究科における適正な定員管理	改善取組中である
学生支援	継続的・組織的な学生支援体制の確立	改善取組中である
	障がいをもつ学生に対する対応の明確化	改善取組中である
管理運営・財務	「教学に関する全学的な基本方針」に基づく学部等基本方針の策定と検証	改善取組中である
重点的・評価項目 1	卒業延期（留年）者数及び退学者数の削減	改善取組中である
	学生指導・支援の状況を客観的に検証するシステムの構築	予定どおり順調に改善を達成した
重点的・評価項目 2	国際的な教育研究交流に関する方針の明示と国際交流活動の推進	改善取組中である

※「改善達成状況」は、改善結果調査において比較多数となった状況とした。

## 本部及び学部等の改善意見（大学改善意見）に対する改善達成状況

本部及び学部等において掲げられた改善意見の項目数や内容は様々である。それぞれ問題意識を持ち、到達目標を掲げ、目標達成に向けて真摯に点検・評価を行い改善改革に取り組んでいる姿勢がうかがえる一方で、改善意見がないと判断した学部・研究科等も複数あった。大学が「質の向上」のためにどのような方法で自らの諸活動を検証し、改善への取組へと連動させているのかに注目して評価を行っていることを踏まえると、本学における自己点検・評価活動が適切に機能しているかを検証しておく必要もある。

本部及び学部等の個々の改善達成状況は、改善事項の内容により一概に総括できないが、改善意見に対しては「改善担当部署」「改善達成時期」を明確にしていることにより、改善実行に対する意識は高まっているのではないかと期待される。ただし、改善を達成したとしても、その結果を学部等の教育・研究活動に活用しなければ意味はない。各学部等においては、改善結果の活用に向け、更なる取組を行うとともに、改善途中の事項については引き続き改善に向けた取組を行うことが期待される。

## 今後の課題

改善結果報告書は、今回で6冊目となる。本学の全学自己点検・評価結果に基づく改善意見については、報告書を作成した翌年度に進捗状況を確認し、翌々年度の9月末現在（今回は平成29年9月30日現在）で改善結果を確認するというシステムは、すでに全学的に定着したと言える。

ところで、認証評価制度は平成30年度から第三期に入り、各大学には、いわゆる「内部質保証」の実質化が求められている。さらに、第三者が本学の改善取組の内容を容易に理解できるような「見える化」を前提とした、改善・改革に向けたプロセスの構築や定期的に検証、あるいは推進していく組織の整備等についても検討が必要である。

これらの仕組みのもとに、課題や問題点に対して、誰が、どのような方法で改善に取り組んだのか（どのように取り組むのか）を具体的にしながら、構成員が情報を共有し、多くの教職員がPDCAの改善サイクルを意識し、改善努力を続けていくことが、大学を活性化させる上で大きな意味がある。改善結果のみならず、各学部、各部署での改善取組・成果を相互に参照し、今後、活用する必要がある。

## II 全学的な改善意見（大学改善意見）に関する改善結果

### 改善事項 No.1（基準Ⅰ 理念・目的）

本学の「目的及び使命」及び大学の教育理念である「自主創造」と学部等の「教育研究上の目的」との関連性・整合性の検証，説明

#### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

本学の「目的及び使命」及び大学の教育理念である「自主創造」と，学部等の「教育研究上の目的」の位置付け及び関係性が明確に説明されているとは言えない。

#### 2 改善の方向及び具体的方策

##### [改善の方向]

学部等の「教育研究上の目的」は，大学の「目的及び使命」及び「教育理念」に基づいて策定されているが，その「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか，その関連性・整合性について検証し，教職員・学生，社会に対して明確に説明できるようにする。

##### [具体的方策]

学務委員会及び広報委員会において，学部等の「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか，その関連性・整合性を検証した上で，進学説明会や新入生ガイダンス，認証評価などの機会において明確に説明できるよう教職員に周知する。

#### 3 改善達成時期

平成28年度

#### 4 改善担当部署等

本部（企画広報部，学務部）

大学院研究科，学部，短期大学部，専門学校の学務委員会及び広報委員会等

#### 5 改善結果

予定どおり順調に改善を達成した

## 具体的取組内容（成果），問題点，今後の取組計画

### 【企画広報部】

平成29年4月から施行された「日本大学教育憲章」，大学の「目的及び使命」及び教育理念としての「自主創造」，また「自主創造」に基づく人材育成について，現在，本学公式サイトに掲載している。また，学部等の「教育研究上の目的」についても，本学公式サイト「情報公開」ページから学部の該当ページにリンクを張り閲覧できるようにしている。今後も学務部と連携しながら，決定事項は速やかに周知しなくてはならない。「日本大学教育憲章」と学部等の「教育研究上の目的」の関連性がより明確に周知できるように本学公式サイト構成を見直していく。

### 【学務部】

「日本大学教育憲章」が制定され，「目的及び使命」，教育理念としての「自主創造」を踏まえ，具体的な教育上の到達目標を明確化した。同時に各学部には「三つの方針（ディプロマ・ポリシー〈D P〉，カリキュラム・ポリシー〈C P〉，アドミッション・ポリシー〈A P〉）」の策定または見直しを進め，「日本大学教育憲章」「教育研究上の目的」との関連性を踏まえた三つの方針の見直しをするよう依頼している。平成29年4

月には、見直した三つの方針が公表され「教育研究上の目的」の変更が必要となった学部の学則変更に対応も行った。今後は関連性・整合性・体系性についてPDCAサイクルを回しつつ、全学部の共通認識を担保していくことが課題となっており、16学部等の認識が可能な限り統一化されるよう、学務部から各目的や目標等の体系性について引き続き具体的な説明を行っていく。

#### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

「教育研究上の目的」の主旨は、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材の養成であり、この目的が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容と整合性があるかの検証と見直しの検討を進めている。平成29年度は、学部執行部、学務委員会、入試委員会及び学科領域の世話人などが連携し、平成28年度に立ち上げた「三つのポリシー策定検討ワーキンググループ」が中心となり見直しの作業が行われている。

平成28年度に見直しを行った「三つの方針」とこれまでの「教育研究上の目的」との整合性の検証が不十分であり、その検証を絡めながら、教育研究上の目的の多角的な見直しを同時に行っていく予定である。今後は学本部が全学的に行っている「三つの方針」の見直しスケジュールに沿って、法学部における「三つのポリシー策定検討ワーキンググループ」の作業により実行する。

一方、大学院でも大学院担当が中心となり、各研究科改革ワーキンググループにより、「教育研究上の目的」と大学の「目的及び使命」、「教育理念」との関連性・整合性について検証を行っている。今後、法学部が平成28年度に立ち上げた「三つのポリシー策定検討ワーキンググループ」と連携して見直しの作業を行っていく。

#### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

文理学部では、「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか、その関連性・整合性の検証については、学則変更の際に学務委員会等で検証している。学生への周知方法については、前回の取組と同様、入学後、開講式及び新入生総合ガイダンスを実施し、日本大学のなかの文理学部を認識できるよう、日本大学及び文理学部の教育の理念と目的を大学、学部の歴史とともに説明している。また「学部要覧」を用いた具体的な説明資料の提示も引き続き実施し、学生の理解の一助としている。社会への公表については、学部ホームページにおいて行っている。今後も「教育研究上の目的」については、新時代の教育に対応し得る目的となっているかを含め、検証していく。

なお、必要な場合はカリキュラム改定と合わせ見直しを図る。

大学院各研究科では、教育研究上の目的を大学院ホームページ、進学希望者に配布するパンフレット及び「入学試験要項」に掲載し、本研究科で学ぶ期待感が持てるように心がけ、情報提供と公表を行っている。また、入学後は、新入生全員に配布する「大学院要覧」の冒頭において、これらの教育理念・目的を提示している。さらに、所属する専攻ごと、専攻のカリキュラム構成や履修方法についてガイダンスを実施することで、公表及び周知を図り、有効性を確保している。

理念・目的の適切性についても、学則変更の際、大学院専攻主任会及び大学院分科委員会において検証を行っている。また、「学生による授業評価アンケート」等による間接的な検証も行っている。

今後は平成28年度に制定された日本大学憲章を見据え、カリキュラム改定時に教育研究上の目的の変更が必要か検証していく。

### 【経済学部・経済学研究科】

経済学部では、大学の「目的及び使命」に則って学部の「教育理念」が策定されている。学部及び学科の「教育研究上の目的」は、学部の「教育理念」を体現化したもので明確に示している。進学説明会や新入生ガイダンスなどは、この「教育研究上の目的」を掲げて実施している。学部の「教育研究上の目的」と大学の「目的及び使命」「教育理念」の関連性や整合性に関しては、昨年度、「三つの方針」の見直しの際にさらなる確認を行った。この点については、学務委員会においてその関連性・整合性が適切であるかどうかの確認・検証を今後も継続していく予定である。

経済学研究科では、平成28年度に「三つの方針」を本学の「自主創造」「教育研究上の目的」に合わせ改定し、大学院要覧やホームページ等に公開した。入学時にガイダンスを行い、大学院要覧を用いて本大学院の教育理念、教育目標やこれら「三つの方針」を周知させている。また、全体のガイダンスの後にも指導教員によるガイダンスを行い、そうした場においても徹底している。また、進学相談会等で対外的に説明をする場合、大学の理念、教育研究上の目的から逸脱しないような説明をするよう指示をしている。

今後もガイダンスや大学院協議会を通じて、周知の徹底を図るとともに、経済学研究科の教育理念や教育目標の、本学の教育理念等との整合性を継続的に検証していく。

### 【商学部・商学研究科】

学部長・次長及び各担当を中心に、関連性・整合性の検証及びその明確化を検討している。今後は日本大学教育憲章の「自主創造」の3つの構成要素との関連性・整合性を図る必要がある。学務委員会、教授会等でのコンセンサスを得たうえで、進学説明会や新入生ガイダンス等で説明できるよう教職員の共通理解を深めていく。

商学研究科でも、初年次教育で教育理念、教育目的を明確にしていくことを検討中である。そのため、初年次に使用する標準テキストを開発して、そのテキストに日本大学の教育理念、目的、使命などを網羅していくことを検討している。初年次教育に用いる標準テキストの開発に時間がかかっており、一般教養とレポートの書き方、プレゼンの方法などの割合をどのように配分するかの問題がある。今後は分野の異なる専門の教員の意見を聴取して、具体的な内容を検討していく予定である。

### 【芸術学部・芸術学研究科】

芸術学部の教育研究上の目的は、日本大学の教育理念「自主創造」そのものである。従って、芸術学部のアウトカム基盤型教育はすでに古くより実践されてきた。作品発表、身体表現、技術鍛錬と習得、創作活動は、それを評価する社会やオーディエンスとの関係から社会貢献、評価を行っていることに特徴がある。「学部要覧2017」からは、各学科の履修系統図とDPとの関係が明確に記されており、学生に対して周知している。今後は教職員の意識改革のための研修会で評価基準を「見える化」するためのルーブリックやGPA評価の効果的導入の検討を行う。

芸術学研究科の教育研究上の目的は、「自主創造」の教育理念に基づき、そのものを伝統的に実践している。従って、博士前期課程においては学士課程に定めた3つの構成要素及び8つの能力に関するパフォーマンスレベルを超えた、理論と創作が一体となったアウトカム基盤型の教育研究指導を行っている。大学院要覧やガイダンス等で教職員にも「目的及び使命」、「教育理念」が伝わる取り組みを始めた。

今後はPDCAサイクルの特にC（Check 評価）、A（Action 改善）に注力して、単なる作戦変更でなく、今までの結果を分析し適切な行動を探る。



### 【国際関係学部・国際関係研究科】

国際関係学部では、平成 28 年度入学生から教育課程(カリキュラム)の改定を行い、これに併せて平成 27 年度中に従前の本学部及び各学科の「教育研究上の目的」について、大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか検証し、変更を行った。また、平成 28 年度中に学部の教育理念を「国際社会の理解及び貢献」と策定し、「三つの方針」について日本大学教育憲章の趣旨を反映するべく検証し、変更した。同様に国際関係研究科でも、平成 27 年度入学生の教育課程(カリキュラム)の改定を行っている。

学部及び研究科の「教育理念」「教育研究上の目的」及び「三つの方針」をホームページで公表及び履修要覧や学部案内に掲載し、新入生ガイダンスや進学説明会において明確に説明できるよう教職員に周知している。また、学部では 1 年次必修科目(自主創造の基礎 1, 自主創造の基礎 2)の授業内で、学部及び各学科の教育研究上の目的について説明し、学生に強く意識させている。研究科でも 4 月に開催する新年度オリエンテーション開催時に大学院専攻主任から「教育理念」「教育研究上の目的」「教育目標」及び「三つの方針」について説明し、学生に強く意識させている。

今後も学部及び研究科で行っている「教育の取組」が「教育研究上の目的」や「教育方針」を実現する内容になっているかについて、定期的に外部機関に意見を伺い、検証を継続していく予定である。

### 【理工学部・理工学研究科】

大学の教育理念と教育研究上の目的の関連性・整合性については、教育課程変更時等に学務委員会において、検証を行い、見直し等を行っている。

教育研究上の目的については、学部要覧及びシラバスに明示することにより学内で周知するとともに、ホームページ等を通じて広く社会にも公表しており、今後も現在の取組みを、継続的に実施していく。

大学院では大学の教育理念と教育研究上の目的の関連性・整合性については、教育課程変更時等に大学院委員会において、検証を行い、見直し等を行っている。また、教育研究上の目的については、大学院履修要覧及びシラバスに明示することにより学内で周知するとともに、ホームページ等を通じて広く社会にも公表している。

今後、大学院委員会を中心に、将来の組織再編等を見据え「日本大学教育憲章」に基づき、見直しを検討していく。

### 【生産工学部・生産工学研究科】

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「日本大学教育憲章」の制定に伴い、平成 29 年度から適用する、学部及び学科における「三つの方針」の見直しを行った。

これら「三つの方針」の見直しに伴い、学部・学科及び研究科の「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか、その関連性・整合性について、学務委員会等を中心に検証を行い、学部における教育に一貫性を持たせるべく、「教育研究上の目的」の変更(学則の一部変更)を行った。

同様に研究科でも、本学の「目的及び使命」及び大学の教育理念である「自主創造」と、研究科の「教育研究上の目的」との関連性・整合性の検証は、大学院検討委員会を中心に 2 年毎に検証している。また学部等自己点検・評価委員会でも、自己点検・評価等において「自主創造」に基づいた研究科の「教育研究上の目的」をその都度検証し、関連委員会と協議し、改善策を示している。専攻においても専攻会議等において関連性、整合性について検証している。

学部、研究科の「教育研究上の目的」は「教育目標」としてホームページ等で公開するとともに、新入生に対しては、ガイダンス及びキャンパスガイドに明記するなど全学生に周知している。その他大学構成員には、学部案内等で幅広く周知している。社会に対しては、大学ホームページ及び学部ホームページで公開している。また、学部案内、日本大学生産工学部入試ガイド、大学院入試要項等で幅広く社会に公表している。

今後は、J A B E E 認定学科で推進している P D C A サイクルに基づく検証を、J A B E E 認定学科以外にも遡及させ、定期的に検証するシステムの構築を図りたい。

### 【工学部・工学研究科】

毎年実施している自己点検・評価委員会活動の中で検証を行うとともに、大学基準協会の認証評価を受審することで、理念・目的の適切性の確認を行っている。

また、工学部及び工学研究科では、教育目標、研究目標を定めており、学務委員会等において、教育目標に則したカリキュラム改定の検討を継続して行い、学部では平成 29 年度のカリキュラム改定作業時に、学部及び各学科の「教育研究上の目的」についても「三つの方針」と併せて見直しを実施した。そのうえで「自主創造」型パーソンの育成を目指すことを念頭に置き、工学部のキーワード「ロハスの工学」を軸としたものとなるよう改定を行った。

なお、学部の教育研究上の目的、各学科の教育目的は、ホームページや「学部要覧」などの刊行物に掲載され、構成員をはじめとして、広く社会に公表されている。学生に対しては、年度初めのガイダンスやオリエンテーション時に学部要覧の内容を説明しており、さらに、開講式当日に行われる自校教育において、新入学生及び父母に対して本学部の教育理念・目的について、説明の場を設けている。平成 33 年度に予定している改定作業においても「教育研究上の目的」と本学の「目的及び使命」と「教育理念」との関連性並びに整合性について注意しながら実施をする。

大学院工学研究科の研究目標は、「工学研究科の教育研究上の目的」として明記されており、大学院委員会において、教育目標に則したカリキュラム改定の検討を継続して行い、平成 28 年度のカリキュラム改定に反映させた。

研究科では、学務及び広報についての協議機関は、大学院委員会であり、平成 30 年度カリキュラム改定作業時に大学院委員会にて「教学に関する全学的な基本方針」及び「日本大学教育憲章」との整合性と合わせて検証を行いながら平成 30 年度カリキュラム原案の作成を行っている。

今後も、現状システムにより大学院委員会において検証を実施していく予定である。

### 【医学部・医学研究科】

医学部執行部承認したで「学部の理念と 3 つのポリシーを検討する部会」を組織し、「医学部の教育理念」「教育研究上の目的」「三つの方針」との検討を重ね、学務委員会、研究委員会、教授会の審議を経て、平成 28 年度中に決定した。その検討に当たっては、当時策定中であった日本大学教育憲章（案）との整合を図ることにも留意した。同時に D P に定めるコンピテンシー及び各科目間との関連性を示し、各学年の到達目標とも対応した「履修系統図」の改定も行った。

平成 29 年度からホームページ、入試広報パンフレット、学習要項に掲載し、広く周知を図っているほか、平成 29 年度学習要項作成に際しては、科目担当者に対して「医学部の理念と 3 つのポリシー」及び「履修系統図」に基づいて作成するように説明し、徹底を図った。

今後も本学の教学戦略及び社会の要請等に対応し、必要に応じて見直しを図ってい

く。

### 【歯学部・歯学研究科】

歯学部における教育研究上の理念・目的は、日本大学の「目的及び使命」及び教育理念を基盤として、創設者 佐藤運雄の提唱した「医歯一元論」とこれを唱えた佐藤運雄の実践(生きざま)に基づいて策定されており、「三つの方針」についても、その理念の実現を確実に達成すべく編成されている。関連性・整合性の検証については、学部長の率いる学部執行部及び教授会を主体とし、その検証体制は、学部の1号委員会あるいは年度毎に学部の理念・目的が記載・公開されている媒体(学部案内、学部要覧、シラバス、ホームページ等)を更新・刊行する各種委員会によって行われる。

平成28年4月に創設100周年を迎えた歯学部にあつて特筆すべきことは、平成26年度設置の年史編纂のための委員会において、創設時の本学部理念や目的の検証のため、資料収集や調査を開始したことである。現代的な視点とともに長い歴史の原点からも見直しと検証を図る計画が現在も進行している。また、理念・目的の実現手段の一つはカリキュラム編成とシラバスへの反映であるため、毎年必ず学務委員会で実施されているカリキュラム点検・見直し時には、理念・目的が反映されたカリキュラムとなっているかとともに、前提となる理念・目的が時代や世相、さらには、学部現況に照らしてそごがないのかも点検あるいは確認している。学務委員会で作成された原案は、執行部会及び教授会の議を経て、最終的に学部長が決定している。

学部における教育理念・目的は、教職員・学生に配付する学部要覧等に記され、また、各学年のシラバスにそれぞれ学修目標として掲げられ、本学部ホームページでも公開している。また、学生に対しては、新入生ガイダンス時の学務担当からの説明での周知を図っており、かつ第1学年後期の医療人間科学Ⅱ「医療史」では、自校史として、学祖「山田顕義」及び本学部創設者「佐藤運雄」の業績を学び、大学及び学部の創設の理念に基づく教育研究上の目的を学生にも理解を深めさせるための授業内容としている。

なお、平成29年度においては、学務委員会・教学推進センターを中心として、日本大学教育憲章の「自主創造」の3つの構成要素及びその8つの能力と、DP、CP及びカリキュラム(科目)との整合性・関係性を検証して見直しを図り、さらには、カリキュラム、シラバス及び履修系統図等への対応を含めて、実質的かつ体系的な教育課程を構築するとともに実効性のあるPDCAサイクルを機能させた教育の質保証の確立を図るよう検討を行っている。

歯学研究科でも「目的及び使命」及び教育理念「自主創造」を構成する3つの構成要素及び8つの能力を包括した「三つの方針」の策定について見直す必要があり、今後、研究委員会等で検討していく必要があると考えている。

### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

学部の「目的及び使命」及び大学の教育理念である「自主創造」と、学部等の「教育研究上の目的」との関連性・整合性の検証は、「三つの方針」を見直す段階で「日本大学教育憲章」との関連性を熟慮して完成している。今後も大学が示した方針のもと、見直しを図っていく予定である。

一方、研究科でも「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか、その関連性・整合性については、大学院分科委員会、分科運営委員会で確認し、理解するようにしている。教職員への周知方法として、本研究科ホームページ、学修便覧等において周知している。従って、大学の全ての構成員に周知され、かつ社会に公表されている。

研究科では現在「三つの方針」の見直しに着手しており、「教育研究上の目的」も改定予定である。その「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか、その関連性・整合性について考慮し策定していく。

#### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

学務委員会等でD P, C Pの検証及び見直しを行い、学部等の「教育研究上の目的」についても検証及び見直しを行った。その結果を学部要覧等に掲載し、広く学生に周知した他、ホームページでも公表している。

今後は、日本大学教育憲章との整合性・関連性を検証し見直しを図っていく。

#### 【薬学部・薬学研究科】

学務委員会及び教授会において、教育研究上の目的に基づいたカリキュラム編成の適切性について検討するとともに、学部等の「教育研究上の目的」が薬剤師養成教育に課せられた基本的使命を含め、大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっていることを確認している。学部の理念・目的は、学部要覧及び薬学部広報に記載し、教職員や学生への周知を図るとともに、薬学部ホームページに掲載して一般に公表している。また、受験生に対しては学部案内などを通して説明している。

今後も大学の建学の精神や教育理念並びに教育研究上の目的等を踏まえ、継続的に改善を図っていく。

同様に薬学研究科でも日本大学教育憲章（日本大学マインド、「自主創造を構成する3つのカテゴリー」）の制定を受け、大学院薬学研究科のD P, C P, A Pを改定した。これにより、学部等の「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となった。大学院説明会、大学院ガイダンスで入学生に周知するとともに、これらを記載した大学院要覧は冊子として全教員に配布している。

今後も大学の建学の精神や教育理念並びに教育研究上の目的等を踏まえ、継続的に改善を図っていく。

#### 【通信教育部】

学務委員会を中心に、平成28年度に修正した「履修系統図」や、大学の「日本大学教育憲章」を踏まえ、平成28年度にD P, C Pを改定した。

D P, C P改定の過程で、学務委員会委員から「教育研究上の目的についても見直しを図りたい」旨の意見があったことを受け、平成29年度から「教育研究上の目的」についても見直しを図り、今後もP D C Aサイクルの一環として検討していく。

#### 【総合社会情報研究科】

総合社会情報研究科では、教育研究上の理念・目的を定め、これを明確化している。博士前期課程では、建学の精神に即し社会人に対して高度な専門知識の提供と再教育を行うことを目的としており、博士後期課程においては、高度の専門的及び学際的教育を行うとともに、創造的で未来志向型の研究態度と学識を持った人間性豊かな全人的な研究者を養成することを目的としている。

研究科では、月2回の頻度で開催している専任教員会議にて、研究科長及び学務委員長を軸に、各指導教員からの現状の学籍状況・修学状況を確認し、各指導教員別に個別指導を徹底するよう促している。教育目標については、志願者向けの「入学案内」並びに、入学時に配布する「大学院要覧」の冒頭及び大学院ホームページに明記し、学生には入学時のガイダンスでも説明している。教職員向けとしては、毎年3月に実施している教員研修会にて、説明を行っている。社会への公表の方法は、入学案内及

び本研究科のホームページである。日頃接触する機会の少ない兼任教員（非常勤講師）には、当大学院の取り組み内容が周知されていないことを問題点としており、今後も教員研修会等で周知していきたい。

### 【法務研究科】

分科委員会及び学務委員会において、大学院法務研究科の「教育研究上の目的」が大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか、その関連性・整合性を検証している。法務研究科は、日本大学が日本法律学校として開学以来、長きにわたり法曹界に多くの人材を輩出してきた伝統と「自主創造」の教育理念のもと、大学の目的及び使命に則り、教育研究上の目的は、法学の理論・知識をふまえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹の育成にある。倫理観、正義感の涵養を通じて、市民から信頼され、また企業活動のコンプライアンス等に通じた法律実務家を養成するとともに、総合大学の総合力、多様性を活かし、医療・知的財産等の専門分野への道を開くことを目指している。

本研究科の理念・目的の適切性については、定期的に自己点検・評価及び外部の認証評価を通じて検証している。また、法務研究科においては、進学説明会や新入生ガイダンス、認証評価などの機会において明確に説明できるよう教職員に周知している。入学式、ガイダンスをはじめとする各種の機会を捉えて、研究科長をはじめとする教員から目指すべき法曹像等について学生に伝えるとともに、受験生には「大学院案内」を用いてオープンキャンパス、入試説明会等で説明に努めている。

今後も引き続き、本学の「目的及び使命」及び大学の教育理念である「自主創造」と、本研究科の「教育研究上の目的」との関連性・整合性の検証し、教職員・学生、社会に対して明確に説明できるよう努めていきたい。

### 【知的財産研究科】

「教育研究上の目的」は、「日本大学教育憲章」に関連しており、「自ら考え、自ら学び、自ら道を拓く」の文言を盛り込んでいる。また「教育研究上の目的」は、ホームページ及び大学院要覧に掲載し周知している。知的財産研究科は、平成29年度以降の学生募集を停止していることから、今後、新たな計画は予定していないが、平成29年度以降は、法学研究科博士前期課程私法学専攻に知的財産コースが設置されるため、法学研究科として本改善事項に取り組んでいく予定である。

### 【短期大学部（三島校舎）】

ビジネス教養学科では、平成24年度に教育課程（カリキュラム）を改定し、平成25年度に学科名称を現在の「ビジネス教養学科」へ変更した。平成24年度以降は、カリキュラムの検討は行っていない。食物栄養学科は、栄養士養成施設校として認可を受けており、法令上必要な科目をもって教育課程（カリキュラム）の改定を行うことになるため、学務委員会においてはカリキュラム再検討を行っていない。専攻科食物栄養専攻では、大学評価・学位授与機構から「特例適用認定専攻科」として認可を受けたため、平成26年度に教育課程（カリキュラム）の再検討を行い、平成27年度入学生からカリキュラム改定を行った。

平成28年度に短期大学部（三島校舎）2学科1専攻科の「教育理念」を「日本大学の教育理念「自主創造」を基礎とした「地域・社会貢献」と策定し、「三つの方針」についても日本大学教育憲章の趣旨を反映するべく検証し、変更した。短期大学部の「教育理念」「教育研究上の目的」及び「三つの方針」はホームページで公表しており、

履修要覧や学部案内に掲載し、新入生ガイダンスや進学説明会において明確に説明できるように教職員に周知している。

平成 29 年度から平成 30 年度又は平成 31 年度にかけて、日本大学教育憲章の「自主創造」の 3 つの構成及びその 8 つの能力と DP, CP 及びカリキュラム（科目）との整合性・関連性の検証と見直しを行う予定である。併せて、AP についても検証し、見直しを行う予定である。

### 【短期大学部（船橋校舎）】

短期大学部（船橋校舎）では、教育の理念を、平成 27 年度に『主体的学び・深思・考究・実践躬行・協働』とした。

短期大学部（船橋校舎）の教育の理念が意図するところは、「主体的学び：主体的に学ぶこと」、「深思・考究：物事を深く掘り下げて考えること」、「実践躬行：自分で計画し、それを実行すること」、「協働：(1) 互いに異なる意見を持ちながら、建設的な議論を重ねて互いに学び成長すること(2) コラボレーションを生み出すこと」であり、これらの能力を身に付けた人材を養成することである。

これらの「教育の理念」並びに日本大学及び日本大学短期大学部の「目的及び使命」と各学科の「教育研究上の目的」の関連性・整合性について、今後も学務委員会において検証していく。

### 【専門学校】

医学部附属看護専門学校では、整合性の検証作業をカリキュラム委員会の中で適宜行っている。学生及び講師に対しては、学生便覧、学習要項等の媒体を用いて周知を図っている。さらに新入生及びその保護者に対しては、ガイダンスや保護者説明会の中で教員から説明を行い、周知を図っている。また、ホームページ、学校案内等を介して、学校説明会や進学相談会等の中で、受験生及びその保護者等広く社会に対して明確に示している。今後も引き続き関連性及び整合性について検証を行い、修正の必要がある場合は、修正を適宜行うこととする。また、教育理念・教育目的・教育目標について、広く教職員の理解を深め、社会に発信していくとともに日本大学の目的・使命・教育理念に基づく教育内容を展開していくことを取組計画としている。

歯学部附属歯科技工専門学校の教育理念は「自主創造の精神の醸成と尊重（案）」とし、「日本大学教育憲章」及び「日本大学歯学部の教育方針」にも整合する内容とするよう、今後も教員会で検討していく。

歯学部附属歯科衛生専門学校でも、定めている「三つの方針」が「自主創造」の構成要素及びその能力と結びつき、本学の教育理念に関連性・整合性をもたらすよう取り組んでいる。また、それらの内容を教職員、学生、社会に対して説明していくよう心がけている。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、「教育上の目的」を新入生オリエンテーション及び 1 年生科目「自主創造」において学生に周知している。また、平成 28 年度に 3 つのポリシーを改定したことを機に、1 年次履修の授業科目「自主創造」の中で、大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となるように、関連性・整合性を検証した上で、本学独自の「教育理念」「教育目的」「教育ビジョン」を策定した。

大学構成員（職員を含む）には講師会、臨床実習指導者会にて、その旨を周知し解説している。学生、保護者等に向けては、学修便覧、学部案内、ホームページ上で日本大学の目的及び使命と共に公表している。

## 改善事項 No.2 (基準Ⅲ 教員・教員組織)

教員の年齢構成の適性化と中長期的な採用計画の策定

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

一部の学部において、教員の年齢構成に偏りが見られる。

### 2 改善の方向及び具体的方策

#### [改善の方向]

教員採用における中長期計画を策定し、教員の年齢構成の均衡を図る。

#### [具体的方策]

教員採用にかかる中長期計画を策定し、再雇用制度の適正な運用を図りながら、教員の年齢構成の不均衡を是正する。

### 3 改善達成時期

平成 28 年度

### 4 改善担当部署等

本部（人事部，学務部）

大学院研究科，学部，短期大学部，専門学校の教員採用に関わる会議体等

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容（成果）、問題点、今後の取組計画

### 【人事部】

採用を含む教員の配置に関して、各学部に対し平成 32 年度までの教員配置計画策定を依頼し、提出された計画を基に学長及び理事会により決定されている。この点、平成 29 年 4 月 1 日現在において計画に沿った配置が実施されているか確認すべく、「教員配置計画実施確認表」の作成を各学部依頼した。また、再雇用教員制度の運用見直しを行い、平成 32 年度末をもって再雇用教員制度の運用を停止することが理事会において決定されたが、この見直しにより、教員の年齢構成の不均衡是正等を図る。

特定の教育研究領域において専門性を有する者を採用する必要があるが、採用候補者の年齢が不均衡を是正するために求めている年齢層とは限らない等の理由から、改善取組が順調に進んでいない学部がある。教員の年齢構成の均衡を図るためには時間を費やすが、今後も継続して各学部における配置実施状況等の確認を行い、一層の年齢構成均衡化に取り組む。

### 【学務部】

「教学に関する全学的な基本方針」の中で、「研究者(大学教員等)養成を捉えた大学院教育の質的転換」として、「本学出身教員養成方針(後継者育成方針)の策定に向けた検討」及び「各学部における本学出身教員(一般教養を含む)の割合が 60%以上となることを目指した教員採用計画の策定・実施」をすることとしている。これは、教員採用計画そのものだけを意味するのではなく、教学面において、大学院博士後期課程を充実させることにより、将来的に本学出身の研究者(大学教員等)の養成に力を入れることを意味している。また、本学における収容定員増計画の中で、大学設置基準第 13 条に基づく専任教員数を維持するに絡み、再雇用制度における採用については各学部において、慎重に対応することとしている。大学院博士後期課程を充実及び博士後期課程への進学者増が課題であるが、各学部においては、学部等基本計画に基づいて当該施策について取り組むこととなる。

### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

法学部では改善事項を受けて、中長期計画を作成し、年齢の若い教員の採用を積極的に行った結果、年齢構成について61歳以上が40.2%(第一部)であったものが31.5%(第一部)に改善している。具体的な取組としては、法学研究科博士後期課程及新聞学研究科博士後期課程の在学学生を対象として助教への採用試験を実施しており、現在5名の採用実績がある。改善する上での問題点として、定年退職やカリキュラム変更等により不足する必要科目・専攻領域を補うために新規採用を行う場合、必ずしも年齢構成の均衡を図る採用ができない場合がある。今後も年齢構成に偏りが出ないように人事委員会において、中長期的な教員配置計画のもとに採用を行う。

### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

学部及び研究科では10年後の教員数の推移を確認し、学部長及び学部次長主導で今後の教員人事を検討した結果、中長期的に、助教を中心とした若手教員の採用を推進し、教員の若返りを図る計画を立案した。また、大学設置基準で定められている教員数を勘案し、学部運営に支障をきたすことなく、むしろ、より機能的積極的な学部運営を目指し、常に配慮していく。研究科でも再雇用制度であるが、法人本部の方針に従い、今後は同制度の運用停止し、特任教授(非専任)の運用で対応するが、その必要性を熟慮した上で、再雇用教員を任用し、特任教授(非専任)を委嘱することとした。

以上のことを踏まえ、今後も総合的な見地から教員を適切に配置し、年齢の不均衡を是正していく。また中長期的に教員の年齢構成の不均衡を是正する教員配置計画を立案する。

### 【経済学部・経済学研究科】

学部教員の年齢構成の適正化については、平成29年7月に出身者任用制度の見直しを行い、本学出身の若手教員(助教、専任講師及び准教授)を積極的に採用することを決定した。この出身者任用制度の活用により、年齢構成不均衡に対する改善を進めていく。教員採用の中長期計画として、学務委員会では現状の資格及び年齢構成や65歳以上の再雇用・特任教授制度を踏まえ、学部の特性・特色上不可欠な科目を担当する教員の資格・年齢の構成を確認した上で、採用科目をその都度検討している。

若手教員の積極的な採用の取組として、平成30年度採用者から出身者任用制度を用いた人事採用を行い、本学出身教員養成に向けたキャリアパスの構築を通じて中長期的に教育研究の質的向上を図ることを計画している。

経済学研究科でも学部での採用人事による採用計画とは別に、大学院設置科目に必要な教員を採用するよう人事委員会に提案することによって、任用教員を充足している。

また、任用可能な専任教員には大学院任用を積極的に依頼するとともに、学部の新規採用教員の大学院任用科目を検討しながら、学部採用をするよう要請している。

### 【商学部・商学研究科】

平成28年度は予定した教員採用ができている。また、年齢構成を考慮し不均衡を是正するように努め、結果改善に向けた取組ができたと思われる。今後も年齢、資格、学位などを考慮して取り組んでいかねばならないと考える。併せて教員の昇格を積極的に行った。再雇用も順調に推移しているので、次年度も継続して取り組みたい。

今後は若手の採用を積極的に行うとともに採用・昇格の適正化を進めていくことを取組計画としている。



商学研究科では、カリキュラム改革、学科編成などを考慮しながら教員採用を進めていく予定である。ただし、カリキュラム改革、学科編成を同時に行いながら、採用を進めていくため、改革、編成後でもコア科目またはサブコア科目になりうる科目を中心に人事採用を進めていく予定である。そのため、人事採用については、特定の専門分野だけに深い知識を有する者だけではなく、他の分野の知識も有する、つまり、知識の幅と深みを持った者をできるかぎり採用する方向である。また、数年後には65歳の定年制が実施に移され、特任教授制度も導入されるために、学部だけではなく、大学院の講義を担当できる教員も視野に入れながら採用計画を進めていく予定である。ただし、学科によっては、年齢構成のバランスが悪いところもあるので、同一レベルの教育、研究能力であれば、できるかぎり年齢の若い方を採用することを目指している。

公募での人事採用が基本となっているため、必ずしも若手採用を希望しても、年齢層の高い方を業績の関係などから採用しなくてはならないことが課題であるが、場合によっては推薦方針も取り込みながら採用を検討することも必要である。

### 【芸術学部・芸術学研究科】

教員の業績評価は、論文等文書化された研究と創作作品、学会発表等をそれぞれ点数化し、採用、昇格時に設定された数値に達していなければ認めない厳格なシステムを運用している。全学科共に理論と創作教育を実施しているので、それぞれの領域を指導できる教員配置を行っている。教員採用において実績と年齢を熟慮し、中長期的なバランスの取れた創作の継続性を担保する教員配置計画を学部長が行い、教員の年齢構成の均衡を図っている。

課題として65歳定年制による、他大学、多組織への割愛等が懸念され、設置基準教員数の変動する過渡期の調整に苦慮している。また、再雇用教員が増える中での教員配置計画の難しさも伴っている。今後も教員の年齢構成の不均衡と教員数内における資格の不均衡にも注視しながらバランスの取れた採用計画を実施していく計画である。

芸術学研究科においても、大学設置基準に合った人数配置を適切に措置しているが、平成30年度には博士後期課程の主査を担当する教員不足が深刻な問題となっており、若手教員の研究実績向上を図る取組を行っている。平成29年度から平成30年度以降の中長期教員配置計画を学部長が方針策定をし、設置基準教員数を踏まえた昇格、人事採用計画を各学科主任、各専攻主任へフィードバックして確実に実行することを申し渡す。そうすることによって、教員の年齢構成のバランスを是正する努力をしている。

今後は再雇用教員が多い時期に入るため、若手教員の研究実績向上と指導体制の空白に対する対策が課題となっており、教員配置計画を着実に実行していくことを取組計画としている。

### 【国際関係学部・国際関係研究科】

平成29年度は5名の助教を採用した。その結果、平成29年5月1日現在の専任教員の年齢構成は、60歳以上が36.5%、50歳～59歳が28.6%、49歳以下が34.9%になり、年齢構成の若干の改善が図られた。今後さらに若手、中堅研究者を積極的に採用し、学部の将来の発展に向け、年齢構成のバランスを調整している。

課題は公募で教員を採用しているが、教授、准教授等の資格に該当する教員を計画どおりに採用できていない点である。今後は教員の採用状況を見ながら年齢構成のバランスを図っていく。

### 【理工学部・理工学研究科】

年齢構成について、助手以上について10歳ごとに区切って集計すると、平成29年9月現在で30%を超えている年代はない。教員構成については、「教員定員に関する基本方針」が教員人事委員会で定められ、各学科の助教以上の専任教員数を大学設置基準の1.5倍とし、助手の専任教員数を大学設置基準の0.3倍とすることを原則とし、平成32年度（2020年理工学部100周年）までに教員定員内の教員数とする中長期計画を学科ごとに策定し、進行中である。今後は中長期計画の達成状況等を見極めつつ、新たな計画の必要性について検討していく予定である。

理工学研究科の教員組織については、理工学部専任教員により構成されていることにより、学部教員編成と連携しており、教員の採用等の審査は理工学部教授会が行っている。教員に求める能力・資質、教員構成・編成等については、それぞれ各専攻が主たる基礎学科と連携し大学院設置基準に掲げられている資格を有する者であることを確認・対応している。日本大学教育職組織規程により、研究科内における教育研究に係る最終責任は、研究科長が担っている。実際の年齢構成は、大学院担当教員という性質が強く影響し、50歳代、60歳代と比較し40歳代の人数が若干少なく、30歳代は大幅に少ないという構成になっている。今後も、理工学部教員編成と連携し、同様の構成の維持に努めていく。

### 【生産工学部・生産工学研究科】

生産工学部では、各学科・系において教員採用における中長期計画を策定して、同計画を人事委員会で審議し、必要に応じて修正を行っている。また、教員の採用に当たっては、現在及び将来の年齢構成を考慮し、できるかぎり年齢構成に偏りが生じないように教員採用を実施している。平成29年度から教員の定年延長を廃止して再雇用制度に移行したことから、今後は定年を迎える教授についても、研究業績、教育業績、大学への貢献度等を人事委員会、教員資格審査委員会で十分に審議し、余人に代えがたい教員のみを再雇用して、教員の年齢構成の適正化を図っていく。

一方で、教員採用の場合、特定分野の専門知識を持つ者を採用する必要があることから、実際の採用の際に当該知識を持つ者の年齢が、本学部が希望する年齢層の者であるとは限らない場合がある。中長期教員人事計画の策定を引き続き実施し、必要に応じて改善を図っていく。

生産工学研究科も同様に、各専攻において大学院を受け持つ教員の中長期計画を策定し、同計画を人事委員会で審議し、必要に応じて修正を行っている。また、大学院の授業・指導を受け持つ教員の選考・審査に当たっては、現在及び将来の年齢構成を考慮し、できる限り年齢構成に偏りが生じないように選考・審査を実施している。

大学院担当教員の資格を得るためには、学部の授業を行う教員以上の研究業績を持つ必要があるため、必要な教員数を確保することが難しい場合がある。今後も中長期教員人事計画の策定を引き続き実施し、必要に応じて改善を図っていく。

### 【工学部・工学研究科】

教学の基本方針及び経営基本方針に基づき、教員組織における専任、非常勤の比率の適切性や担当コマ数の配分にも留意しながら、特定の専門領域の教員が不足にならないよう教育研究の継続性を図るとともに、大学設置基準に定めた必要専任教員数を満たし、計画的に専任教員を配置できることを念頭に教員数を検討し、工学部・工学研究科教員配置計画表を作成した。さらに、入学定員超過率が厳格化されること、私立大学等経常費補助金の取扱いが厳格化されることを鑑み、在籍学生数及び学生生徒納付金収入見込等のシミュレーションを行い、将来の教員目標数について検討を行っ

た。

今後は前述の要因もあり大幅な収入減となるとともに、改正労働契約法に伴う非常勤講師に係る対応が必要となるため、教育環境や教育の質保証に支障を来さないように教員数の適正管理を図らなければならない。年齢構成については、採用の際、研究分野が基本となるため、必要な人材を確保するのが容易ではないため、経営と教学を一体として捉え、教育研究活動が長期にわたって安定的に確保できるように検討を行う。また、研究分野が近い教員をグループ化し、グループ単位で後継者育成に当たっていくことを取組計画としたい。

#### 【医学部・医学研究科】

前年度、432名在籍していた教員も平成29年10月1日現在は424名まで減少させ、定年退職による教授の補充も学外から優秀な若い医師を採用するなど、若返りを図り、教員の質の低下に至らないように努力している。

医学研究科でも大学院設置基準における教員の基準数は60名（うち研究指導教員30名）で平成29年10月1日現在の担当教員数は287名（うち研究指導教員85名）であり、基準数を大きく上回る教員数で構成されている。年齢構成については、61歳以上11.3%、51歳～60歳22.9%、41歳～50歳32.8%、25歳～40歳33.0%となっている。全体の平均年齢は46.34歳と昨年は48.9歳だったので、若返りが図れている。

#### 【歯学部・歯学研究科】

歯学部では、日本大学歯学部教授選考内規、日本大学歯学部准教授選考内規、日本大学歯学部専任講師選考内規及び助教・助手の任用及び再任審査についての申合せを整備し、採用、昇格、再任の手続きを運用している。また、日本大学歯学部教員定数に関する内規により教員数を定めて、定員内で教員を配置するよう計画し教員組織を運営している。年齢構成については、平成27年5月現在で、40歳以下の教員は22.3%であったが、平成29年9月現在で、26.6%と増加し、若手の教員の割合が多くなり、年齢構成の均衡化が進んでいる。

歯学研究科は、歯学部の教員が兼ねている。上記の各規程等に基づいて、学部で行われた採用、昇格を受け、教員規程及び教員資格審査規程及び大学院教員の認定に関する申し合わせ事項に基づき、必要に応じて歯学研究科分科委員会で適性を審査し、研究指導教員、科目担当教員を配置している。年齢構成については、平成28年5月で現在40歳以下の教員は22.2%であったが、平成29年9月現在23.7%と増加し、若手の教員の割合が多くなり、年齢構成の均衡化が進んでいる。

#### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

松戸歯学部では、平成23年度から、若手教員の採用も考慮しつつ並行して教員の削減計画を進め、2017（平成29年度）事業計画にも、平成30年3月末までに定員数の149名とすることを明記した。平成29年9月30日現在の専任教員数は149名であり、立案当初（平成23年5月1日現在）の教員数169名から大幅な減員を達成した。また、助教を中心に若手の採用が進んでおり、年齢構成の不均衡は、是正されているといえる。

平成30年度は、学部の予算編成方針にも大学設置基準の教員基準数を確保したうえで149名を維持することを明記した。

大学院担当教員は、学部の専任教員が兼務していることもあり、教員の年齢構成の適性化と中長期的な採用計画の策定は大学院単独では決定することができないため、学部に準じているが、大学院担当教員への任用は、本人の研究業績等によりその可否

が決定されるため、年齢構成の均衡を図ること自体困難となっている。

#### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

学部人事委員会により年齢構成の均衡、組織の若返り、後継者育成、教員適正配置を主眼とした人事計画を推進し、60歳代教員の減少及び20歳代並びに40歳代教員の増加が見られ、順調に改善されている。改善取組の進行にはある程度の年数を要するため、引き続き、上記の方針で人事計画を検討し、改善取組を進行する。

#### 【薬学部・薬学研究科】

学部の理念・目的に沿って定めたカリキュラムに応じた教員組織の整備を図ることとしており、全体的な年齢構成のバランスは保たれている。平成29年9月現在、専任教員数は、教授28名、准教授17名、専任講師12名、助教13名の計70名を確保している。

また、専任教員の年齢構成について、年齢層別の専任教員数（専任教員の全体に占める割合）は、20歳～29歳が1名(1.4%)、30～39歳が17名(24.3%)、40～49歳が19名(27.1%)、50～59歳が21名(30.0%)、60歳～69歳が12名(17.1%)で、全体的な年齢構成のバランスは保たれている。

薬学研究科でも理念・目的に沿って定めたカリキュラムに応じた教員組織の整備を図ることとしており、全体的な年齢構成のバランスは保たれている。平成29年9月現在、教員数は、教授27名、准教授12名、専任講師5名、助教10名の計54名を確保している。また、教員の年齢構成について、年齢層別の教員数は、30～39歳が12名(22.2%)、40～49歳が11名(20.4%)、50～59歳が21名(38.9%)、60歳～69歳が10名(18.5%)である。

#### 【通信教育部】

平成27年度に教員配置計画を策定しており、平成29年度には、定年に至った専任教員2名を再雇用教員として配置した。また、計画では平成30年度に再雇用を予定していた2名の教員のうち、1名を特任教授（非専任）に変更する予定としている。さらに、1名の助教については、昇格要件を充足する教員と判断できることから、通学課程に昇格審査を依頼した。なお、部内において昇格の対象となる教員各位に対し面談を行い、業績に対する意識の向上を図った。法律の改正等により、非常勤講師を含め、教員の採用については、年々さまざまな制約・変更が発生しているため、今後も法改正等に対応しつつ、適切に対応していく。

#### 【総合社会情報研究科】

「大学院総合社会情報研究科教員資格審査に関する内規」で採用・昇格等に関する規程及び手続きの明文化がなされている。審査項目は、人格・識見、教授能力・教育実績、研究業績、実務実績、学会及び社会活動などである。また、教員の採用・昇格に当たっては、「教員規程」及び「教員資格審査規程」に基づいて実施している。

大学院設置基準に基づき適正な編成に努めており、平成28年度までは必要教員数を充足していたが、教員の割愛等により国際情報専攻博士前期課程において2名の不足となった。平成30年度に向けて新規採用を予定している。

授業科目と担当教員の適合性に関しては、カリキュラムの改正時に行っている。研究科担当教員の資格は、「大学院総合社会情報研究科教員資格審査に関する内規」で明確となっている。また、研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置もなされている。

今後は「大学院総合社会情報研究科教員資格審査に関する内規」の詳細な内容について検証と見直しが必要になっており討議を進めていく予定である。

### 【法務研究科】

教員採用計画を策定し、再雇用制度の適正な運用を図りながら、教員の年齢構成の不均衡を是正するよう努めている。教員に求める能力・資質については、大学院設置基準で定められた教員資格要件に基づき、法務研究科の設置理念に則して、日本大学大学院法務研究科法務専攻専任教員資格審査等に関する内規を整備している。そして、教員構成についても、専任教員数における実務家教員の数、法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の配置、主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置等の大学院設置基準で定められた教員構成の基準を充足するのみならず、本研究科の大きな特色の一つである少人数教育を実現するためにも、大学院設置基準で求められていることを上回る水準の教員構成とすることを編成方針としている。

教員の年齢構成についてであるが、平成29年5月1日現在の専任教員23名の平均年齢は、56.3歳である。また、年代別では、20歳～29歳が1名（4.3%）、30歳～39歳が3名（13.0%）、40歳～49歳が4名（17.4%）、50歳～59歳は3名（13.0%）、60歳～69歳は11名（47.8%）、70歳以上が1名（4.3%）であり若干の改善がなされている。

法務研究科においては、理論教育と実務教育の架橋を図り、また専門分野に強い法曹の育成を図る観点から、法令で定められている基準数を大きく超える専任の実務家教員が配置されている。専任の実務家教員は実務経験豊かな判事経験者等を定年退官後に採用することが多いことから、年齢構成が比較的高くなっているが、研究科としては、このことが教育及び研究の活性化を図る上で支障を来しているわけではなく、むしろ実務経験に裏付けられた質の高い、わかりやすい教育が実現していると考えている。それ故、教員の年齢構成の不均衡の是正には一定の限界がある。専任教員の年齢構成の是正に努めており、引き続きこの努力を継続したい。

### 【知的財産研究科】

本研究科は、平成29年度以降の学生募集を停止していることから、教員採用における中長期計画は策定していない。

### 【短期大学部（三島校舎）】

平成29年度は、教員2名を採用したが、いずれの教員も50歳を超えており、計画どおりの採用が進んでいないため、年齢構成の改善が図られていない。

現在、公募で教員を採用しているが、教授、准教授、助教等の資格に該当する教員で、若手、中堅研究者の応募が少ない状況である。今後も教員の採用状況を見ながら年齢構成のバランスを図っていく。

### 【短期大学部（船橋校舎）】

年齢構成については、50歳～59歳、60歳～69歳までの割合が30%を若干超過してはいるが、おおむねバランスを保っている。

教員構成について「教員定員に関する基本方針」が教員人事委員会で定められ、各学科の助教以上の専任教員数を短期大学設置基準の1.5倍とし、助手の専任教員数を短期大学設置基準の0.3倍とすることを原則とし、2020年度までに教員定員内の教員数とする中長期計画を学科ごとに策定し、進行中である。なお、教員人事については、理工学部と共通の運用を行っている。

専任教員の年齢構成及び職位のバランスについて、全体として見ればおおむねバランスを保っているが、一部の学科では、職位に偏りがあるので、引き続き注視してい

く。

また、2021年度以降の「教員人事中長期計画」について、検討を開始する必要がある。

### 【専門学校】

医学部附属看護専門学校では、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」等を満たす教員組織・専任教員を確保しているが、その年齢構成には若干の偏りが見られる。教員の採用については、現状では専門領域を考慮した欠員に対する補充となっている。現在、専門学校において、看護師養成教育を新たに希望する教員の数が少なく、若い専任教員の採用は難しい状況にある。将来の学校運営を視野に入れた若手教員層の充実が求められるため、付属病院の臨床スタッフとの人事交流等による若手教員の育成・充実策を進めていくこととする。また、看護教員育成に向けての受講制度について、今後、検討を進めていく。

歯学部附属歯科技工専門学校では、専任教員の定年退職に伴う補充計画について検討している。ここ1年～2年で2名の教員が定年退職することに伴い、新規採用予定教員の年齢、経験等を勘案することで、年齢構成を適正化し、総人件費の急激な変動を生じにくくすることが可能となる。さらに、若手教員の採用により、最近の教育内容の変化にも対応できることから、今後は上記内容を実現すべく取り組んでいく予定である。

歯学部附属歯科衛生専門学校では、教員採用における中長期計画は策定していない。しかしながら、長期的展望として、将来に向けて教員の年齢構成を適正化することで、総人件費の急激な変動を生じにくくすることが可能であり、且つ若手教員の採用により、最新の教育内容を提供することが期待できることから、今後は上記内容を実現すべく取り組んでいく予定である。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では教員組織の整備については、歯科衛生士コアカリキュラムに従い、授業科目に則した教員を配置している。担当する教員は、歯科衛生専門学校専任教員5名の他、松戸歯学部の基礎講座及び臨床講座の専任教員が兼務しているため、適合性については問題ない。松戸歯学部の教員は、教員の資格、業績、年齢等を考慮して推挙されているため、本校独自の中長期教員採用計画を策定はしていないが、今日までに問題は生じていない。

### 改善事項 No.3 (基準Ⅳ-1 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針)

各学部の教育研究上の目的及び教育目標と入学者受入方針, 教育課程の編成・実施の方針及び学位授与の方針との関連性, 及び各方針における一貫性の確保

#### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

現行の学部・学科, 研究科, 短期大学部各学科におけるアドミッション・ポリシー (A P), カリキュラム・ポリシー (C P) 及びディプロマ・ポリシー (D P) と, 大学の「目的及び使命」, 教育理念としての「自主創造」及び教育目標との関連性が明確に説明されているとは言えない。

#### 2 改善の方向及び具体的方策

##### [改善の方向]

学部等ごとのアドミッション・ポリシー, カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー (以下「三つの方針」) は, 大学の「目的及び使命」, 教育理念としての「自主創造」, 学部等の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえているか確認し, 教職員間で共有する。

また, 「三つの方針」は, 学生の入学から学位の授与に至るまでの一貫した方針を具現化するものであることから, 各方針の関連性や一貫性が確保されているかについても確認する。

##### [具体的方策]

教学戦略委員会, 学務委員会等を中心に, 学部等の「三つの方針」が大学の「目的及び使命」, 教育理念としての「自主創造」, 学部等の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえた上で策定されているかを改めて検証する (学科ごとに方針を定めている場合は, 学部の方針との関連性についても確認する)。また, 現行の「三つの方針」について, 各方針の関連性や一貫性が確保されているかを確認する。

#### 3 改善達成時期

平成 28 年度

#### 4 改善担当部署等

本部 (学務部), 大学院研究科, 学部, 短期大学部, 専門学校の学務委員会等

#### 5 改善結果

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容 (成果), 問題点, 今後の取組計画

#### 【学務部】

教学戦略委員会では, 各種教学施策の具体的方針を明確化するために, 卒業するまでに学生が身につけるべき能力などをワークショップの開催なども通じ「日本大学教育憲章」をまとめ, 学長がこれを制定した。これにより「目的及び使命」や教育理念である「自主創造」と各学部の「教育研究上の目的」をつなぐものとして「日本大学教育憲章」が機能し, 各学部が大学全体の精神や方針から一貫性をもったポリシーの作成がしやすい環境を整えた。現在は文部科学省の通達に基づき, 「日本大学教育憲章」から「三つの方針」との整合性を見直しを図り, 「教育研究上の目的」との整合性についても各学部を中心に確認をしてもらっており, 変更の必要性がある場合には学則変更で対応している。

「教育研究上の目的」については, 研究にまでまたがる内容でかつ学科単位のものであることから, 「日本大学教育憲章」と「三つの方針」のチェックに含めて, 細部までを直接的に整合性を踏まえることは難しい。その性格上「教育研究上の目的」は少

しふかんした観点から矛盾などがないかのチェックに事実上とどまっている。

今後も各学部からの提出の後、体系的・整合性などが担保されているかを各学部と確認し修正を行い、引き続き一貫性のあるものとしていく。

#### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

本部からの「三つの方針」の見直し依頼に伴い、Step1からStep3までのスケジュールのもとで見直しが図られる。一貫性が確保されているかの検証作業は、「三つのポリシー見直し検討ワーキンググループ」の作業を中心に、学部執行部、学務委員会、その他関連の委員会などが連携しながら見直しを行う。

学部における「教育研究上の目的」及び「三つの方針」、そして日本大学としての「日本大学教育憲章」「目的及び使命」及び「教育理念」の5つの事柄について、バラバラとならず一貫性のもとで策定されなければならない、法学部の5学科との整合も考えなければならない。大学本部が全学的に行っている「三つの方針」の見直しスケジュールに沿って、法学部における「三つのポリシー策定検討ワーキンググループ」の作業により実行する。

法学研究科でも法学部が立ち上げた「三つのポリシー策定検討ワーキンググループ」における作業の中で、大学院担当が中心となり、法学研究科・新聞学研究科改革ワーキンググループとの連携のもと確認作業を行っている。大学院進学者が減ってきており、大学院の在り方など全体の改革が問題であるが、大学院担当が中心となり、法学部が平成28年度に立ち上げた「三つのポリシー策定検討ワーキンググループ」と連携して見直しの作業を行っていく。

#### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

文理学部及び研究科では、平成28年度に「日本大学教育憲章」に基づき「三つの方針」の見直しを図り、ホームページ等で公表した。策定した「三つの方針」はそれぞれ関連性や一貫性を確保している。

現在も「日本大学教育憲章」の「自主創造」の3つの構成要素及び8つの能力とDP、CP等との整合性、関係性について再度検証している。

#### 【経済学部・経済学研究科】

経済学部における「三つの方針」は、大学の「目的及び使命」に則り、学部の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえたものになっている。この「三つの方針」の一貫性を確保するため、DP及びCPの内容について連動性があるものであることを再確認してきた。その際、作成した履修系統図（授業科目関連図、カリキュラムツリー）を用いて、科目ごと、あるいは学科間の系統や相関や科目相互の整合の確認を行うとともに、科目群ごとのDPを明記した。またCPについては、DPとの関連性・連動性を精緻に検証するため、学科プログラム等の「教育目標」を明文化できるよう現在も引き続き検討している。なお、「三つの方針」は学部要覧、入学試験要項等に、履修系統図は学部要覧に掲載して学生、教職員、受験生及び保護者と共有している。

今後もDPに対応する学科プログラム等の「教育目標」の明文化を引き続き検討するとともに、今般制定された「日本大学教育憲章」での自主創造の8つの能力と「三つの方針」それぞれの関連性、整合性を明示できるように検討していく。

経済学研究科では、「三つの方針」と経済学研究科の教育理念、教育目標及び教育研究上の目的との整合性や一貫性について、入試制度、入学者選抜時やカリキュラム（カリキュラム改定等の策定も含め）で十分意識し、継続的に議論を重ね、平成28年度に、「三つの方針」を大学の「自主創造」「教育研究上の目的」に合わせ改定した。



また、これら「三つの方針」は、大学院要覧に明記し、ホームページに公開して、大学院生、教職員、あるいは受験生・保護者で共有している。

今後も「三つの方針」が本学の教育理念等と整合し、一貫性を保持しているかを継続的に検証していく。

#### 【商学部・商学研究科】

学務委員会委員を中心としたプロジェクトを編成し、方針の見直しを行い、教育目標と新たな「三つの方針」を策定した。

今後は自主創造を構成する「8つの能力」と関係性や整合性を図る必要がある。現在カリキュラム改革が進行中であり、学科やコース、科目等の見直しに伴って「三つの方針」の再検討を行うこととなっている。

商学研究科においては、科目の名称変更を検討していることから、「三つの方針」やコンピタンスに適合する科目と、適合しない科目のバランスを取ることが課題である。

カリキュラム改革も視野に入れながら、大学の方針に合致するように専門科目の配置を行うことを検討している。

#### 【芸術学部・芸術学研究科】

A P、D P及びC Pに関しては明確化し、平成 29 年 4 月よりホームページ等で公表している。また、この方針に基づき、履修系統図を作成し、学部要覧に掲載しており、その際、科目の検証を行った。これらの「三つの方針」に関しては、科目レベルで検討を行い、関連性、一貫性に関しては教授会で最終的に確認を行っている。

芸術学研究科でも大学院委員会での検討、大学院分科委員会の報告を経て、日本大学教育憲章を元に一貫性を確保した新たな各方針（A P、C P、D P）を策定した。平成 29 年 4 月よりホームページにて公表している。

今後も定期的な検証と見直しを行っていく予定である。

#### 【国際関係学部・国際関係研究科】

国際関係学部では、平成 28 年度入学生から教育課程(カリキュラム)の改定を行い、これに併せて、平成 27 年度中に従前の本学部及び各学科の「教育研究上の目的」について、大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか検証し、変更を行った。また、平成 28 年度中に学部の教育理念を「国際社会の理解及び貢献」と策定し、「三つの方針」について日本大学教育憲章の趣旨を反映するべく見直しを行った。さらに、「三つの方針」の関連性や一貫性が確保されているかも併せて検証した。

今後は、日本大学教育憲章の「自主創造」の3つの構成及びその8つの能力とD P、C P及びカリキュラム(科目)との整合性・関係性の検証と見直しを行う。併せて、A Pについても検証し、見直しを行う予定である。

国際関係研究科では、平成 27 年度入学生の教育課程(カリキュラム)の改定を行った。その際に大学の理念「自主創造」と国際関係研究科の「教育研究上の目的」の整合性を確認し、本研究科独自の教育の理念及び教育目標を新たに策定した。また、平成 28 年度中に教育理念を「国際関係及び国際文化への正しい理解と深い学識を基礎として、新たな領域での高度な研究成果を創出することを通じた国際貢献」と策定し、「三つの方針」について検証し、見直しを行った。

今後、学部と同様に日本大学教育憲章の「自主創造」の3つの構成及びその8つの能力とD P、C P及びカリキュラム(科目)との整合性・関係性を検証し、併せて、A Pについても検証していく予定である。

### 【理工学部・理工学研究科】

これまで、「学士課程教育の構築に向けて（中教審答申）」を受け、学部における「三つの方針」を定め、その後の教育課程の変更時には、各学科の教員から構成される学部の学務委員会の新カリキュラム検討小委員会において方針を意識しつつ教育課程の変更を行ってきた。また、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を受け、現行の教育課程におけるCP及びDPの見直しを行うとともに、次期教育課程の編成に向けて学務委員会にて検討を行うところである。検討を行うに当たり、各方針の関連性や一貫性の確保が再認識されるよう、学務委員会の主催による講演会を開催した。CP及びDPについては、学部要覧及びシラバスに明示することにより学内で周知するとともに、ホームページ等を通じて広く社会にも公表している。現在も大学本部からの見直しについての依頼を受け、各種ポリシーについて見直しを行っている。

理工学研究科では「教育研究上の目的」及び理工学部の「教育研究上の目的」との関連性を踏まえ、「三つの方針」を策定した。また、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を受け、現行の教育課程におけるCP及びDPの見直しについて、平成28年度に大学院委員会において検討を行った。

CP及びDPについては、大学院履修要覧に明示することにより学内で周知するとともに、ホームページ等を通じて広く社会にも公表している。大学院委員会を中心に、今後の組織再編等を見据え「日本大学教育憲章」に基づき、見直しを検討していく。

### 【生産工学部・生産工学研究科】

生産工学部及び生産工学研究科では、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び日本大学教育憲章の制定に伴い、学部・学科及び研究科の「三つの方針」が、大学の「目的及び使命」、教育理念としての「自主創造」、学部・学科及び研究科の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえた上で策定されているか、各方針の関連性や一貫性が確保されているかを、学務委員会や大学院検討委員会を中心に検証を行い、平成29年度から適用するそれぞれの「三つの方針」の見直しを行った。

「三つの方針」とカリキュラムを構成する「授業科目」の各科目間の関係や内容の整合性、連動性等の確認、及び各教員が「三つの方針」を踏まえながら、授業改善に向けPDCAサイクルを更に機能させることが必要であると考えている。

今後は、日本大学教育憲章の3つの構成要素及びその8つの能力とDP、CP及び科目との整合性・関係性を検証するとともに科目、シラバス及び履修系統図等への対応を含め、実質的かつ体系的な教育課程を構築する。

### 【工学部・工学研究科】

平成29年度カリキュラム改定作業時に本学部の「教育研究上の目的」と合わせ学部のみならず各学科についても見直しを実施した。DPの実現に向けては、工学部は工業高校等からの推薦入学者が多く、教育課程上、普通高校で学んでいるような数学・物理・化学といった工学系基礎科目についての学習時間が少ない学生が見受けられるため、工学系基礎科目の理解の上に専門科目の基礎から専門性の高い内容となるよう各学科の授業科目の設置並びに学年・学期配置を行い、履修系統図を作成した。またDPに則した「教育研究上の目的」を制定し、実現のためのCPに沿ったカリキュラムを作成し、そのカリキュラムにより、DPに沿い「教育研究上の目的」に到達できるようAPの改定を実施した。

今後は学長の基本方針に則り、既存授業科目の2割削減と工学系基礎科目教育の充実をどのように実現するか、設置科目及び学年配置等について勘案事項が増加しているが、次回以降のカリキュラム改定時における、検証についても「三つの方針」と「教

育研究上の目的」の関連性及び一貫性に留意し実施する。

工学研究科では、大学院委員会において平成30年度カリキュラム改定作業時に「教育に関する全学的な基本方針」及び「日本大学教育憲章」を基に「自主創造」の8つの構成要素が網羅されているか検証を実施している。

カリキュラム改定を現行の2年に一度のサイクルでは改定までの期間が短いため、改定サイクルを見直し、未修了者数・退学者数についても検証要件とすることにより、教育の質保証体制を整備する。

#### 【医学部・医学研究科】

医学部執行部承認のもとで「学部の理念と3つのポリシーを検討する部会」を組織し、「医学部の教育理念」「教育研究上の目的」「三つの方針」の検討を重ね、学務委員会、研究委員会、教授会の審議を経て、平成28年度中に決定した。その検討に当たっては、当時策定中であった日本大学教育憲章（案）との整合を図るよう努め、各方針の関連性や一貫性が確保されているよう留意した。同時に「履修系統図」を改定し、DPに定めるコンピテンシー及び各科目間との関連性、各学年の到達目標との密接な対応関係が示されるよう留意しながら策定した。

平成29年度からホームページ、入試広報パンフレット、学習要項に掲載し、広く周知を図って関係教職員間で各種理念の共有化を図った。今後も本学の教学戦略及び社会の要請等に対応し、必要に応じて見直しを図っていく。

#### 【歯学部・歯学研究科】

歯学部における「三つの方針」は、創設者 佐藤運雄の提唱した「医歯一元論」とこれを唱えた佐藤運雄の実践(生きざま)に基づいて策定されている教育研究上の理念・目的及び教育目標に沿って策定しており、その理念・目的・教育目標は、日本大学の「目的及び使命」及び教育理念を基盤としている。また、その内容を学部案内(Dentistry)に記載して入学者や学内の教員に対して関連性や一貫性について明示している。

平成29年度においても、学部要覧にCP及びDPを記載して、理念・教育目標に基づく教育課程の編成・実施の方針及び学位授与の方針との関連性を明示することで、教職員や学生間での認識を共有し、さらには、履修系統図も記載することによって、図解による理解の深化を図っている。

平成29年度においては、学務委員会・教学推進センターを中心として、日本大学教育憲章の「自主創造」の3つの構成要素及びその8つの能力と、DP、CP及びカリキュラム(科目)との整合性・関係性を検証して見直しを図り、さらには、カリキュラム、シラバス及び履修系統図等への対応を含めて、実質的かつ体系的な教育課程を構築するとともに実効性のあるPDCAサイクルを機能させた教育の質保証の確立を図るよう検討を行っている。今後も検討小委員会での整合性・関係性検証の継続していく。

歯学研究科では「三つの方針」が、大学の「目的及び使命」、教育理念としての「自主創造」、歯学研究科の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえた上で策定されているかについては、「自主創造」を構成する3つの構成要素及び8つの能力を包括した形でない部分のあることから見直しする必要がある。今後、研究委員会で検討していく必要がある。

#### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

松戸歯学部の「目的及び使命」及び大学の教育理念である「自主創造」と、学部等

の「教育研究上の目的」との関連性・整合性の検証は、「三つの方針」を見直す段階で、「日本大学教育憲章」との関連性を熟慮して完成している。今後も大学の方針のもと、見直しを図っていく。

松戸歯研究科では、現在、「三つの方針」を策定中であり、大学の「目的及び使命」、教育理念としての「自主創造」、学部等の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえた上で策定を進めている。さらに、各方針の関連性や一貫性が確保されているかを確認した上で策定を進めている。

#### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、学務委員会でDP及びCPの検証及び見直しを行った。今後は、日本大学憲章の「自主創造」の3つの構成要素及び8つの能力と「三つの方針」との整合性・関連性を検証して見直しを図り、年次計画的に実施する。

#### 【薬学部・薬学研究科】

学務委員会、カリキュラム検討委員会及び教授会によりAP、CP及びDPを確認し、大学の「目的及び使命」及び教育理念としての「自主創造」との関係を討議し、教職員間で共有している。特にDPとCPの関係を検証し、CPと科目の対応も検討した。日本大学教育憲章（日本大学マインド、「自主創造を構成する3つのカテゴリー」）との関連性を明確にするため、DPとCPの対応を検討した。

今後も日本大学教育憲章との関連性及び一貫性について、引き続き検討し、PDCAサイクルの構築を進める計画である。

薬学研究科でも平成29年度からカリキュラムを改編した。

具体的には、①創薬化学を中心とし、医療に貢献できる薬学研究者の育成、②時代背景に沿うべく、レギュラトリーサイエンス及び研究倫理に関する講義科目を新たに設置、③研究成果の社会への公表をより一層推進すべくアカデミック・ライティング（講義科目）を新たに設置した。今後も継続して検討する予定である。

#### 【通信教育部】

平成28年度に教育理念である「自主創造」の3つの構成要素と日本大学マインドを示した「日本大学憲章」が制定され、日本大学の「目的及び使命」、教育理念の「自主創造」がより明確化された。平成28年度に開催した学務委員会では、これらを基に「教学に関する全学的な基本方針」を踏まえ、「教育研究上の目的」と照合しながら、DP、CP及びAPの見直しを図り、改定に至った。この改定では、DPは同じ目的のため通学課程と、そごがないように、またCPが、学修形態の異なる通学課程と乖離しないように努めた。

これらのポリシーを制定する過程で、委員から「教育研究上の目的」の見直しを希望する意見があり、今後検討する予定である。

また、DP、CP制定と履修系統図の改定をもとに、学務委員会において、現行カリキュラム点検・評価を実施した。

APに関しては、平成29年度に大学の「目的及び使命」等、通信教育部の各方針の一貫性、通学課程との関連、さらに、通信教育が社会から求められるものを勘案して策定した。

今後も大学本部からの指示を踏まえ、段階を踏んで見直しを進めていく。通信教育部への社会のニーズ、環境などを考慮しつつ改善を進める。

### 【総合社会情報研究科】

日頃接触する機会の少ない兼任教員（非常勤講師）に、当大学院の取り組み内容が周知されていないことが課題であると考えている。今後も教員研修会等で周知していく。

### 【法務研究科】

学務委員会等を中心に、法務研究科の「三つの方針」が大学の「目的及び使命」、教育理念としての「自主創造」、学部等の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえた上で策定されているかを改めて検証するとともに、現行の「三つの方針」について、各方針の関連性や一貫性が確保されているかを確認した。法務研究科は、日本大学が明治22年に日本法律学校として開学以来、長きにわたり法曹界に多くの人材を輩出してきた伝統と「自主創造」の教育理念のもと、大学の目的及び使命に則り、教育研究上の目的は、法学の理論・知識を踏まえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹の育成にある。倫理観、正義感のかん養を通じて、市民から信頼され、また企業活動のコンプライアンス等に通じた法律実務家を養成するとともに、総合大学の総合力、多様性を生かし、医療・知的財産等の専門分野への道を開くことを目指しているところ、上述の教育理念としての「自主創造」、本研究科の「教育研究上の目的」を踏まえた上でAP、CP及びDPを定めている。

三つの教育方針の再検証については「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行されることに伴い、日本大学教学戦略委員会で検討された「日本大学教育憲章」の内容を十分に反映させるように策定又は見直しの協議を進めていきたい。

### 【知的財産研究科】

「教育研究上の目的」において「知的財産専門人材」及び「知的財産マネジメント人材」を養成することが明示されており、「三つの方針」においてもそれぞれに教育目標や学位授与の条件として明示されている。

### 【短期大学部（三島校舎）】

平成27年度に短期大学部（三島校舎）2学科1専攻科の「教育理念」を「日本大学の教育理念「自主創造」に基づき、創造性のある豊かな思考力を備え、地域社会に貢献できる良質な「人材の育成」と策定したが、平成28年度に短期大学部（三島校舎）2学科1専攻科の「教育理念」を「日本大学の教育理念「自主創造」を基礎とした「地域・社会貢献」と策定し、「三つの方針」についても日本大学教育憲章の趣旨を反映するべく検証し、見直しを行った。さらに、「三つの方針」の関連性や一貫性が確保されているかについても併せて検証した。

今後も日本大学教育憲章の「自主創造」の3つの構成及びその8つの能力とDP、CP及びカリキュラム（科目）との整合性・関連性の検証と見直しを行う。併せて、APについても検証し、見直しを行う予定である。

### 【短期大学部（船橋校舎）】

学校教育法施行規則が一部改正され、「三つの方針」の策定・公表が義務付けられたことに伴い、日本大学教育憲章、大学及び短期大学部の「目的及び使命」、大学及び短期大学部（船橋校舎）の「教育の理念」、各学科・一般教育の教育研究上の目的や教育目標を踏まえて、「三つの方針」が一貫性・整合性あるものとなるよう留意し策定した。

## 【専門学校】

医学部附属看護専門学校では平成 29 年 7 月に A P, C P 及び D P について, 日本大学教育憲章を基に見直しを図った。

今後の課題として教職員が理解を深めた上で学生, 保護者, 広く社会に発信していくことが求められる。また, 内容については今後も定期的に検証を行い, 必要に応じ見直しを行っていく。

歯学部附属歯科技工専門学校の D P は, 現状に加え, より明確にすることを目的として改めた。

D P の実現に向けて, A P については, ホームページや学校案内等への掲載のみならず, 進学相談会や学校見学においては専任教員が説明を行い, 学校訪問時には専任教員が学校案内等を用いて進路指導教員に説明を行っている。また, 入学試験時には面接を実施することで, 本校への入学希望意欲の確認を行っている。また, C P の実現に向けて, 歯科技工士養成所指定規則及び歯科技工士養成所教授要綱に基づき, 歯科技工士としての知識と技術を確実に修得できることを前提とした教育課程を編成しており, 最新の歯科医療, 歯科技工に関する教育を行い, さらに, 医療人として知識や技術だけでなく, 広い視野を持ち人間性豊かな教養を身につけた人材育成を教育目標としている。これらの「三つの方針」が「自主創造」の構成要素及びその能力と結びつき, 本学の教育理念に関連性・整合性をもたらすよう, 引き続き教学 IR 専門委員会と教員会で検討していく。

歯学部附属歯科衛生専門学校の, 学位授与方針として, 歯科衛生士国家試験に合格後, 歯科衛生士として社会貢献できる者に専門士(医療専門課程)の学位を授与している。

D P の実現に向けて, まず, A P については, ホームページや学校案内等への掲載のみならず, 進学相談会や学校見学においては専任教員が説明を行っている。また, 入学試験時には面接を実施することで, 本校への入学希望意欲の確認を行っている。

C P の実現に向けて, 歯科衛生士養成所指定規則及び歯科衛生士養成所指導要領に基づき, 歯科衛生士としての知識と技術を確実に修得できることを前提とした教育課程を編成しており, 歯学部附属歯科病院での臨床実習を中心に, 幼稚園や学校における保健指導, 歯科診療所の診療見学, 医科大学病院や特別養護老人施設での口腔ケアなど, 歯科診療・予防歯科及び地域保健の現場を体験できる教育を実施している。これらの「三つの方針」が「自主創造」の構成要素及びその能力と結びつき, 本学の教育理念に関連性・整合性をもたらすよう, 引き続き教員会等で検証していく。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では, 従前からあった「三つの方針」を再検証し, 平成 28 年から, より歯科衛生専門学校に特化するよう改定し, より明確に定義し制定した。この「三つの方針」は, 学修便覧や本校パンフレット(学部案内), 本校ホームページへの掲載をはじめとして掲載し公表している。

改定を機に, 大学の「目的及び使命」, 教育理念としての「自主創造」, と本校の「教育研究上の目的」及び教育目標等を踏まえた上で策定しているもので, 検証済といえる。同時に松戸歯学部の教育方針との関連性についても確認している。

## 改善事項 No.4 (基準Ⅳ-2 教育課程・教育内容)

全学共通初年次教育「自主創造の基礎」の検証

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

平成26年度より開始し、平成27年度には6学部において導入された全学共通初年次教育について、その実効性の検証は行われていない。

### 2 改善の方向及び具体的方策

[改善の方向]

導入先行学部をモデルとして、自己啓発型教育の効果について検証する。

[具体的方策]

初年次教育のねらいは、基礎学力の定着とともに、学修への習慣付け、動機付けを育成し、能動性・多様性・主体性を涵養することにある。これらの修得について、教員による評価とともに、学生による評価も重視し、学生が専門課程へ進級した時点、あるいは卒業後における初年次教育効果について全学的に継続して検証する。

### 3 改善達成時期

初年次教育を受けた入学生が卒業する平成31年度をめどとする。

### 4 改善担当部署等

本部(学務部「FD推進センター」)

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容(成果)、問題点、今後の取組計画

### 【学務部】

多くの学部で全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎」の科目導入が進められており、経済学部・商学部・理工学部を除く全ての学部において「自主創造の基礎1」及び「自主創造の基礎2」の導入が予定され、授業内容の充実を優先させているのが現状である。同科目の評価・検証については、何を指標として検証するのかという点が難しいところではあるが、同科目の展開を検討する学務委員会全学共通初年次教育検討ワーキンググループでは、平成29年度から全学共通で使用する「自主創造の基礎2」の授業設計マニュアルを作成し、その中にルーブリック評価の導入について説明を含めている。平成29年度は、全学的内容の一定の共通化が図られ、念願であった学部間交流授業「日本大学ワールドカフェ」も実施に至り、平成26年度から全学的に動き始めた全学共通初年次教育科目の枠組みがいったん完成したといえる。ワールドカフェにおいても受講者、タスクフォースのアンケートを行い、現在分析中となっている。

今後は教学戦略委員会で作成した「日本大学教育憲章」に基づいたルーブリックをもとに、全体のカリキュラムにおける汎用的能力を測る仕組みを検討していく。

## 改善事項 No.5 (基準Ⅳ-3 教育方法)

授業改善に向けた授業評価アンケート結果の積極活用

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

教育成果の検証ともいふべき授業評価アンケート結果が、授業改善のために十分に活用されていない現状がある。

### 2 改善の方向及び具体的方策

#### [改善の方向]

学生による授業評価アンケート結果が授業改善に結びつく具体策の検討及び体制の構築を図る。

#### [具体的方策]

全学FD委員会で実施する実態調査、教員に対しての意識調査等により、授業評価アンケート結果公表の在り方も含め、多角的な視点で効果的な手法を検討する。

また、授業評価アンケートの全学共通調査項目には、学生の学修行動に関する内容が含まれているため、それらのデータ収集・分析を行い、学部等へのフィードバックや情報の共有に活用していく。

### 3 改善達成時期

平成29年度をめどに検討結果をまとめる。

### 4 改善担当部署等

本部(学務部「FD推進センター」)

大学院研究科，学部，短期大学部，専門学校の教務課及びFD関連委員会

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容(成果)，問題点，今後の取組計画

### 【学務部】

FD推進センターでは、毎年度実施している「FD等教育開発・改善活動に関する調査」を実施し、全学部独自に実施している授業評価アンケートの実施内容についての把握を行っている。また、平成27年度から全学部共通で導入した授業評価アンケートの全学共通統一調査項目についても同調査を通じて意見聴取を行っている。平成27年12月には「学生による授業評価アンケート」に対する教員の意識調査を行い、平成28年度の全学FD委員会調査・分析ワーキンググループ会議においてその集計と分析を進め、取りまとめを行い、各学部の教員の意識の把握を行うことで、今後の具体策について検討する体制が整った。また、全学共通統一調査項目の集計結果の公表についても同ワーキンググループにて検討が進み、平成28年度前期分より「事務の友」などを通じて集計結果を学内で公表している。

全学共通統一調査項目の学外への公表については、その効果も含め賛否が分かれているが、学外公表に向けては、学内公表による効果を踏まえて必要性を確認した上で、検討を進めていく。また、新たな授業評価アンケートの活用方法等についても具体策の検討を進めている。

### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

法学部ではFD委員会が授業評価アンケートの実施、データの収集・分析等に対する取組を行っている。アンケート項目の検討、実施後の改善に向けた施策を行っている。特に、授業担当者への取組において「アクションプランシート」を提出してもら



い、今後の授業改善に役立っている。また、授業評価アンケートの集計結果の公表においては、学部ホームページの教育情報に概要を掲載している。公表内容が各科目の全情報の公表ではなく、科目群の平均値を公表していることが今後の検討課題である。

アクションプランシートによる効果について、その効果が出ているか否かの精査が行われていないのが問題点として挙げられるが、FD委員会において授業評価アンケートに対する取組を更に強め、授業改善が図られ学生の学力アップが図れるよう授業改善に関するFDセミナーなどの開催を検討する。

法学研究科及び新聞学研究科でもそれぞれのFD委員会が、授業アンケートの実施、改善に係る検討を行っている。法学部ではアクションプランシートを担当の教員に提出を求めているが、法学研究科・新聞学研究科では実施していない。

大学院の在籍者が少なくなってきたおり、履修者も数名の授業が多いことで、授業アンケートによる授業改善の効果について問題がある。

今後は授業アンケートの在り方や授業改善に向けた取組など、学部のFD委員会と連携して大学院の取組を検討していく。

#### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

授業評価アンケートの結果については、授業担当者へフィードバックし、FD委員会活動報告書や学部ホームページで概要について公表している。また、結果を検証し、FD委員会委員長が合同教授会等で改善を促す体制が整えられており、今後もFD委員会においてデータ収集・分析を行い授業改善に寄与させていく。

研究科においても具体策の検討及び体制としては、FD委員会が行っており、データの収集・分析については、毎年度末に「FD委員会活動報告書」として教員へ配付し周知している。その他の検討については、FD委員会において継続して行っている。

#### 【経済学部・経済学研究科】

経済学部では、学生による授業評価として学生による「授業アンケート」を毎年、前期及び後期授業期間の終了前に実施している。授業アンケートは、集計結果を教員にフィードバックし授業改善に役立っているとともに、全体の集計結果は学部ホームページに掲載している。さらに、授業アンケートのデータは学部FD委員会によって多角的な分析を行い、結果を専任教員会議で学部教員に報告した。また全学共通調査項目における学生の修学行動についても学部教員に情報を提供・共有化し、学生の学修時間向上を促した。今後も引き続きアンケート結果が授業改善に結びつくよう分析及び検証を行う。

経済学研究科では、授業のほとんどが少人数で実施されているためFDを行うのに適切な規模ではないが、平成27年度から受講者10名以上の講義を対象に授業アンケートを行い、各担当教員がその結果を検討し授業へのフィードバックを行っている。

また、大学院委員会副委員長が経済学部のFD委員会に属しており、学部のFD活動とともに授業改善に努めている。受講者数の少ない科目について、授業アンケートを実施するか否か、実施した場合の効果等を導入前に検討する必要がある。

#### 【商学部・商学研究科】

教育改善委員会の所管により、以下の取組が行われている。

学生による授業評価アンケートを前学期末及び後学期末に実施し、集計結果を科目担当者にフィードバックしている。また、集計結果は教育改善委員会によって多角的に分析され、平成29年度から「全学共通項目」や「自由記述欄」の分析が加えられた。近年、学生の主体的な学修の促進が課題となっていることから、教員を対象とした授

業アンケートを実施するとともに、FD講習会を開催し、学生の主体的な学修を促す方法や工夫等についても知識・情報の共有を図った。これらの内容は『教育改善のすすめ（第7版）』等で公表している。

学生による授業評価アンケートの集計結果は学期ごとに科目担当者にフィードバックしているが、このデータを積極的に活用したPDCAサイクルの実現が求められる。

学生による授業評価アンケートを授業改善のための基礎データとなるため、回収率の向上を図りながら継続して実施する。あわせて、教員の相互啓発の機会として、これまでのFD講習会に加え、教員参加型のワークショップを企画する。

商学研究科は講義人数の関係もあり、授業アンケートは実施されていない。しかし、今後は学部設置されている授業改善委員会と連携を取りながら、授業アンケートの実施に向けて動き出している。具体的には、他学部の大学院にて、すでに実施しているアンケート表を教務課を中心に収集した。今後は、教育改善についてのチームを課程検討委員会のメンバーを中心に形成して、授業アンケートの項目の検討していくことになっている。また、学生の中には、経営学の知識がないまま入学してくる学生もいる。そのため、経営学の知識が不足している学生には、指導教授から、学部の主要な経営関連を前提科目または聴講科目として学習することを検討している。

大学院講義の受講人数は、1人から20人近い講義までとバラつきが大きい。そのため、授業アンケートを実施する人数の基準を明確化する必要がある。アンケート調査を実施する適切な人数を、科目ごとに検討していくことと、他学部大学院のアンケート調査を参考にしながら、具体的な質問項目に落とし込んでいく予定である。

#### 【芸術学部・芸術学研究科】

授業評価アンケートに関しては、FD委員会でデータを共有し、その中で問題となった項目に関しては、学務委員会にフィードバックを行い、改善を促した。具体的には、全学項目の図書館利用などの項目の得点が低かったため、予習復習に関しては、シラバス等で具体的に記載したり、授業ガイダンスで明確化するよう指導を行った。

芸術学研究科では大学院委員会、専攻主任会議の検討を経て、平成29年度後期に授業評価アンケートを実施することとした。内容と実施方法については、FD委員会での審議を経て、正式な決定となる。実施結果を冊子にまとめ、各教員にフィードバック及び情報共有に活用していく。

一方で大学院は、少人数教育であり、個人情報取り扱いを含む問題点もあるため、問題点を具体的に抽出しながら、改善を行っていく。

#### 【国際関係学部・国際関係研究科】

国際関係学部では、授業評価アンケートに全学共通調査項目を取り入れており、さらに、学部独自のアンケート項目について、より有効な授業評価アンケートになるよう検討しているところである。また、授業評価アンケートの結果公表について、平成23年度に各教員へ調査し、「科目区分ごとの公表とする」という回答が76%であった。授業評価アンケート結果は、担当教員に返却し授業改善に資するよう依頼しているにとどまっているが、引き続きFD委員会で授業改善に結びつく具体策を検討していく。

課題としては授業評価アンケートの公表についての検討が必要であり、FD関連の研修会やワークショップに教職員を派遣し、FDを企画・運営できる人材の養成に努めていく。

国際関係研究科では、単独の委員会は設置しておらず、既存のFD委員会では学部及び短期大学部を対象としている。なお、授業評価アンケートは、学部と共通で実施している。このため、大学院独自の教育内容・方法等の改善を図るため、既存の「大

学院運営委員会」でFD活動について検討を行うことを考えている。また、授業評価アンケートの結果は、担当教員に返却し授業改善に資するよう留まっている。

今後も大学院独自の教育内容・方法等の改善を図るための取組を検討していきたい。

#### 【理工学部・理工学研究科】

平成26年度から各学科においてアンケート結果の分析を行うと同時に、授業改善に向けた取組を作成し、理工学部ホームページで公表している。平成28年度からは、一学期の授業を前半・後半で分担している授業科目への対応や授業の改善が履修している学生に対して当該学期中にフィードバックできるようにすることを目的とし、学期の中間期及び学期末の2回アンケート実施期間を設けた。また、授業改善のためアンケート結果から教員が意図した「授業の進め方・工夫」に対して、学生の授業における「理解度」「難易度」「満足度」の状況を考察し、問題点を抽出するなど学生からの評価で改善すべき点についての状況把握・分析を行うことにより、授業改善に活用している。また、これらの結果等を学科内で共有し、授業改善に反映するなど、アンケート評価結果を活用している。

今後はアンケートの設問項目の見直しについて検討を開始する。また、平成28年度からは、学期末の実施に加え、新たに学期の中間期においてもアンケートを実施しており、結果がどのように授業改善に活かされたかをFD委員会で検討していく。

理工学研究科でも学部と同様に授業評価アンケートを実施している。

一方、研究科では履修者の少ない授業科目については、アンケート回答者が特定できてしまうこともあり、アンケートの在り方も含め公表については、慎重な対応が求められているため、設問項目の見直しも含め、理工学研究科におけるアンケートの在り方をFD委員会で検討していく予定である。

#### 【生産工学部・生産工学研究科】

生産工学部では、学生による授業評価アンケート結果に対する意識調査として、教員アンケートを年に一度行っており、教員自身が振り返る機会を設けている。また、平成27年度からティーチング・ポートフォリオを導入しており、授業改善項目の成果物として利用している。改善結果の公表は、現在検討中である。

JABEE認定学科では既の実施しているが、今後は収集したデータを分析し授業の改善に向けたPDCAサイクルに基づく検証を全学科において機能させることが必要であり、この数年間で構築した施策を継続して実施していく計画である。

生産工学研究科では、少人数授業が大半を占めており、個別の授業アンケートを実施した場合匿名性が確保されない問題があるため、実施していない。ただし、学生によるアンケートとして、修了時に博士前期課程修了生を対象として修了生アンケートを実施し、調査項目に「授業内容、授業方法で改善して欲しいこと」という項目を設けている。

修了生アンケートの調査項目に「授業内容、授業方法で改善して欲しいこと」という項目を設けているが、個別の授業評価アンケートは実施していないことから実施に向けた早急な検討が必要であり、大学院検討委員会に設置の「大学院FD実施及び充実に関するワーキング」において、授業評価アンケートについて、平成30年度の実施に向け、具体的な検討を始めている。

#### 【工学部・工学研究科】

工学部では、授業評価アンケートの集計結果をポータルサイトにて、学生及び全教員に開示している。また、自由記述欄の記載内容については、各学科の主任及び主任

の指名した教員に開示し、学生の評価の思わしくない教員について注意・指導を実施することをFD委員会において決定した。主任による指導により成果が見られない場合は、次のアンケート結果により学務担当室に主任同伴で呼び出し注意・指導の後、改善計画書を提出させ、改善に役立てるよう取り組んでいる。

改善上での問題点としては、学生アンケートの回収率が低迷していることがあり、今後もアンケート結果を踏まえ、改善を行っていく。

工学研究科では指導上の効果を測定する手段として、「学生による授業評価」の実施、シラバス内容の検討を実施するなど、FD活動を推進し有効性を検証している。

なお、大学院担当教員は学部の専任教員を兼ねており、学部でのFD時に併せて実施している。学生数が少なく、授業評価アンケートにおいて、教員への不満等を記述すると、個人特定されるとの不安から回答率が上がらないが、学部と同時に実施することで、ある程度の回答率を得られるため、客観性のある結果となっている。

改善上での問題点としては、入学定員を充足できていない状況が改善されていないため、授業評価アンケート等を用いた大学院独自でのFDについては、客観性が担保されていないことが挙げられ、入学定員を充足させることにより、客観性のあるデータに基づくFD活動の実施について検討していく予定である。

### 【医学部・医学研究科】

全学FD委員会を中心とする授業評価アンケートの実施は従来どおり継続中である。その他として医学部学務委員会を中心にPBLテュートリアルについての評価・検討を行った。本学部のハイブリット型PBLテュートリアル（コアタイム、自学自習及び講義を混ぜた形式）は、平成27年度に導入から約10年を迎えたため、この教育方法を経験した卒業生及び在校生を対象としてアンケートを実施した（平成27年11月）。そこで得られた評価、課題等を踏まえて、平成29年2月に「PBLに関する検討部会（臨時）」を設置し、PBLテュートリアルの在り方について、継続して検討を重ねている。

今後も検討部会としての成案を得た後、学務委員会、教授会で審議の上、改善につなげていく予定である。また、アンケート結果をもとに、学務委員会を中心に授業改善に向けた対応について、継続検討中である。

医学研究科では大学院修了時に、修了者に対して履修科目に関する授業評価アンケートを実施しているが、教員に対する授業評価アンケートは実施しておらず、アンケート結果に基づく改善及び公表には結びついていない。

医療系大学院においては、研究指導そのものが主である。研究指導は、指導者（教員）と学生との師弟関係の上に成り立っており、容易に変容するものではない。そのことが大学院における授業評価及びその結果の活用を困難にしている。

今後も他大学の研究科における実状を調査の上、研究指導を含めた評価の可能性を検討する予定である。

### 【歯学部・歯学研究科】

歯学部における授業評価アンケートについては、教員へのフィードバックだけにとどまらず、教員から学生へフィードバックコメントを提示することも実施しており、授業改善へのサイクル構築がなされている。また、アンケート質問事項として、授業内容・方法とシラバス記載内容に関する事項が設定されており、その回答内容をもって、授業とシラバスの整合性確認や検証の材料としている。さらに、教員相互での授業評価として「日本大学歯学部授業公開」を実施しており、学生による授業評価アンケートをより効果的なものとして積極活用すべく、教員からの授業評価にも取り組ん

でいる。

今後は、授業評価アンケート回収率の向上や学生の学修行動の把握及び授業展開への活用方法の検討を取組計画としている。

歯学研究科においては、博士課程の研究指導という側面がかなりのウェイトを占めていること、また、講義を主体として実施される副科目及び選択科目についても履修する学生の人数は若干名であるため、担当教員は常に学生の反応を見ながら実施しているという実態から、授業評価アンケートの導入には至っていない。

今後は研究委員会等関連する委員会でも検討することを取組計画としている。

#### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

松戸歯学部FD委員会、学務委員会等にて毎年度、種々のアンケート結果を検証、分析しているが、授業評価アンケート結果の公表の在り方等も含め、多角的な視点で効果的な活用方法を検討中である。現在は、学生による授業アンケート結果で特に注意が必要な教員については、学務担当より指導が行われている。今後も多角的な視点で効果的な活用方法の検討結果を早急にまとめ、実行したい。

松戸歯学研究科では、平成29年度よりFD委員会を設置し、授業評価アンケートの集計結果をもとに、データの分析を行い次年度に向けた授業改善を図っている。

また、授業評価アンケートの結果は、分科委員会にて報告しており、大学院担当教員へ情報の共有が図られている。

#### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

授業評価アンケートは授業担当教員毎に行い、その評価は教員のみが見られるようになってきている。現在、紙媒体での提供となっているため、電子データでの提供を検討している。今後はアンケート実施率の向上を図るとともに、アンケートの内容や方法、さらには、その結果の活用、学生へのフィードバックについても検討し、授業方法の改善に役立てる。学生へのフィードバックについての検討には時間を要するため、FD委員会のみならず学務委員会においても議論、研究を重ねていく。

#### 【薬学部・薬学研究科】

FD委員会、学務委員会及び教授会で授業評価のアンケート項目を討議している。授業評価アンケートを行い、その結果を教員にフィードバックし、年度末にアンケート結果に対応して授業内容の改善計画を各教員が作成している。改善計画は教員間で共有し改善に活用するとともに、アンケート及び計画書は学部内で公表し共有している。

全体の授業評価は学務委員会で検討し、授業改善に取り組んでおり、アンケート項目の一部について、教員活動推進委員会において各教員の評価に活用している。今後も実習科目も含め、授業評価アンケートのデータ収集・分析を行い、教員へのフィードバックや情報の共有に取り組んでいく予定である。

薬学研究科では、学生による授業評価アンケート及び大学院学務委員会委員による授業評価（教員による授業参観と称している）を既の実施している。

学生による授業評価アンケートの結果は、大学院学務委員会で報告しているが、授業担当者にはフィードバックされるに至っていない。教員による授業評価については、大学院学務委員会に報告されるとともに、授業担当者に報告するという形でフィードバックしている。学生による授業評価アンケート結果が講義担当教員までフィードバックされない理由は、大学院の定員が5名と少ないことから（平成29年度の入学者は4名；充足率80%）、収集・分析結果の個別化は容易であるが、講義担当教員へのフィー

ドバックの際の匿名化が実質的に機能しないことへの懸念があるためである。

引き続き、授業評価アンケートのデータ収集・分析を行い、講義担当教員へフィードバックするように努めていく。

#### 【通信教育部】

F D 専門委員会を中心に、全授業を対象にして授業評価アンケートを実施している。

各担当教員に周知し、改善に役立っているほか、F D 専門委員会においても結果の公表方法の在り方も含め、多角的な視点で効果的な手法を検討している。平成 28 年度からは、教員による「授業参観」を試行導入し、専任教員間でのスキルアップにつなげている。

今後も収集したデータの分析・活用について、F D 専門委員会等で検討していく計画である。

#### 【総合社会情報研究科】

授業評価を全学生と教員を対象に年度末に行っている。また、毎年全専任教員・非常勤講師を対象に、F D 活動の一環として教員研修会を実施し、大学院の現状、研究倫理、ポータルサイトの活用法、授業方法などの話題について意見交換を行っている。また、大学院での授業方法に関するガイダンスを行い、非常勤教員との意見交換を通じて、授業の改善を図っている。

授業評価は、集計後分科委員会にて報告され、全ての結果データ（原本）については各専攻主任へ提出・報告を行い、授業の質向上に役立っている。科目担当教員へのフィードバックを円滑にするのみならず、授業評価アンケートを科目担当者がどのように授業に反映したかについての調査も必要である。今後もF D 委員会を中心に調査を進めていく計画である。

#### 【法務研究科】

法務研究科では、学生による授業評価アンケート結果が授業改善に結びつく具体策の検討及び体制の構築がなされている。教員の教育内容及び方法の改善を図る目的のため、組織的な研究及び研修を組織的かつ効果的に行う体制として、F D 委員会が設置されている。委員会の任務は、F D 問題に関する基本方針・年間活動計画などの策定、計画に基づくF D 諸活動の実施、活動結果に基づく改善策の検討実施などである。委員会は毎月1回開催され、以下のようにF D 研修会、教員相互の授業参観、教員による授業の評価アンケート、学生と教員との意見交換会、学生による授業評価アンケート等を活発に行っている。

##### ①定期F D 研修会

平成 25 年度から平成 28 年度までの4年間で計17回開催。テーマとしては、報告者による授業方法、他大学法科大学院の授業方法、本学のF D 活動、認証評価とF D 活動などが取り上げられた。報告者は、専任教員のほかにも外部講師を招いている。

##### ②学務・F D 全体研修会

年1回、非常勤教員を含めた全教員を対象に、学務及びF D に関する全体研修会を実施している。

##### ③教員相互間の授業参観

前学期と後学期に1回ずつ、2週間の期間を定めて授業参観を実施している。参観した教員は授業参観報告書を提出している。授業参観報告書は、F D 委員会及び学務委員会に提出され、検討される。

##### ④学生による授業評価アンケート

前学期、後学期の学期末に、全科目を対象に学生による授業評価アンケートを実施している。平成 28 年度前学期の回収率は 88.1%、後学期の回収率は 91.3%であった。

#### ⑤教員による授業の評価アンケート

自ら担当する授業科目に関して、学生の受講態度、講義内容、講義環境、総合評価等を質問項目とする教員による授業評価アンケートを年 2 回実施している。集計結果については、FD 委員会、分科委員会に報告する。

#### ⑥学生と教員との意見交換会

前学期と後学期に分けて、教員と全在生との意見交換会を実施し、授業、学生生活等について要望や意見を聴取している。結果は、担当教員から「学生との意見交換会アンケート回答表」で報告している。

その後、次のような仕組みによって学生による授業評価の結果を教育改善につなげることとしている。なお、改善に取り組んだ結果については、年度初めのガイダンスの際に FD 委員会委員長より学生に説明され、また教育支援システム (TKC) にも掲載されている。

#### ①学生による授業評価アンケート調査結果の公表

アンケート調査結果については、科目別に集計・整理し、科目別の集計結果 (数値) を全教員に配付するとともに、学生に対しても教育支援システム (TKC) において公表している。

#### ②学生による授業評価アンケート調査結果の教育内容・方法への反映

各教員に対してその担当科目の授業評価アンケート結果を配付する際、内容を検討し、それぞれの授業に十分反映するように FD 委員会から要請している。また、学生による授業評価アンケート調査結果について、FD 委員会、学務委員会などの関係委員会で検討している。

#### ③学生との意見交換会結果の反映

学生との意見交換会において出された授業の内容方法に関する意見要望についても、FD 委員会に文書で報告され、必要に応じて改善が検討されている。

今後も、引き続き、授業改善に向けた授業評価アンケート結果の積極活用を促進していく計画である。

### 【知的財産研究科】

平成 28 年度までは、授業評価アンケートを年 2 回実施し、結果を教員へフィードバックすることで、授業の改善、向上の一助としていた。平成 29 年度以降の学生募集を停止していることから、平成 29 年度は実施していない。

### 【短期大学部 (三島校舎)】

授業評価のアンケートに全学共通調査項目を取り入れており、短期大学部独自のアンケート項目について、より有効な授業評価アンケートになるよう検討しているところである。授業評価のアンケート結果は、担当教員に返却し授業改善に資するよう依頼するにとどまっているが、引き続き FD 委員会で授業改善に結びつく具体策を検討していく。

なお、短期大学部 (三島校舎) 独自の FD 委員会は設置されておらず、国際関係学部と合同で行っている。今後は FD 関連の研修会やワークショップに教職員を派遣し、FD を企画・運営できる人材の養成に努めていく。

### 【短期大学部 (船橋校舎)】

アンケート結果は、引き続き全体的な集計後、各学科・一般教育のコメントを付し

て、ホームページに掲載し公開している。平成 28 年度後学期からは、各教員の担当科目のアンケート結果について、各教員一科目について自己評価及び必要に応じて改善策等の提出を所見票として求めている。また、教員相互の授業参観結果と併せて、評価の高い授業を実施している教員については、教職員研修会において授業方法等のノウハウを報告することも検討している。

理工学部と共有する授業評価アンケート結果の処理システムは、教員による自己評価を実施する場合に十分な機能を有していないため、現状では技術的な工夫と手間が必要となることが問題点として挙げられる。

今後は、学生による授業評価アンケート結果と教員相互の授業参観結果の双方を連携させることにより、一層効果的な授業改善に向けた方策を検討していく。

### 【専門学校】

医学部附属看護専門学校では「授業評価に関する委員会」を平成 21 年度に設置し、専任教員を含む非常勤講師に対し平成 22 年度から学生による授業評価を実施している。学生による授業評価の集計結果は、科目担当教員又は各領域間で検討し、担当講師に配付し、授業内容・方法の改善を図っている。また、新任教員の授業を領域リーダーが参観し、フィードバックすることで、授業の内容及び方法の改善につながり教育効果を上げている。さらに、実習の授業評価は、実習場ごとに授業評価アンケートを実施している。結果は、実習病院の看護部長及び該当病棟責任者に配付し、実習目標達成に向けての指導方法の妥当性、及び今後の課題の明確化に役立てている。

今後より効果的に授業の改善を図ることができるよう「授業評価アンケート」の評価項目の見直しを行っていく。

歯学部附属歯科技工専門学校及び歯科衛生専門学校では、学生による授業評価アンケートを実施し、内容の確認を行っている。結果内容については担当教員及び他の教員も共有し、校長がアドバイスを行う等、授業の改善及び学生指導に役立てている。今後はアンケート集計結果を学生に公表する予定である。また、平成 29 年 4 月から教学 I R 専門委員会を設置し、教育の質の保証を検討し、教育環境を整備することを目的として活動している。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、学部と同じシステムを利用し、学内 Web にてモバイル携帯を使用してアンケートを行っている。アンケートの結果は、全ての教員が各教員の評価を Web 上で確認できるようになっている。また、アンケートを実施していない学生は Web 上にて本校で把握でき、実施するように個別に指導をしているため、有効回答率は 90%以上となっている。個々の教員は他の教員と比較することで、より一層、講義方法を改善するなど今後の授業に結果を生かすように指導している。また、同時にアンケート結果を学事委員会及び教員会にて検証し、指導を必要とする場合は、教員個人にその旨を伝えている。同結果は、学内 Web に教員の個人名入りで公表されており、学生が閲覧できるようになっている。さらに、専任教員同士の相互の授業参観を年 2 回実施して、その結果と学生による授業評価とを併せて、教員個人の授業改善レポートの提出を義務づけている。



## 改善事項 No.6 (基準V 学生の受け入れ)

大学院研究科における適正な定員管理

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

多くの大学院研究科では入学者が入学定員を下回っており、定員を充足できていない状況にある。特に一部の専攻では、在籍学生数が収容定員の半数以下となっている。

### 2 改善の方向及び具体的方策

[改善の方向]

大学院研究科への入学者を増加させ、入学定員の充足を図る。

[具体的方策]

大学院研究科における入学定員を充足させるため、広報活動の見直しを行う。具体的には、進学相談会・入試説明会の複数回の開催や、ホームページの内容の充実を図る。社会人入学者数の増加を目的として平成27年度より法務研究科において実施されている昼夜開講・長期履修学生制度の導入について、他の研究科でも同様の効果が見込めるかについて検討する。

### 3 改善達成時期

広報活動の見直しについては平成28年度

昼夜開講・長期履修学生制度の検討については平成30年度

### 4 改善担当部署等

本部(学務部)

大学院研究科の入試管理委員会

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容(成果)、問題点、今後の取組計画

### 【学務部】

「教学に関する全学的な基本方針」の中で、「大学院組織の見直し」「研究者(大学教員等)養成を捉えた大学院教育の質的転換」を掲げて大学院の組織改革に取り組んでいるところであり、さらに、「学士課程教育における研究意識・進学意識の醸成」を掲げた。

入試広報的には、大学院研究科における入学定員を充足させるため、進学相談会・入試説明会の複数回の開催や、ホームページの内容の充実を図り、広報活動の見直しを行う。

「学士課程教育における研究意識・進学意識の醸成」の具体策の検討が課題であるが、今後は各学部において、学部等基本計画に基づいて当該施策について取り組んでいくこととなる。

### 【法学研究科・新聞学研究科】

大学院法学研究科・新聞学研究科では、大学院担当が中心となり平成27年度から大学院改革ワーキングを発足させ諸問題を検討している。その中の一つに、大学院志願者増のための施策を検討してきている。具体的には、留学生の獲得、社会人の獲得、研修生制度の導入、個別の入学資格審査制度の見直し、大学院科目早期履修制度の導入、英語試験の免除制度の導入(TOEIC/TOEFLのスコア)、夜間開講科目の時間変更(30分繰り下げ)、入試説明会の強化など様々な検討を行ってきた。上記のなかで実行でき

た事項としては、大学院科目早期履修制度の導入、英語試験の免除制度の導入（TOEIC/TOEFL のスコア）、夜間開講科目の時間変更（30分繰り下げ）などである。

問題点としては論文指導を担当する教授（分科委員会委員）が、定年や再雇用制度の導入により、担当できなくなってしまうことが挙げられる。今後は教員の採用計画を立て、通常の新卒の募集ができるよう対応しなければならない。また、大学院分科委員会委員となる教員資格の見直し、さらに、論文指導の補助となる教員、大学院の科目のみを担当する教員の資格の見直しを、研究科長と大学院担当を中心に検討していく。

### 【文学研究科・総合基礎科学研究科】

進学説明会については、年2回開催している。また、ホームページについては、各専攻のページに進学説明会の開催案内を掲載した。入学試験については、博士後期課程の一部の専攻について入学試験を複数回とし、入学定員の充足を図った結果、平成30年度第一期の入学試験においては、文学研究科では志願者数が微増した。

一方、総合基礎科学研究科博士後期課程においては、入学定員を充足しておらず、博士後期課程で育成する人材像の検討を始めている。

各研究科共通で今後も進学説明会やホームページから受験生へ情報を発信し、志願者数の増加を目指していく。

### 【経済学研究科】

経済学研究科では、毎年学部生（学年不問）を対象とした進学相談会を10月中旬に実施している。学外者に対しては、オープンキャンパス時や入試要項配布時に必要に応じて対応している。また、ホームページを刷新して、内容を充実させることで必要な情報を発信して広く志願者の獲得を目指している。

現在、博士前期課程では安定した入学者数が続いているが、近年は税法コースでの他大学院との競合が厳しくなっているため、今後は税法コース以外での入学者の増加が望まれる。一方、博士後期課程では平成28年度以降、ある程度入学者の増加が見られた。

広報活動については、大学院相談コーナーを夏と秋の学部オープンキャンパスで設け、志願者の質問等に対応しており、ホームページをリニューアルし、大学院ページをそのなかに含め、単なる情報提供だけではなく、大学院のブランドイメージの醸成にも努めている。その他では税法コースの卒業生による懇談会を設け、社会人に対する広報活動も進めている。

問題点として税法コースでの他大学との競合への対応あり、他のコースでは修了後の進路の開拓が問題となっている。引き続き、対外的PRと教育内容の充実を図り、入学者の増加に努めたい。

### 【商学研究科】

学部学生の大学院への進学を促進するために、大学院の説明会を学部学生に向けて行っている。今後は、助手制度を活用して、内部進学率を上げていくことも検討している。

また、税理士免除の試験を外部にアピールすることで、社会人の学生を増やすための施策も検討している。具体的には、入学試験における英語科目の免除などが、会計専攻から提案として出されている。さらに、今年度は、具体的に外部に向けて魅力ある科目構成にするために、各3専攻で名称変更可能な科目の検討に入っている。

他大学院への入学が以前と違い、かなり入りやすくなっているため、優秀な学生の

他大学院への受験，入学が多いと考えられる点が問題点として考えられるため，優秀な学生を早い段階から見つけ，本大学院への進学を促すことが必要であり，優秀な学生を残す制度を検討する必要がある。

### 【芸術学研究科】

広報活動の一環として，オープンキャンパスでの進学相談時に大学院志望者への相談コーナーを平成 29 年度より設置し，留学生を中心に相談を行っている。教務課，大学院窓口と各専攻主任教授が密に連動して，中国をはじめとする外国人留学生，他大学からの受験者への事前面接を活発に行っている。平成 29 年度の入学者は 69 名，定員に近づいている。

入学を希望する留学生は増加しているが，中国をはじめとするアジアからの留学生の語学力，専門的基礎知識の低下という問題があるため，今後，学部からの内部進学者の確保をより充実させていく。

### 【国際関係研究科】

博士前期課程では，入学定員 10 名に対して平成 29 年度入学手続者 7 名（標準コース 7 名，1 年コース 0 名）で定員充足率 70%，博士後期課程は入学定員 3 名に対して平成 29 年度入学手続者 0 名（定員充足率 0%）で，博士前期課程・博士後期課程とも入学定員を充足することができなかった。このような現状から，博士前期課程・博士後期課程の志願者数向上に向けての対応策を検討することが急務である。

広報体制においては，同一領域の近隣大学約 160 校に対してポスター掲示の依頼，学内における年 2 回（4 月及び 10 月）の進学説明会及び学部のオープンキャンパスに大学院ブースを設置し受験希望者への相談等を実施している。また，研究指導教員からも学部ゼミ生への広報等の強化を促していきたい。

研究者としての道（大学院修了後の進路）が未確定であるため，大学院への進学については，毎年，かなり厳しい状況にあることを問題点として考えており，大学院修了後の進路としてのキャリアパスの整備等も含めて，大学院進学者の増加に向けた対策を検討していきたい。

### 【理工学研究科】

大学院委員会において広報関係のワーキンググループを設置し対応している。平成 27 年度からは，理工学部と連携した広報活動をするために，同ワーキンググループの委員 1 名を理工学部広報委員会に陪席させている。また，ガイダンスを利用した大学院紹介，各専攻内における大学院進学説明会等の開催，理工学部オープンキャンパス等の広報行事における大学院ブースの設置等，学内外への広報活動を展開している。

理工学研究科では昼夜開講を行い，社会人の受入れに取り組んでいるが，社会人入学者数の増加も含めて博士後期課程の入学定員の充足を図るための方策として，理工学部卒業者及び理工学研究科博士前期課程修了者向けのパンフレットの作成，博士後期課程在学生交流会の開催等，学生の確保に取り組んでいる。

今後も現在の取組を継続的に実施していくとともに，新たな対応策を検討していく。

### 【生産工学研究科】

生産工学研究科では，入学者を増加させ，入学定員の充足を図る具体的方策として以下の対応を行った。

①平成 28 年度に大学院紹介ムービーを制作し，ホームページへ掲載するとともに，年 2 回実施している大学院説明会で紹介した。

- ②博士後期課程への進学者に対する奨学金制度を新設した。
- ③平成 27 年度から大学院説明会を父母懇談会と同日程で年 2 回（春季，秋季）実施した。
- ④平成 30 年度入学試験として「学内特別推薦入学試験」「海外学術交流覚書交換校特別推薦入学試験」「外国人留学生入学試験（第 3 期）」を導入した。

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率ともに未充足であることから，今後は大学院入試，ホームページなどの見直しを図るとともに，研究科の「教育目標」を達成するための各専攻の研究方針及び設備を充実し，これを広く社会に公表する広報活動の見直しの構築が必要であると考えている。

### 【工学研究科】

平成29年度の入学定員充足率は一部専攻で満たしているものの，専攻全体では前期課程0.76，後期課程0.17である。また，収容定員における定員充足率は前期課程0.72，後期課程0.25である。志願者確保のために学部3年生及び4年生のガイダンス時に，大学院進学の特典などを内容とした大学院進学の特典について各学科において実施している。また，在校生の父母宛てに大学院特集のページ設けた工学部広報の送付も実施している。

改善上での問題点としては，一部専攻では入学定員充足率を満たしているものの，専攻全体では満たしていない。特に後期課程では充足率が低いことが挙げられる。

今後も定員充足のための方法について，大学院委員会において検討を実施する。

### 【医学研究科】

医学部では，開催される関連病院を含めた専修医の採用説明会の際にも大学院の案内を行っている。また，医学部の学系・分野を紹介した「学系・分野ガイドブック」において大学院横断型プログラムの紹介も行うとともにホームページ上でも大学院担当教員情報を公開する等広報活動も行っている。平成 30 年度入学試験からは出願書類を各自がインターネット上でダウンロードの上，出願できるようにし，事前に教務課に申し込み，願書を入手する手間を省略化することで，志願者にとっての利便性を高めた。また，志願者確保の一環として開始した「女子学生を対象とした進学説明会」についても継続して実施予定である。

これまでも，臨床系医師のキャリア形成において，学位取得よりも専門医資格を優先させる傾向があったが，平成 30 年度開始の新専門医制度が開始されるに当たり，医師の大学院離れの可能性が非常に懸念される場所である。

今後も継続して，関連病院を含め研修医等の若手勤務医に向けた広報を実施する他，ホームページの内容充実を図り広く志願者確保に努めていく。

### 【歯学研究科】

歯学研究科では，歯学部ホームページに大学院ページを設け，研究・教育いずれにおいても十分な実績を有する研究科である旨をPRしており，学部進学相談会においても，大学院入学希望者が来場の際，対応できるようにしている。また，平成 29 年度入学試験における志願者確保のための対策として，当時在籍していた研修歯科医に大学院進学についてのアンケート調査を実施し，それらの意見を参考にすることで，大学院充足率をおおむね満たすよう努めている。

### 【松戸歯学研究科】

松戸歯学研究科を志望する受験生の多くは，本学部附属病院の研修医であるため，

年2回、研修医を対象に大学院説明会を実施し、大学院の魅力（キャリアパス等）を説明している。また、社会人でも進学しやすい環境を整備しており、具体的には、社会人入学試験を年2回実施し、多忙な社会人でも選択できるようにしている。さらに、歯科医院の休診日（木曜日）に授業を多く配置し、4年間で全ての単位修得が可能になるよう配慮している。

松戸歯学研究科では付属病院の研修医数が、翌年の新入生数に大きな影響を与えており、平成28年度は研修医数が例年の半数程度だったため、平成29年度の新入生は15名と定員の半数しか集まらなかった。新入生数が付属病院の研修医数に左右されないようするには、社会人大学院生比率を上げていく必要がある。そのためには、長期履修学生制度等の導入も検討する必要がある。

#### 【生物資源科学研究科・獣医学研究科】

年に一度大学院説明会を開催しているが、平成27年度より対象を本学部学生から他大学学生まで拡大し、ホームページにも掲載を始めた。また、平成28年度中に大学院ホームページの刷新を行い、内容の更なる充実を図った。

今後、生物資源科学研究科の5専攻並びに獣医学研究科の6分野の研究指導体制の抜本的な見直しを行いたい。改善取組の進行には年数を要するため、引き続き検討し、改善取組を進行する。

#### 【薬学研究科】

学部6年生と5年生を主な対象として、毎年2回（4月と7月）に大学院入試説明会を開催している。臨床及び実務と深い結びつきがあると考えられる7科目（生命薬学特論、病態科学特論Ⅰ、病態科学特論Ⅱ、臨床薬物動態学特論、医療薬学特論Ⅰ、医療薬学特論Ⅱ、製剤設計学特論）を生涯教育講座の対象とし、外部からの聴講を受け入れることで、社会人の大学院への入学を促している。その社会人の入学を見越して、全ての講義科目の開講日は土曜日に集中するようカリキュラムの編成をしている。

なお、平成29年度の大学院入学者は4名（充足率80%）で、うち2名が社会人であった。今後も国際交流といった観点から、外国人の受け入れを視野に入れた取組を考える。

#### 【総合社会情報研究科】

博士前期課程では、1学年90名の入学定員に対して、平成28年度の入学者数は58名、平成29年度は57名であり、博士後期課程では、1学年9名の入学定員に対して、平成29年度の入学者数は12名であった。博士前期課程においては定員に達していないものの、適切な人員を確保している。

研究科の広報活動として、通信教育協会主催の大学院説明会への参加をはじめ、日本大学通信教育部での説明会を開催している。また、毎年「オープン大学院」でも本研究科修了生や教員によるレクチャーや、入学説明会を行っている。本研究科での入学定員割れに関しては、教職員一同真摯に受け止め、入学定員の未充足に対応すべく、本研究科が置かれている状況に対する危機意識を持ち、教職員が協働し鋭意努力している。

今年度は、幅広く受験者を受け入れられるように入学者資格審査基準が改定できるかについて教員間で討議した。平成28年度より、長期履修生学生制度を導入し、現在12名の学生が本制度を利用している。

入学志願の決め手となるのが、大学院ホームページであることから、閲覧者にとって魅力的なホームページに更新する必要があるが、そのための予算の確保が課題とな

るととらえており，平成 30 年度にはホームページのリニューアルを予定している。

### 【法務研究科】

法務研究科においては，入学定員を充足させるため，広報活動の見直しを行う。従来から，ホームページの充実を図ることは勿論のこと，教職員が一体となって進学相談会，大学訪問等を実施し，教育・学修指導体制の充実，奨学金制度の充実等をアピールするなど，広報活動に力を入れてきたが，ホームページの内容の，更に充実させるとともに，進学相談会・入試説明会の数多く開催している。

平成 27 年 4 月から法学部に移管されたことにより，法学部との連携がより密接となり，教員の交流や積極的な情宣活動等の結果，学内進学者が増加している。また，昼夜開講制及び長期履修学生制度を平成 27 年度より導入することにより，平成 28 年度において 29 名（入学者の 69%），平成 29 年度に 25 名（同 65.7%）の社会人が入学するなど，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として送り出すという法科大学院制度の理念の実現に貢献した。

#### ①昼夜開講の導入

教育の理念と目的に掲げる法曹を育成するに当たり，現役学生のみならず，広く社会で活躍する有職者を対象に，退職することなく終業後でも本研究科で学修し司法試験受験資格の取得を可能とするため，平成 27 年度入学者から平日昼間以外に夜間・土曜日に授業を開講することとした。

#### ②長期履修学生制度の導入

昼夜開講の導入同様，平成 27 年度入学者から，職業を有している等の事情により，学修時間の確保が困難である学生のために，標準修業年限を超えて計画的に教育課程を修了できるよう長期履修学生制度を導入した。

さらに，入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の不足に関わる改善に向けた対応として，以下の取組を行った。第一に，平成 26 年度入学者から入学定員を 80 名から 60 名に削減し，収容定員に対する在籍学生数を確保することとした。第二に，これまでに実施してきた奨学金制度を拡充した。第三に，すでに述べたように，平成 27 年度入学試験（平成 26 年度実施）から昼夜開講及び長期履修学生制度を導入することで，有職者の入学を可能とするなど，受験者の拡充を図った。第四に，入学者に有益な制度や支援を継続し，かつ継続的に著名な教員あるいは司法試験合格者である若い教員を採用することで，入学者にとって更に有益となるような対策を講じた。

上記の取組の結果，法科大学院を取り巻く環境が大変厳しい中で平成 29 年度には，入学定員充足率が 63.3%，学生収容定員充足率が 62.8%になるなど，指摘事項に対する改善が着実に進んでいる。

#### ○実績（それぞれ 5 月 1 日）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入学定員・学生収容定員	60 名 170 名	60 名 150 名	60 名 145 名	60 名 145 名
入学定員充足率	45.0%	50.0%	70.0%	63.3%
学生収容定員充足率	45.3%	44.7%	57.9%	62.8%

※収容定員数は，未修 3 年分と既修 2 年分の入学定員を足した数

法科大学院の受験資格の必須条件である「法科大学院全国統一適性試験」の志願者数が近年大きく減少している。入学者選抜における志願者数については，法科大学院

の志願者数が全体として減少している状況のもとで、本学もその影響を受けて減少傾向が続いており、法曹としての適性を有する優秀な志願者の確保は本研究科にとって最も重要でかつ喫緊の課題となっている。

志願者にとって一層魅力のある法科大学院とするために、①司法試験合格者の増加に向けた対策の充実、特に学修時間が制限される夜間履修学生の合格に向けた対策の実施、②昼夜開講制及び長期履修制度を利用したモチベーションの高い社会人をターゲットにした志願者増加対策等を促進する。

#### **【知的財産研究科】**

専門職大学院のため、社会人の受入をめどに、昼夜開講の実施や知的財産関連ホームページへの広告掲載等広報活動も行ってきたが、志願者の増加は認められず、平成29年度以降の学生募集を停止することとなった。

なお、平成29年度以降は法学研究科博士前期課程私法学専攻知的財産コースの入学増加や入学定員の充足に関して、引き続き本改善事項に取り組んでいく予定である。

## 改善事項 No.7 (基準VI 学生支援)

継続的・組織的な学生支援体制の確立

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

学生相談センターにおけるカウンセラー（臨床心理士）による支援及び各学部へのカウンセラーの派遣を行っているが、心のケアが必要な学生が増加傾向にある現状を踏まえ、事前的な対応、及び組織横断的な対応態勢の確立が必要である。

### 2 改善の方向及び具体的方策

#### [改善の方向]

学生の心のケアについては、修学状況や就職活動等との関連で生じている場合もあり、問題が顕在化する前の対応が求められる。そのため、修学状況、経済的問題、就職活動で抱える悩み等を把握し、情報を集約して、横断的に対応できる体制の構築を考える必要がある。

#### [具体的方策]

カウンセラーに対応を任せるのではなく、各学部の学務委員会、学生生活委員会、就職委員会等が横断的に情報共有し、学生の修学、生活、進路等についてのさまざまな悩みを把握し、状況によってはプル型（待ちの姿勢ではなく問題のある学生への声掛けや呼出し）の指導を継続的・組織的に行う仕組みを整備する。

また、日本大学インターカー取得者の増員を図るとともに、その機能を学生支援に結び付けるための仕組みを検討する。

### 3 改善達成時期

平成28年度以降

### 4 改善担当部署等

本部（学生部）

大学院研究科，学部，短期大学部，専門学校の学生生活委員会等

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容（成果）、問題点、今後の取組計画

### 【学生部】

現在、平成30年度に向け、学生課主導で学部内の部署間連携事例検討会を計画中であり、カウンセラーやインターカーも参加予定である。また、問題のある学生への呼びかけについては、メンタルヘルス調査に代わる新たなスクリーニングチェックを実施予定であり、ホームページを活用した学生相談への導入も準備中である。

日本大学インターカー取得者の増員については、平成29年度も平成28年度同様に本部において研修会を開催することで、順調に推移している。

「教学に関する全学的な基本方針」により、「障がい者差別解消法に則った多様な学生等に対する支援体制の構築」をするため、学生相談センターを中心として各学部学生相談室の連携強化による支援体制の統一化を図っていく。また、各部科校において、多様な学生等に対する支援体制を構築すべく、検討を進める。

### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

退学者減少に向けた対応として、学務委員会のもとで「退学等学生対策検討小委員会」を設置し、退学者・休学者・留年者の減少に向けた対策の検討を行っている。具体的には、成績不振学生に対する個別面談の実施・検証を行っている。成績不振者面



談，就職相談，教務課・会計課・学生課窓口等からの情報により，各課の担当者同士での情報共有はあるが，委員会等の組織的な横断的対応は進んでいない。一方で日本大学インターカー取得者は，順調に増えている。

成績不振学生の面談を実施しているが，呼出に応じる学生の実施率がまだ低く，面談方法等実施率を上げる検討が必要である。委員会等による組織的な横断的対応を行うには，情報をどのようにまとめ，取り扱うかの仕組み作りを行う部門を決め，また退学等学生対策検討小委員会の検討事項を更に深め，分析・検証を強化する必要がある。

現状のまま更なる改善を行うのであれば，個人情報を取り扱う難しさがあるが，学生相談室や成績不振者面談での相談状況を「見える化」した学生カルテ等を整備し，各窓口（各担当者）への情報共有の強化が必要である。

#### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

平成 28 年 12 月に学生対応教職員連携協議会が発足し，事務局と各学科が連携・協力し，発達障がい学生や心の悩みをもつ学生の情報を共有し，状況によっては学生相談室や医療機関につなぐなど横断的に対応できる体制をとっている。また日本大学インターカーについては，平成 28 年度は 15 名の教職員が取得している。

担当者の負担増やどこまで情報を共有すべきかの判断において，ケースごとに異なるため定義できない点が問題点と挙げられており，今後は教職員の発達障がいについての知識と意識の向上のためのトレーニングが望まれる。

#### 【経済学部・経済学研究科】

サポートが必要な学生について，教務課（学務委員会），学生課（学生生活委員会），就職指導課（就職委員会）が連携をとっている。さらに，学生の修学，生活等についての指導は，学生相談担当者（学部専任教員・カウンセラー），校医（精神神経科医），学生生活委員会に学務委員会を加えた学生相談室運営協議会を設置し，就職委員会も陪席してもらい，積極的に情報共有を図るとともに，進路や就職活動の問題に係る指導は就職指導課がキャリアカウンセラーや就職委員会と連携を図り，継続的・組織的に行う仕組みを整備している。また，日本大学インターカーの養成は，多様な学生への適切な支援の基礎となる人材育成であり，学生の行動を理解し，学生と接する際の態度，考え方など，日常の相談及び教育に役立てるため，教職員合同会議などを通じて教職員に幅広く日本大学学生相談研修会への参加を促し，日本大学インターカー取得者の増員を図っている。職員においては，学生と接する部署の職員を学生相談研修会に参加させ，学生支援に結び付けている。学生からの相談内容は多岐にわたっているため，今後も日本大学インターカー取得者の更なる増員を図る。

#### 【商学部・商学研究科】

学生の悩みは様々であり，相談内容は多岐にわたる。現在，商学部では，教務課，学生課，学生相談室，保健室及び各種委員会が中心となり，個別対応で学生の心のケアに対応している。さらに，「学修支援相談コーナー」が開設され，学部全体の横断的の制度が出来上がった。今後は「学修支援相談コーナー」の機能充実を図り，教員の日本大学インターカー取得者の増員を目指すとともに，その機能を学生支援に結び付けるための仕組みを検討する。

また，学習支援センターの設置については，今後，大学院との連動も意識したプログラムの導入も検討中である。

### 【芸術学部・芸術学研究科】

芸術学部では、それぞれの専門領域に基づく少人数教育が実践されており、教職員は授業のほか課外活動にも参加しながら学生個々の状況把握に努めている。

また、今年度の学生相談室は、江古田校舎は火～金、所沢校舎は月～金で運用しており、相談室の臨床心理士、インテーカーに加え保健室との連携により精神科の校医もカウンセリングを担当し、体制の充実を図っている。学生が登校できない状況が生じた場合、教務課、学生課、各学科の間で情報を共有しつつ、それぞれの事象に合わせた対応も試みている。万が一、学生の生命に関わる事象が専門的見地から予測された場合、保護者との情報共有を速やかに行う体制を整えている。

### 【国際関係学部・国際関係研究科】

学生定期健康診断時に学生生活適応調査を全学生対象に実施し、呼び出し対象となった学生をカウンセラーが面談した。特に問題がある学生については、学生相談室運営委員会を中心に学生生活委員会、研究室、担任等と連携を取り、対応等を検討している。また、呼び出し対象とはならない学生で、結果を受け取りに来ていない学生に対しても、自分自身の性格等を知るための参考資料として結果返却を積極的に行っている。また、法人本部で開催された学生相談研修会に学部からは職員4名、高等学校から教諭4名が参加し、インテーカー取得者の増員を図っている。

課題としては、相談窓口は各課、研究室、学生相談室、保健室などで行われているが、個人情報の取り扱いもあり、情報の共有がされていないケースがある点が挙げられるが、今後は学部、短大、高校、中学の専任教職員のインテーカー取得者の増員を図り、学生が相談しやすい環境作りと組織的な窓口創設を図っていく計画である。

### 【理工学部・理工学研究科】

学生の心のケアについて包括的に個々の案件を横断的に対応するには、プライバシーの取扱いや相談者との信頼構築の問題があり、総括的な対応については、今後協議を進める必要がある。そのような状況の中、理工学部及び理工学研究科では個別の案件の中で、組織横断的な対応が可能な案件については、次のように適宜対応している。

#### ①障がいのある学生の情報集約

障がいのある学生に対する支援の情報共有を、学生課が中心として行うことを教授会での承認事項とし、周知し対応している。

#### ②学費未納で督促を受けている学生への対応

学費未納で督促の対象となった学生の情報を担当部署より入手し、特に学費納入者が学生本人である場合、学生生活委員会委員等を通じ、状況を確認し、適切なアドバイス等を行うように指導している。

理工学部では日本大学インテーカー取得者が学生相談室の相談員として直接学生に対応しており、各学科等においても適切なインテーカー取得者数が必要となる。本年度からは各学科等の取得者数を基に全学的な均衡を図るべく申請者を募り、22名の申込者があった。

学生の経済的な問題も、複雑な家庭環境に起因する場合、学費支払者からの要望で、学生自身に伝えられなかったりする。精神的な問題の場合は、プライバシーや個人情報の保護の観点から情報共有は大変難しい。また、問題を抱えたと思える学生への対応は、個人的な信頼関係の構築が最重要視されるので、非常にデリケートである。専門的な知識と経験を十分持っている専任者がいない現状では、満足いく結果は難しい。

今後も制度として組織横断的な対応体制を行う。特に懸案事項ごとの連絡体制を整備する。

### 【生産工学部・生産工学研究科】

生産工学部では「クラス担任制度」を設けており、クラスのアドバイザーとして学習上の問題など様々な相談に応じている。また「ピアサポートシステム」を構築し、学部1～3年生に対し学部4年生がピアサポーターとして、学生生活全般やキャリアサポートに関する教員への相談の補助として活動している。さらに、学習関連の様々な悩みに関しては、「アカデミックアドバイザー」が対応するシステムがある。平成27年度からは、これらの面談記録、授業の出席状況、成績等の情報を集約して「学生情報システム(学生カルテシステム)」を導入し、教職員間での情報共有により、継続的・組織的に対応できる体制を構築している。また、平成29年10月から精神科医がカウンセラーのアドバイザーとして毎月1回来校するようになった。

現在はサポートセンターでの相談件数増加による対応の検討が喫緊の課題である。精神科医、カウンセラー及び学生課等で発達障がい等の学生に対するサポート体制を強化していくことが必要であり、日本大学インターカー取得者の増員、ピアサポーターのさらなる活用を図りたい。また、学生情報システム(学生カルテ)の活用を強化徹底する。さらに、精神科医、カウンセラー及び学生課等で情報共有し、確固たる学生支援体制を構築したい。

生産工学研究科では平成28年4月に学生支援センターを設置し、その中に学生の心と体の健康管理等について担当する健康科学支援ユニットや就職支援等を担当するキャリア支援ユニットなどを配置し、学生課や就職指導課が連携しながら学生支援に当たっている。

### 【工学部・工学研究科】

学生の修学支援体制については、学務委員会において平成29年度より専任教員による学修支援体制を整備した。工学系基礎科目である数学・物理・化学・英語以外にも専門科目についても各学科及び総合教育の専任教員が月曜から土曜まで担当する時間割を作成し、学生は授業時にわからない部分や、苦手科目について気軽に相談することができるように配慮するとともに、ポータルサイト上で相談学生の相談内容や指導履歴を入力し、学生カルテを作成することにより、その学生の弱点について情報共有ができるよう整備している。

心のケアについては、学科主任、学生相談室運営委員会委員に、日本大学学生相談研修会参加を働きかけ、日本大学インターカー取得者の増員を図っている。平成29年度は5名の教職員が取得し、傾聴スキルを高め、多様な学生の悩みに対応できる体制構築を進めている(平成29年度現在、取得者50名)。

カウンセラーと看護師、学生担当、卒業指導教員が話し合いの場を持つなどして、個人情報に配慮しつつも、プル型の指導を組織的に対応するなど改善が進んでいる。

また、就職活動に係る悩み等、心の問題がある学生が発生した場合は、就職指導委員会において情報共有を図り、該当学科の委員が面談している。

課題としてはそれぞれの部署で対応を行っており、必要があれば他の部署に相談することもあるが、各種委員会での情報共有という体制構築には至っていないことが挙げられる。今後は就職指導課の面談結果等、個人情報に配慮した上で、共有できる情報は共有し、支援改善を図るとともに、複数部署との連携・協力体制を強化、日本大学インターカー取得者の増員を進めていく。

工学研究科では複数指導教員制を導入しており、学生の研究・学修上の相談対応体制、それ以外の相談対応体制を整備しているが、他のカウンセラーとの相談内容及び結果について一元的に整理・保管はされていないため、教学IRの体制整備と並行し検討する。

### 【医学部・医学研究科】

各学年にいる担任は、年度開始から早い段階で学生を掲示やメール、電話等の手段で呼び、面談を実施し、問題の早期発見等に努めている。また、学生生活委員会の主要なメンバーが学務委員会においても委員となっている。毎年、インテーカーの増員を働きかけており、今年は4名認定者が増えた。経済的理由により学費等の支弁が困難な学生を対象とした奨学金を大学として設立した。今後もプル型の指導の継続していく。

医学研究科においても学生相談の案内やハラスメント防止に係る資料を配布するなどして啓発に努めており、昨年度は実際に相談が持ちかけられ関連部署と連携を取り対応している。

### 【歯学部・歯学研究科】

歯学部では、学生の修学、生活、進路等についてのさまざまな悩みに対して、学務委員会、学生生活委員会、クラス担任者会議、学生相談室運営協議会等で横断的に情報共有するとともに、該当する学生に対しても、学年主任・クラス担任を中心に学生相談室のインテーカー、校医・保健室看護師及び関係教職員と連携し、限定された「秘守義務」を少し拡大し「集团的秘守義務」として情報を共有し、ケア・フォローをしている。

また、日本大学インテーカーについても学年主任・クラス担任、学生生活委員を中心に取得を促し、平成27年度8名、平成28年度11名、平成29年度5名が取得し、学生支援に当たっている。

今後も学務委員会、学生生活委員会、クラス担任者会議、学生相談室運営協議会等での横断的情報共有の継続並びに学年主任、クラス担任等による生活指導の充実と教職員の日本大学インテーカー取得の拡充を図っている。

大学院歯学研究科の学生は、専ら研究活動を行っているが、歯科医師免許を所有する学生は、診療活動にも従事しており、研究職としての色合いが濃く、学生の指導・支援は、指導教員に委ねているのが現状である。

今後は学務委員会、学生生活委員会等関連する委員会で継続検討並びに積極的な支援体制の確立、学生相談室等相談できる場を周知することが必要である。

### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

松戸歯学部では、歯科医師国家試験合格という目標を達成するため各年次（1クラス制）にクラス担任を配置し修学支援、生活支援を行っている。クラス担任制度は、各学年に4～5名のクラス担任を配属し、出席状況や生活状況の把握に務め、学生に異変がみられるようであれば、面談の実施、保証人と連絡を取るなどして、早い段階での対応を実施している。また、今年度からクラス担任主任連絡協議会を学生生活委員会に統合し、問題の共有化、迅速化を図り、対応を検討している。また、保健室、学生相談室とも連携し、学生を支援・指導している。

本部学生相談センター主催の学生相談研修会にも教員3名が参加し、日本大学インテーカーの取得者の増員を図った。また、本部学生相談センター主催の学生生活適応調査を毎年度実施し、不適応状態にある学生の早期把握及び問題解決に向けてカウンセラーと面談する機会を設けている。平成29年度も教員3名がインテーカーを取得しており、今後も専任教員を継続してインテーカー研修会に参加させ、インテーカー有資格者を更に増員していく。

松戸歯学研究科では、学生の心のケアについては、原則学部準じて実施しているが、大学院生は主に指導教授のもと研究に従事していることが多いため、その心のケ

アは指導教授を中心とする所属の専攻学科目(講座)の大学院担当教員が行っている。そこで問題が確認された場合は、分科運営委員会で情報共有され、対策が検討される。

#### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

日本大学インターカー取得者については、教務課2名、学生課7名、就職指導課4名が取得している。引き続きインターカーの職員取得を図っていく。学生からの相談には守秘義務が生じる案件が少なからずあり、情報共有に限界がある。可能な限り情報を共有し、支援を行っていく。

#### 【薬学部・薬学研究科】

オリエンテーション時の「学生生活適応度調査」の実施を継続し、問題の早期発見に努めている。問題対応については、アドバイザー、クラス担任による状況把握、指導を関係各課との連携において行うこととしている。また、インターカー資格取得者を増員し、問題を抱える学生への対応や指導力の向上を図るため、教職員に対して研修機会の周知、参加を継続している。その結果、平成29年度には4名が受講し、資格を取得している。心のケアは、個人的、個別のかつ多様な問題であるので情報共有の範囲、個人情報保護に関して課題が多い。連携して問題解決にあたるための、専門知識やスキル、情報共有化について議論を進めていく必要がある。

今後もインターカー資格の取得者を増員することにより、プル型の学生指導体制へ向けて整備を継続していく。また、全学的な基本方針に沿い、薬学部の学生支援方針を策定する。

薬学研究科では、教員が学生と頻回に接する機会があるので、問題を早期に発見しやすい。何らかの問題がある場合は、研究室の指導教授が把握し、相談と解決に努めている。内容と状況に応じて、学部と共通で学生相談室のカウンセラーをはじめとして各課(学生課、研究事務課、教務課、就職指導課、会計課)と協同して対応している。

平成28年度よりアドバイザー制度を新たに導入した。これは各研究室の枠組みを越えて、教授・准教授のみならず、専任講師、助教も研究上のアドバイスをを行うものである。専任講師・助教は大学院生と年齢が比較的近いこともあり、研究面のみならず、修学・生活・心理面においても研究室内における身近なインターカーとなりうると考えられる。

個人的な問題の中には、各課との情報共有が難しい場合もあり、情報の集約と横断的な対応が難しい場合もあるため、引き続き、支援体制の充実を図る。

#### 【通信教育部】

在籍する学生の様々な状況に対応するため、市ヶ谷キャンパスに保健室、学生相談室、就職サポート室、学修支援センターを常設し、専任職員が対応に当たっている。対応した学生の情報は担当課が収集し、問題解決に当たっては、各課にある情報を集約、共有した上で、適切な対応策を講じるよう努力している。

また、地方在住の学生については、全国30か所に学習センター、学事相談会を設置し、学修相談に当たっているほか、全国12か所の公立図書館に通信教育教材を寄贈し、学習センター開室日以外にも学習資料を閲覧できるようにしている。また、平成29年度も学生相談研修会に教職員が参加し、インターカー取得者が新たに5名増員となった。

通信課程の高校を卒業した学生は、通学課程の学部や短大に比較すると、通信教育部では心のケアが必要な学生の占有率が必然的に高い。そのためには直接当該学生に

関わらない教職員も知識や理解を修得することが必要で、研修等の機会が少ないことが懸念される。これまで実施してきたSD研修や講演会などを踏まえ、障がい者差別禁止や発達障がい・学習障がいのほか就職活動でのつまずきなど起こり得る問題や事例を検証し、学生の精神衛生に特化したテーマで研修を深めて行くことを考えている。

### 【総合社会情報研究科】

総合社会情報研究科では、大学院開講式・オリエンテーション実施時、各指導教員別の個別指導、そして在学生を中心とした個別学修相談、これらを組み合わせて学生の学修意欲喚起に役立てている。また、補習・補充教育に関する支援はサイバーゼミや面接ゼミの運営支援を実施している。

本研究科は、社会人として大学院入学以前より勤労者である大学院生が大多数であるため、研究科として組織的な就職指導は実施していない。問い合わせがあった際には、本部学生部就職課を紹介している。奨学金等の経済的支援については適切に行っており、日本学生支援機構へ貸与奨学金希望者を推薦している。さらに、成績優秀な学生については、日本大学ロバート・F・ケネディ奨学生・日本大学古田奨学生・日本大学大学院総合社会情報研究科坂東奨学生に選出している。

総合社会情報研究科は、通信制大学院であるが故に、学生生活における在籍生の問題を早期に発見して、直接本人に会って対応することが難しい。今後も特別研究指導（ゼミ）単位で、社会人大学院生の抱える問題に研究指導者が中心に対応していく。

### 【法務研究科】

法務研究科においては、学生の心のケアについては、継続的・組織的な学生支援体制が確立されており、学生からの、修学、生活一般、進路等に関する相談に対応するものとして、本学法科大学院は以下の相談窓口を設けている。

- ① 大学院事務課の窓口における事務職員による休学・退学の相談
- ② 学生相談室のカウンセラーによる、プライバシーに配慮した相談
- ③ あらかじめ時間を設定し、公知させた専任教員の研究室等で行われるオフィスアワーにおける相談
- ④ クラス担任の専任教員による相談
- ⑤ 助教（アカデミックアドバイザー）による相談
- ⑥ 専任教員、助教、事務職員による法科大学院修了後の進路に関する相談等

このように、学生の各種の相談に適した多様な相談体制が構築されており、専任教員、助教、事務職員、カウンセラー等が連携して相談内容に応じた適切な指導を行っている。

なお、学生の就職に関しては、法曹有資格者については日本大学法曹会の全面的な協力のもと就職率は100%であるが、それ以外の学生・研修生のためには、学生生活・就職委員会の中に設置された就職ワーキンググループを中心とした就職指導、企業関係者による就職説明会などを行っている。今後も継続的・組織的な学生支援を実施していく。

### 【知的財産研究科】

知的財産研究科では、学生に対して教員が個別に対応しているほかに、法学部の事務組織とも連携している。平成29年度以降の学生募集を停止していることから、今後、新たな計画は予定していないが、在学生については引き続き支援を行っていく。

### 【短期大学部（三島校舎）】

4月に行われた学生定期健康診断時に学生生活適応調査を全学生対象に実施し、呼出対象となった学生をカウンセラーが面談した。特に問題がある学生については、学生相談室運営委員会を中心に学生生活委員会、研究室、担任等と連携を取り、対応等を検討している。また、呼出対象ではない学生で、結果を受け取りに来ていない学生に対しても、自分自身の性格等を知るための参考資料として結果返却を積極的に行っている。

相談窓口は各課、研究室、学生相談室、保健室などで行われているが、個人情報の取り扱いもあり、情報の共有がされていないケースがある点があり、今後も学部、短大、高校、中学の専任教職員のインテーカー取得者の増員を図り、学生が相談しやすい環境作りと組織的な窓口創設を図っていく。

### 【短期大学部（船橋校舎）】

学生の心のケアについて包括的に個々の案件を横断的に対応するには、プライバシーの取扱いや相談者との信頼構築の問題があり、総括的な対応については、今後協議を進める必要がある。そのような状況の中、短期大学部においては個別の案件の中で、組織横断的な対応が可能な案件については、「障がいのある学生の情報集約」「学費未納で督促を受けている学生への対応」など、理工学部と同様の対応を図っている。

なお、短期大学部では日本大学インテーカー取得者が学生相談室の相談員として直接学生に対応しており、各科等においても適切なインテーカー取得者数が必要となる。本年度は短期大学部・理工学部として22名の申込者があった（短大一般1名申請し、受講）。

学生の経済的な問題も、複雑な家庭環境に起因する場合、学費支払者からの要望で、学生自身に伝えられない場合がある。精神的な問題の場合は、プライバシーや個人情報の保護の観点から情報共有は大変難しく、問題を抱えたと思える学生への対応は、個人的な信頼関係の構築が最重要視される。専門的な知識と経験を十分持っている専任者がいない現状では、満足いく結果は難しい。今後も制度として組織横断的な対応体制を行う。特に懸案事項ごとの連絡体制を整備する。

### 【専門学校】

医学部附属看護専門学校では1年生に対し、日本大学のGHQ（メンタルヘルス調査）を実施し、個人の傾向・心のサポートを実施している。各学年で面接を行い、授業進度・寮生活・通学・友人・心配ごとなど確認をしている。また、1学年3名の担任制により、学生個々の特徴を理解した指導体制（学修、生活、進路）を整えており、学生の個々の状況を常に把握し、保護者との連絡を密に行い、各担任が対処している。また、学生相談室については、学生便覧に利用案内を明記し、気軽に利用できるよう周知している。また、医学部の学生生活委員会に専任教員が参画し、学生支援に関する方針を討議している。これらの学生支援情報は教務会や教員会で共有を図っている。また、日本大学学生相談研修会にも、教職員を適宜参加させ、インテーカーの増員に努めている。

今後も学生のささいな変化にも気付くことができるよう、日頃から積極的に学生への声掛けを心がけていき、本部学生相談研修会に積極的に参加し、インテーカーの更なる増員に努めるとともに、学生相談室の周知を図っていく。

歯学部附属歯科技工専門学校及び歯科衛生専門学校では、4月に新入生オリエンテーションを実施し、学生間での仲間意識を高めるよう取り組んでいる。また、GHQ

を全学年に対して実施することで、学生の心身の健康状態を把握するようにしている。教員会では、クラス担任から学生の現状についての報告があり、各教員間で情報共有することにより、学生へのケアを丁寧に行うよう心がけている。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、歯科衛生士国家試験に合格することが最大の目標となるため、その目標を達成するための修学支援、生活支援、進路支援を行っている。各学年（1クラス制）に担任を配置し修学支援、生活支援を行っている。特にクラス担任による学生の通勤時間、アルバイトの時間や種類、クラブ活動の参加状況、平日や休日の平均学修時間等のアンケートを実施するとともに、毎朝の出席管理、遅刻の把握、一日の授業終了後の点呼等を通して、毎日のささいな変化まで目を配っている。その結果、学生に変化がみられるようであれば、教員との面談実施や、保証人と連絡を取るなどして、早い段階での対応を実施している。また、保健室、学習相談室とも連携しきめ細かく指導・補佐している。

本校では、精神的健康保持として学生相談室が学内に設けられており、常時学生の精神衛生、学業、生活、課外活動その他の全ての個人的悩みや疑問等の相談に応じている。開室を本部カウンセラーの来室日以外（火～金以外）も担当教員が行っている。また、教員同士の連絡体制を充実させることにより、より一層の支援体制を築いている。

さらに、本部学生相談センター主催の学生生活適応調査を毎年度実施し、不適応状態にある学生の早期把握及び問題解決に向けてカウンセラーと面談する機会を設けている。

今後も研修会に教員を参加させ、インテーカー取得教職員の増員を図る。



## 改善事項 No.8 (基準VI 学生支援)

障がいをもつ学生に対する対応の明確化

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

障がいをもつ学生に対しては、入学試験時及び入学後において、状況に基づく個別の対応をしており、各学部でも対応がまちまちである。

### 2 改善の方向及び具体的方策

#### [改善の方向]

障がいをもつ学生が可能な限り充実した修学と快適な学校生活を送れるよう、大学としての基本方針を策定し、ハード面及びソフト面での総合的な対策が必要である。

#### [具体的方策]

障がい者基本法や社会的な要請も踏まえ、合理的な配慮として取り組むべき課題等を検討し、方針の策定や情報の公開を行う。

### 3 改善達成時期

平成28年度以降

### 4 改善担当部署等

本部（学生部）

大学院研究科，学部，短期大学部，専門学校の学生生活委員会等

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容（成果）、問題点、今後の取組計画

### 【学生部】

教学戦略委員会からの指示により、障がい学生支援等に関するワーキンググループを立ち上げ、そこで決定した事項を教学戦略委員会に報告した。「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」及び「日本大学障がい学生支援に関するガイドライン」は作成・報告済みであり、現在、教学戦略委員会に委ねられている。

基本方針及びガイドラインは、平成29年度内に制定予定であり、制定後は大学ホームページ等で公表していく予定である。

### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

これまでは、各窓口（各担当者）の技量により対応しており、状況によっては担当者同士での情報共有を行っている。個人の技量に頼っている部分が大きく、学部全体としての取組は進んでいない。各担当者の取組は限界にきており、今後は学部全体としてのシステムや組織作りが必要である。各担当者が相談・協議・情報共有できる場がないため、大学としての基本方針を策定し、総合的な対策が行える組織作りを検討していく。

### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

障がいをもつ学生が入学した際には、修学面、生活面での要望事項について、ヒアリングを行い、予算面あるいは物理的に対応できるかどうかの協議を行い、できるだけ対応するようにしている。また保健室看護師が面談を行い、障がい者手帳の写しの提出について本人の意向を考慮し、教務課，学生課，就職指導課で情報を共有し、支

援に当たっている。修学支援について、障がいをもつ学生の要望と経費についてのバランスが懸念される。障がいがあるが認めたくない学生や保護者がいることもあり、各学科とのさらなる連携が必要となっている（情報・対応を含む）。

#### 【経済学部・経済学研究科】

経済学部は、「障がい者の権利に関する条約」「障がい者基本法」「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の趣旨に鑑み、障がいのある受験生、あるいは在籍学生に対する「合理的配慮」に基づいた取組を行うために、平成27年度に学生特別支援室を設置し、支援の基本的方針を定めた。平成27年度に1名の四肢障がい者が入学したこともあり、ハード面ではスロープのない校舎には昇降機を設置、教室には車いすスペースを確保し、ソフト面では学生ボランティアによる支援として移動補助、ポイントテイクを行っている。

なお、平成29年4月に開館した3号館は、全館でバリアフリー化している。また、教員に対し、同基本方針を周知しており、授業及び試験の特別な配慮を行っている。現在は障がいのある学生の具体的な支援申し出があってから対応を検討せざるを得ないため、先行的な改善の企画が難しい。今後も障がい学生に対する支援ノウハウを蓄積していく。

#### 【商学部・商学研究科】

学務委員会、初年次教育運営委員会、教育改善委員会、教務課等において、障がいをもつ学生の受入体制を整備する必要性について共通認識をもった。入学した該当の学生に対しては、心理学を専門とする教員が担任となり、必要に応じて時間割り作成等の相談に応じ、その後も継続して支援している。また、教務課においても適宜相談に応じている。当該学生が受講を希望する科目担当教員へは、本人の了解のもと、理解と配慮を依頼している。本人からの学修支援の要請があった際に迅速に対応できるよう、ノートテイク等、支援体制の準備について、学務委員会から提言している。ハード面については、講義棟及び本館ともバリアフリーの環境がすでに整備されているが、引き続き維持管理に努めている。

明確な身体障がいだけでなく、発達障がいや学習障がいと思われるような学生に対しても、理解と支援、受入体制の充実が必要である。学部としての姿勢の明確な提示、上記の関連委員会、担任、科目担当教員など、支援体制の充実の工夫が期待される。

今後も施設の維持・管理に努め、関連する各委員会、学修支援センター、事務局等の相互連携を強化する。また、教員の日本大学インターカ取得者の増員を図るとともに、その機能を学生支援に結び付けるための仕組みを検討する。

一方、現在、大学院には障がいのある学生は入学していない。しかし、学部にはすでに障がいを持つ学生が入学してきており、対応についてはある程度のスキルを蓄積している。そのため、もし、今後、障がいを持つ学生が大学院に入学してきた場合、学部と連携しながら、対応を検討していくことが可能となる。

大学院では正式に障がいのある学生が入学していないために、設備のハード面や教育のソフト面で、具体的なニーズを把握できていないことである。他学部の大学院及び他大学での取組を参考に検討し、障がいを持つ学生のニーズに対応する具体的な提案を行っていく予定である。

#### 【芸術学部・芸術学研究科】

ハンディキャップ者への対応については、江古田校舎は新校舎建築の時点でバリアフリー化がなされており、各種点字表記の対策を更に進めている。所沢校舎もバリア

フリー化の工事が進み、現在は全盲の学生や脳性麻痺による障がいをもった学生を迎えている。車いす用階段昇降機や点字ブロックの設置などのハード面だけではなく、教職員と学生とが協力しながら対応することで、教育面での成果に結びつきつつある。所沢校舎と航空公園間及び東所沢間の特定バスにおいてもノンステップバスを運行させている。障がいには様々なケースがあり、学部としては教務課，学生課，各学科が連携して個別に対応している。

#### 【国際関係学部・国際関係研究科】

保健室，学生相談室，各課，教員，研究室などと連携をとって，問題行動があった際，適宜対応をしていたが，学生生活委員会が中心となり学生相談室運営委員会の委員で構成された障がい学生支援に取り組む具体的な組織作りに向けて取組を始めた。

障がいを持っていても，診断書や障がい者手帳などの不提示や相談がないため，日常の問題行動等が起きた際に発覚することが多い。本人，家族の理解が必要だが，障がいなどの個人情報をごとまで大学として要求すべきなのかという問題点がある。

今後は学部内に組織を設け，分散している情報を一本化し，相談窓口となる部署の設立を視野に検討を図ることを計画している。

#### 【理工学部・理工学研究科】

学生保健委員会を中心に，数年来取り組んできた「理工学部における各種障がいを申し出た学生の取り扱いの申し合わせ」が平成 28 年度に教授会で承認され，現在この申し合わせを基に学部では障がい者対応を運用している。

平成 28 年度入学時には 6 名の新入生から，障がいの申し出を受け，継続して学科，教務課，学生課（学生相談センター，保健室を含む）で連携して支援をしている例もある。今後は個々の事例を経験則とし，より効果的な支援策の申合せとすべく，適宜訂正を考慮したい。また，ハード面では，授業等で使用する 1 号館及び平成 30 年度に完成予定の南棟（仮称）はバリアフリー化されており，キャンパス整備計画の進行によって完全化を図る予定である。

専門的な知識と経験を十分持っている専任者がいない現状では，今後，継続的に制度の運用を続けていくのは難しい。また，社会的な制度も不満足な状況において，大学内だけの支援体制では限界がある。合理的な配慮においても，特に人的な対応の負担度については明確な基準がなく，担当者のオーバーワークが懸念される事例が多々生じている。学内でのケーススタディーの蓄積だけでなく，外部の事例研究や，各種制度等の変更に対応しつつ，適切なマニュアルの整備と全教職員の制度理解を計画的に進めることを考慮していく。

#### 【生産工学部・生産工学研究科】

障がいのある学生等，サポートが必要な学生に対する修学支援については，学生生活委員会等に障がい者対応ワーキンググループを設置し，構成メンバーが適宜対応している。また，障がいのある学生の入学試験の対応及び入学決定後においては，当該学科主任，教養・基礎科学系主任，教務課及び学生課等の関係部署で情報共有し，合理的配慮に努め修学支援を行うと同時に，敷地内のスロープ，講堂等にエレベーターの設置，障がいのある学生用トイレの設置等のハード面の対策も実施した。平成 28 年度からは障がいのある学生が不自由なくキャンパスライフを送り，等しく尊重される環境形成を目的として学生支援センター（障がい学生支援ユニット）を設置し，学生課，教務課及び就職指導課が連携し，障がい者支援の組織化がなされている。なお，サポートセンターでは専門のカウンセラーによる悩み・相談に加え，精神的な問題に

も対応している。

現在、ハード面及びソフト面での整備を進めている。肢体不自由のほか、発達障がいのある学生に対する支援など障がいの多様化に備えた受入体制の構築が課題である。今後はソフト面での整備を更に進め、多様化する障がい学生の受入れに対応し充実した学生生活を送ることができるよう、学生支援センターの組織力を促進する。

#### 【工学部・工学研究科】

1年次に、健康記録カード提出により、学生の健康状態把握に努め、症状に応じて面談を行うなどの対応をしている。また、履修科目開講教室の変更や定期試験実施時の教室設定について、履修内容を確認し、適切な教室を設定している。

ハード面では、施設・設備のバリアフリー化の進捗状況を確認し、設備の改善を協議するため、営繕・管財委員会等に諮り、順次、整備を進めており、多目的トイレの増設、いす式昇降機の設置、スロープや手すり、引き戸の設置を行っている。

「障がい」と一言にいても、その内容は多岐にわたり、「実習」「実験」に対応困難なケースも見受けられ、精神的なものについては学生もしくはその保護者からの申し出がなければ、認知し難い事象である。また、プライバシーに配慮する必要があり、情報共有について課題がある。今後も複数部署との連携を強化するとともに、バリアフリー化については、営繕・管財委員会等に諮り、必要に応じて新設及び改修を実施する。

#### 【医学部・医学研究科】

障がいを持つ学生が把握された時点で、関係部署で情報を共有し、可能なサポートを検討している。また、学業や学生生活からメンタル面で障がいが発生することもあるため、精神科医等専門の教員を学生相談員として配置し対応している。

なお、ハード面では建物が古く、建替計画なども関連して抜本的な対応は難しいのが現状となっている。

#### 【歯学部・歯学研究科】

医療系学部のため、身体的障がい、精神的障がいの学生を受け入れにくい実態がある。また、過去に障がいを持つ学生が入学した前例がなく、仮に障がいを持つ学生が入学した場合、現状の施設・設備では適切な対応ができるかどうか非常に難しい。発達障がい、精神障がいの疑いがある学生も見受けられるが、本人、保護者からの自己申告がないので、見極めは難しく、対応は健常者と同様の扱いをしているのが現状である。

また、「障がい者に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法の一部を改正する法律」により、歯科医師法に定める資格制度、許認可制度における障がい者に係る欠格事由について、障がいを有していても本人の業務遂行能力に応じて資格等を取得することができるものとする規定に改めるとともに、障がいを特定しない規定としたが、第5学年で実施する病院内実習においては、一般患者の理解と協力が必要であり、危険性やトラブルになる可能性は否めない。

障がいを持つ学生に対する支援については、部科校間に差異があるので、共通認識としてのガイドラインの必要性と施設・設備、修学支援、学生生活支援、メンタルケアなど各部科校・各部署で取り組むべき課題等を抽出し、検討することが必要である。

今後も関連各部署及び委員会等での検討を継続していく。

### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

「日本大学松戸歯学部障がい学生支援に関する申合せ」を平成 29 年度に制定，施行し，学部，研究科，専門学校における窓口を定め，支援方策の策定手順を定めた。また，学外のセミナーに参加し，障がい学生支援に関する理解を深めるとともに，情報収集に当たっている。現在，大学全体としてのガイドラインが示されるまでの暫定的な申し合わせとしてとらえており，具体的な運用体制等について，組織的に対応する方策を検討する必要がある。

### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

入学願書出願時に事前相談を行い，入学後の修学や学校生活について相互の確認を行っているが，平成 29 年度入試要項からは文言をより具体的なものに改良した。

入学後に障がいを持った学生に対しては，学生生活委員会が中心となりハード面及びソフト面で可能な限りの総合的な対応を行っている。また，学務委員会及び学生生活委員会を中心として，合理的な配慮として取り組むべき課題等を検討し，方針の策定や情報の公開についての議論も深めていく。

大学院においては，現在該当する学生がいないが，学部生と同様の配慮に心がける。

### 【薬学部・薬学研究科】

障がいをもつ学生については，「薬学部障がい者支援体制」の指針等に基づき対応を図ることとなっている。現在は，対応を要する学生は在籍していない。ハード面においては，ごく一部を除き修学と学生生活に支障のないレベルにある。今後は大学の基本方針策定により，「薬学部障がい者支援体制」の見直しを含め，薬学部独自の基本方針の策定や情報の公開に取り組む。また，バリアフリー等の施設の点検を継続し，経年劣化等による不具合を予防する。

大学院においても学部と共通で「薬学部の障がい者支援体制」の継続的な見直しを行っている。

### 【通信教育部】

身体等に障がいがある学生を受け入れてきたが，法律施行に伴いガイドラインとして「通信教育部における障がいのある学生の修学に関する申合せ」を作成し，運用を開始した。身体等に障がいのある学生に対して出願の前に障がいの状況を確認する調査票の提出により，場合によっては面接を実施し教務課，学生課，入学課が連携の上，支援体制の整備を行っている。

障がいの状況は学生により様々であり，一様な対応ができないため個別に対応しているが，「障がい者差別解消法」施行後，障がいを持つ入学者が増えており，施設，設備，人的な対応が行き届かないケースがある。

今後も関連する課だけでなく，教職員が一体となって取り組んでいくと同時に，法人本部主催の人権侵害防止に係る巡回講演会の利用や障がいをもつ学生に対するSD研修会等で当該学生の実態を理解してもらい，対応について啓蒙を行う。

### 【総合社会情報研究科】

障がいのある学生の受け入れ方針に関しては明示していないが，障がいをもつ入学希望者から問合せがあれば，可能な範囲で対応している。本研究科には視覚障がい者が受験した例があり，本年度の在學生にも視覚障がい者が 1 名いる。現在は障がいをもつ学生への対応は，特別研究指導を担当する教員が個別に行っているが，今後は統

一した方針の策定が望まれ、専門の窓口を設ける等の対応を検討している。

### 【法務研究科】

平成 29 年 7 月現在、支援体制を必要としている身体障がい者等の学生は在籍していないが、身体の機能に著しい障がいのある受験生は出願前のできるだけ早い時期に本研究科に連絡してもらうことを入学試験要項に記述している。

法学部校舎（法科大学院）13 号館，14 号館では，建物へのアプローチでは階段脇にスロープを設け，建物内部では点字ブロック，点字案内を設けた身体障がい者専用のエレベーター及び身体障がい者用トイレを設置している。現在，対象者はいないが，今後対象となる学生が入学することとなった場合には，学生生活・就職委員会において，学生の状況に応じた支援体制を組むこととしている。

障がいをもつ学生が入学した場合の対応について，本研究科独自の基本方針が策定されていない。今後は，具体的な方針の策定や支援体制における情報公開等を行うことが早急に必要であるため，法学部の方針に合わせて対応する予定である。

### 【知的財産研究科】

現在，本研究科には，障がいを持つ学生は所属していない。本研究科は，平成 29 年度以降の学生募集を停止していることから，今後，新たな計画は予定していない。

### 【短期大学部（三島校舎）】

保健室，学生相談室，各課，教員，研究室などと連携をとって，問題行動があった際，適宜対応をしていたが，学生生活委員会が中心となり学生相談室運営委員会の委員で構成された障がい学生支援に取り組む具体的な組織作りに向けて取組を始めた。

障がいを持っていても，診断書や障がい者手帳などの不提示や相談が無いため，日常の問題行動等が起きた際に発覚することが多い。本人，家族の理解が必要だが，障がいなどの個人情報をごとまで大学として要求すべきなのかという問題点がある。今後は担当する組織を設け，分散している情報を一本化し，相談窓口となる部署の設立を視野に検討を図る。

### 【短期大学部（船橋校舎）】

学生保健委員会（理工学部・短期大学部）を中心に「理工学部における各種障がいを申し出た学生の取り扱いの申し合わせ」が平成 28 年度の教授会で承認され，現在この申し合わせを基に「短期大学部における各種障がいを申し出た学生の取り扱いの申し合わせ」の準備を進めている。平成 28 年度理工学部では入学時には 6 名の新生生から，障がいの申し出をうけ（短大申し出はなし），継続して学科，教務課，学生課（学生相談センター，保健室を含む）で連携して支援をしている例もあり，個々の事例を経験則とし，より効果的な支援策の申合せとすべく，改善を図っていきたい。一方で，ハード面では，駿河台校舎整備優先のためバリアフリー化は進んでいない。

専門的な知識と経験を十分持っている専任者がいない現状では，今後，継続的に制度の運用を続けていくのは難しい。また，社会的な制度も不満足な状況において，大学内だけの支援体制では限界がある。合理的な配慮においても，特に人的な対応の負担度については明確な基準がなく，担当者のオーバーワークが懸念される事例が多々生じている。学内でのケーススタディーの蓄積だけでなく，外部の事例研究や各種制度等の変更に対応しつつ，適切なマニュアルの整備と全教職員の制度理解を計画的に進めることを考慮する。

### 【専門学校】

医学部附属看護専門学校では障がいの状況に応じ、教室内での座席位置の配慮及びパソコンの使用や補聴器の使用を認めている。一方、施設が古いため、ハード面での改善が難しい状況にある。建物内にエレベーターや車椅子用のトイレがないため、必要に応じ改修工事も検討していく。

歯学部附属歯科技工専門学校では、現在、障がいのある学生は在籍していないが、職種の性質上、身体の一部に障がいを持つ学生も歯科技工士の資格取得が可能である。このことをふまえ、障がいのある学生が入学した場合も充実した修学及び学生生活を送れるよう、修学支援措置を講じていく予定である。近い将来、校舎の移転が予想されるため、施設の改善については、引き続きの課題であり、継続的に教員会で検討していく。

歯学部附属歯科衛生専門学校では、現在、障がいのある学生は在籍していないが、充実した修学及び学生生活を送れるよう、修学支援措置を講じていく予定であり、今後も教員会で検討していく。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では「日本大学松戸歯学部障がい学生支援に関する申合せ」を平成 29 年度に制定、施行し、学部、研究科、専門学校における窓口を定め、支援方策の策定手順を定めた。また、学外のセミナーに参加し、障がい学生支援に関する理解を深めるとともに、情報収集に当たっている。大学としてのガイドラインが示されるまでの暫定的な申し合わせとしてとらえており、今後も該当する学生の在籍を想定し、入試から学生生活（学内施設、設備利用含む）、学修支援に係る担当課及び教職員の連携等、具体的な運用体制について、組織的に対応する方策を検討する必要がある。

## 改善事項 No.9 (基準Ⅸ-1 管理運営)

「教学に関する全学的な基本方針」に基づく学部等基本計画の策定及び検証

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

平成27年7月、学長から「教学に関する全学的な基本方針」が示され、学部等においては、この基本方針に基づき基本計画を策定し、「教学に関する全学的な基本方針」とともに社会に公表することを予定している。

### 2 改善の方向及び具体的方策

#### [改善の方向]

学部等は、「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、「教育」（国際交流，高大接続，入試政策・学生募集等を含む）、「学生生活」及び「研究」の3つの観点から基本計画を策定する。また、策定した基本計画の実現に向けて教育研究活動を展開するとともに、定期的に基本計画の進捗状況を検証し、その検証結果を次の基本計画に生かす。

#### [具体的方策]

学部長や研究科長等を中心に学部等基本計画を策定する。策定後は、基本計画を検証する責任主体を組織した上で、定期的に基本計画の進捗状況を検証し、その検証結果を教職員に周知する。

### 3 改善達成時期

基本計画は平成27年度に策定し、次年度から検証する。

### 4 改善担当部署等

大学院研究科，学部，短期大学部

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容（成果）、問題点、今後の取組計画

### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

平成27年度の学部長・研究科長が中心となり策定した学部の基本計画は、その検証においても学部長・研究科長の責任主体のもと、学務担当が具体的な検証・改善を図るようにしており、学務委員会が中心に関連する委員会とも連携し対応している。中長期の年次計画により改革を進め、特に講座の適正配置・削減策，非常勤講師の削減，退学者・留年者の対策など学務事項の取組を進めている。

カリキュラム改定を伴わなければ、講座数の極端な削減は難しい状況であり、現カリキュラムの完成年度が平成29年度となるので、平成31年度以降の改定を検討することになる。基本計画の検証にかかる組織について、学部長，研究科長の意向に沿い確固たる組織の編成を維持していく。

### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

基本計画については、各所管委員会が実現に向け検討を進めている。例えばカリキュラムの見直しに伴う授業科目数の削減については学部次長と学部5担当が検討をした内容を学務常任委員会等で確認し、担当会議で審議した結果、合同教授会で報告するなど、基本計画に基づき検討を進めている。新たな教学に関する全学的な基本方針が制定されたため、前回の文理学部基本計画を踏まえ、新たな計画を策定し、実行していく。



大学院においても「教学に関する全学的な基本方針」が大学院分科委員会において周知され、文理学部と同様、今回の学則変更の際、適切な授業科目数の見直しが検討されている。

### 【経済学部・経済学研究科】

平成 27 年度に策定した学部等基本計画に基づき、当該委員会のもと、全学共通初年次教育科目の実施、教育の質保証の観点に立ったカリキュラム改定や修学支援の充実に向けて検討等を行っている。学務委員会では、昨年度検討した科目の 2 割削減について、カリキュラム改定を行わずに実施可能な科目から行っていることや、全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎 1, 2」の導入等、大幅なカリキュラム改定を伴わない範囲内で行えることを検討する準備をしている。

なお、大幅なカリキュラム改定については、現在企画委員会で現行カリキュラムを検証し、方向性を検討している。さらに、教育の質改善及び充実により、学修意欲の喚起に努め、卒業延期（留年）率及び退学率減少に向けた取組は従前どおり行っている。また、三つの方針は自主創造の 8 つのコンピテンシーと関連性・整合性を図るよう、見直しを含め検討が始まっている。

学生生活委員会では、「教学に関する全学的な基本方針」に基づく「学生生活」の観点での基本方針を策定している。その中で「企業との連携による奨学金の創設」については、地方公共団体と地元産業界が連携し、奨学金を活用した大学生の地方への定着が図られ、卒業後に地元で就職した学生が奨学金の返還を免除される等の制度が導入されてきており、このような制度の学生への情報提供を進めている。外国人留学生の学生寮への受入れ環境の整備については、公的な宿舎などの情報提供を行っているものの圧倒的に不足している状況であり、加えて経済学部は学生寮を有していないため、寮としての機能を有する民間施設と連携を図り、受入れ環境の整備を行っている。国際交流事業としては、従来から実施している派遣交換留学制度、年間留学プログラム制度、夏期語学研修等々について、派遣先大学とのプログラムの内容及び教育プログラム（カリキュラム等）の検証を行い、学生に対し、より質の高いプログラムを提供できるよう整備している。平成 29 年 4 月からは改正アドミッション・ポリシーに基づいて、各種『入学試験要項』には入学者に求める方針を明確に示している。

経済学部は平成 30 年度より定員増となるが、今後、入学定員超過率の引き下げによって生じる財政的問題が基本計画に影響を及ぼすことが懸念されている。また、外国人留学生の学生寮への受入れ環境の整備については公的な宿舎が圧倒的に不足している。

引き続き学部等基本計画の進捗状況についての定期的な検証を行い、その結果を計画等に問題点等がないかを精査していくとともに、平成 30 年度の定員増や入学定員の厳格化に伴う諸影響も同時に検討していきたい。また、企業との連携による奨学金の創設については、学生への情報提供を進める。外国人留学生の学生寮への受入れ環境の整備については、寮としての機能を有する民間との連携を推進する。

経済学研究科では、研究科長のもと、大学院常任委員会では、入試制度、国際交流に絡めた学位授与制度、経済学部特別研究生奨学金制度、就職支援、研究環境の充実などの検討及び策定、または見直しを行い、柔軟に対応できるような改定を中・長期的に行っていく。また、三つの方針も平成 28 年度に改正し、その広報、周知も積極的に行っている。学生生活委員会では、「教学に関する全学的な基本方針」に基づく「学生生活」の観点での基本方針を策定している。その中で「企業との連携による奨学金の創設」については、地方公共団体と地元産業界が連携し、奨学金を活用した大学生の地方定着が図られ、修了後に地元で就職した学生が奨学金の返還を免除される等の

制度が導入されてきており、このような制度の学生への情報提供を進めている。外国人留学生の学生寮への受入れ環境の整備については、学部と同様に寮としての機能を有する民間施設と連携を図り、受入れ環境の整備を行っている。

今後とも継続的に大学院常任委員会で検討し、研究科長をはじめ執行部で検討を行っていく。

### 【商学部・商学研究科】

平成31年度をめぐりにカリキュラムの改革を予定しているが、予定どおりには進んでいない。1つには現在の3学科を1学科にし、分かりやすいカリキュラムを目指したが、商業学科の定員増に伴い、1学科への移行は困難になった。現在は平成32年度のカリキュラムに改定に向けた取組を始めている。国際交流では、オデンシア・グループやウエスタン・ミシガン大学との交換を積極的に行っているが、多くの大学との提携を増やす必要がある。カリキュラムは最大のテーマであり、スケジュールを示しながらまとめる必要がある。今後も履修をはじめとするカリキュラムの問題をまとめていく。

現在、教育、学生生活、研究の三つの観点から基本計画に沿う形でハード面(施設)とソフト面(教育)を充実させてきたが、その成果を定期的に、学生の意見を含めて検証する仕組みがまだ構築されていない。今後も各種委員会からの意見をもとに、客観性を担保できるような検証システムの構築に取り組むと考えている。

### 【芸術学部・芸術学研究科】

江古田校舎通年化計画(新生江古田計画)の実施を目指して、授業科目の質を担保するために日本大学の教育憲章に基づいた質保証体制の確立と、効果的かつ合理的な授業設計による科目数のスリム化に取り組んでいる。

半期15週以上の授業時間数の確保は必須であるが、学部全体における授業科目の設置等を考慮しながら、アカデミックカレンダー、海外インターンシップ、集中講義、4学期制のカリキュラム設計等を設ける取組を積極的に展開する。また、産官学連携や全学科が受講できる芸術総合講座の企業・組織との連携や冠講座、地域連携プロジェクトによる地域経済活性化や社会貢献の取組などを積極的に継続する。さらに、海外提携大学を欧米に増やし、グローバル環境を充実させ、認定留学など本部との連携した取組を実践していく。入試においても今まで以上に、面接におけるアクティブ・ラーニング入試を継続させ、入試から生徒と向き合い、高大接続を積極的に行い、生徒から学生への道を切り拓くサポートをしていく。

学部長も含み、世代交代した新執行部を組織した。また、学科主任、副委員長も世代交代し学部の「アウトカム基盤型教育研究」のさらなる充実を図る。

3日間で3万人を超える来場者を誇る学部祭(2017年より日藝祭と名付ける)は、補充教育の一環として組織をあげて支援し、日藝らしいラーニング・アウトカム効果を出している。

芸術学部の特徴から「教育」「学生生活」「研究」において、自ら学び、自ら考え、自らの道をひらくクリエイティブな価値観と社会に貢献する姿勢を、PDCAサイクルによって振り返るチカラを学部長の諮問委員会である企画委員会にて検証し、周知できる機能にしていく計画である。目標に向かっていくためには教職員の「意識改革」が重要であり、定期的に基本計画の進捗状況を検証し、その検証結果を教職員に周知していく。

芸術学研究科においても「教育」「学生生活」「研究」の全てにおいて、平成31年度を目指している江古田校舎通年化計画は、「日本大学教育憲章」に基づいた質保証体制の

確立と、一貫性のある教育体制を実現化するために確実な体系性と芸術学部・芸術研究科の個性を強化する体制であると確信を持っており、体制づくりを基に教養科目・専門科目の体系化やIR機能、授業アンケートの活用、学修到達目標の到達度を評価し改善するサイクルを担保し、かつアセスメントポリシーを明確にするために、柔軟で革新的な教員の意識改革による芸術学研究科らしい授業の新たな工夫が必要であるととらえている。

創作教育においては、「学生に向き合う」姿勢と「ラーニング&アウトカム基盤型教育」は十分に生かされてきたが、多様性に向かう意識改革を自らの問題として捉えられない壁が大きく立ちはだかっている。

今後も「自主創造」を構成する3つの要素及びその8つの能力を教職員側が業務・教育・研究上、真っ先に身に付け学生に向き合うことで教育体制と意識の転換がブレイクスルーできることを啓蒙していく。

### 【国際関係学部・国際関係研究科】

平成27年度中に「教学に関する全学的な基本方針」に基づく「学部の基本方針」を策定した。その後、「質保証の観点に立った一貫したカリキュラム編成に関する検討を行い、カリキュラム・ポリシーに沿った的確な授業科目の配置・授業科目数の設定」について、平成28年度入学者からの教育課程（カリキュラム）を改定し、完成年度（平成31年度）に向けて、授業コマ数の2割削減を目指すこととなった。また、「修学支援の充実による学生数の適正維持に向けた取組」について、平成28年度の退学率は、1.4%（平成27年度：1.7%）であり、更なる中途退学者数削減へ向けて、学務委員会のワーキンググループで検討を行っていく。

国際関係研究科では特に、「大学院教育改革に関する取組」の「英語での学位取得可能なコースの設置に向けた検討」では、アメリカのイリノイ州立大学との大学院ダブル・ディグリー・プログラムを締結し、2名の留学生を受け入れ、研究指導を行い、学士（国際学）を授与した。

今後も「基本方針」に記載した事項の改善を進めていく。また、英語履修が可能な科目を整備しつつ、英語での学位取得が可能となるよう検討していきたい。

### 【理工学部・理工学研究科】

理工学部においては、平成27年9月に「教学に関する全学的な基本方針に基づく理工学部基本計画」を策定し、各項目に関する取組を開始した。

同計画を大学本部に提出後も学務部、人事部と連携の上、各種計画の見直しや関係資料の作成、確認作業などを行っている。基本計画を検証する責任主体の組織化並びに進捗状況の検証及び検証結果の教職員への周知の段階には至っていないが、自己点検・評価の実施に当たり、理工学部基本計画を活用した。今後も基本計画を検証する責任主体の組織化及び進捗状況の検証並びに検証結果の教職員への周知について検討を行っていく。

理工学研究科においても同様に取り組んでいる。

### 【生産工学部・生産工学研究科】

「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、「教育」「学生生活」及び「研究」の3つの観点から基本計画を策定した。

「教学に関する全学的な基本方針」にある「日本一教育力のある大学の実現に向けた取組」については、学務委員会、教育開発センター運営委員会、教学IR室運営委員会及び退学及び留年者削減検討委員会において、「高大接続と大学入試改革に関す

る取組」については、入学試験検討専門委員会において、「学生支援に関する取組」については、学生生活委員会において、「研究推進に関する取組」については、研究委員会が主体となり、策定した基本計画の実現に向けて教育研究活動を展開するとともに、進捗状況の検証を行っている。

検証結果については、各委員会の委員を通じ教職員に周知しているが、検証結果の改善に向けた学部全体としてのPDCAサイクルを機能させることが必要である。今後も策定した基本計画の実現に向けて各取組の主体となる委員会が、継続して検証を行っていく。

### 【工学部・工学研究科】

「教学の基本方針」及び「経営基本方針」に基づき、「教学に関する全学的な基本方針に基づく工学部基本計画」における学部教育改革に関する取組の計画を策定した。

また、学務委員会において、教育効果の検証として、大学設置基準及び3つのポリシー、学長により示された教学に関する基本方針に沿っての検証を行い、平成27年度中に教学に関する全学的な基本方針に基づく「工学部基本計画」を策定し、その計画に則り、平成29年度カリキュラム改定作業を実施し、学則上の設置科目の2割削減並びに初年次教育の導入を決定した。

教育活動についての検証と検証に基づく改定原案作成は、学務委員会及びカリキュラム検討委員会を実施し、入試については入試専門委員会において実施している。

一方で定期的に行っているカリキュラム改定の期間が短いため、基本計画の実現に向けた十分な検証が難しい状況であり、今後も卒業生・留年生・退学者数について検証要件に含め、教育研究組織の適切性について更に検証を行い、入試制度と関連性のあるカリキュラム改定を行いながら、社会の要請に適合できるよう、教育の質保証体制を整備していく。

工学研究科でも「教学の基本方針」及び「経営基本方針」に基づき、教学に関する全学的な基本方針に基づく「工学部基本計画」に則り大学院教育改革に関する取組の計画を策定した。大学院委員会においては、教育効果の検証として、平成30年度カリキュラム改定に向けて、現行カリキュラムと3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の検証を行い、その結果を基に新カリキュラム案を策定した。今後は検証の結果を新カリキュラム作成等に生かしていく。

### 【医学部・医学研究科】

「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、平成27年10月に「医学部基本計画」を策定した。「教育」においては、修学支援の充実による学生数の適正維持に向けた取組として、平成28年度から年次途中での成績不良学生の早期発見に向けて、前学期終了時の成績を学生及び父母に開示し、前学期での成績が不合格となった場合の対応として、当該学生への補講等の手立てを講じ、関係各署と連携をとり、後学期の修学意欲の低下の防止策としている。また、国際交流の推進に関する取組のひとつとして、「ALL English Salon」を開設し、英語教員が所定の昼休みに常駐し、英語のみで交流を通じて医学英語学習のモチベーション向上を図っている。

継続して学務委員会を中心に順次施策を講じているが、全体的な進捗状況及び検証には至っていない。平成28年度に「IR・医学教育センター」を設置し、専属・専従の教授を配置したことから、今後一貫した情報の収集・整理を行い、その調査・分析結果を活用した実効性のあるPDCAサイクルを確立させ、継続的な教学改革に結び付けていく。

研究推進に関する取組に関する精査については、教学戦略委員会で承認された。この研究推進に関する取組により、産官学連携研究の推進（受入れ研究費額は、平成27年度の3倍強）、米国の研究機関との学術交流覚書の締結、総合医学研究所医学研究支援部門の学内共同利用を大学ホームページで周知などの実績を挙げた。一方、検証に係る組織の編成、検証結果の周知に関しては、検討中である。検証に係る組織編成を完成し、その検証結果の周知を行うとともに、新たな学部基本計画の策定に反映する。

課題としては基本計画を検証する組織が明確化されていないことが挙げられ、今後は責任主体を明確化し、進捗状況を随時把握するマネジメント体制の確立を図る。

#### 【歯学部・歯学研究科】

本大学としての新たな学生教育の具体的な目標となる「日本大学教育憲章」が施行され、学生の能力を導くために必要な基礎的能力として、教育理念である「自主創造」を構成する3つの要素及び8つの能力が掲げられている。これらに鑑みて歯学部では「三つの方針（DP・CP・AP）」が既に策定されているが、今後、本学部で作成している履修系統図に三つの方針に基づく学生の具体的な学修到達目標を関連させ、体系的な教育課程を確立させ、教育力を身に付けることを検討している。具体的には、モデル・コア・カリキュラムの改定に伴い、効率的な授業を進めるために授業時間割の組み替えの検討、教学IRとして、各種データに基づく入試方式の再検討を行っている。

今後の取組として学務委員会及び教学推進センター運営委員会で検討を重ねていく。

#### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、「教育」（国際交流、高大接続、入試政策・学生募集等を含む）、「学生生活」及び「研究」の3つの観点から策定した基本計画の実現に向けて、それぞれの所管委員会を中心に検討している。

特に「研究」については、平成29年度に本学部各講座の教授・准教授等から1名以上の参加による「研究プロジェクト策定に関するワークショップ」（所管：研究事務課、大学院FD委員会）を開催した。同ワークショップは本学部再興戦略会議の学部部会に設置された外部研究費獲得対策小委員会において、複数講座が連携する研究プロジェクトを2～3稼動し、大型の研究公募があった場合に常に申請可能な状況にすることをめどに企画した。初めての試みであったが当日は活発な意見が交わされた。

学部全体での進捗状況については、学務委員会を中心にそれぞれの所管委員会でPDCAを意識しているが、検証には至っていない。基本計画検証の責任主体は学部長であり、検証する組織は、教授会や大学院分科委員会であることは、認識されている。

大学院でも同様に基本計画の実現に向けて、分科運営委員会を中心にそれぞれ必要に応じて検討をしている。基本方針検証の責任主体は研究科長であり、検証する組織は大学院分科委員会であることは認識されている。

今後も継続して基本計画を見直し、作成していく。

#### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

平成27年10月に生物資源科学部（大学院生物資源科学研究科及び獣医学研究科を含む）基本計画を策定した。

今後は基本計画を検証する責任主体を組織した上で、定期的に基本計画の進捗状況を検証し、検証結果を教職員に周知していく計画である。また、日本大学憲章の「自主創造」の3つの構成要素及び8つの能力を3つの方針との整合性・関連性を検証して見直しを図り、年次計画的に実施していく。

### 【薬学部・薬学研究科】

執行部を中心とした組織のもと、関連する委員会と連携を図り、点検・評価に努め、基本計画の進捗状況を検証する体制を整備している。検証結果は、教授会に諮った上で教職員に周知することとしている。

今後も基本計画を検証する責任体制について検討し、検証結果を次の基本計画に生かしていく。

なお、薬学研究科についても学部と同様の観点で点検している。

### 【通信教育部】

平成 27 年度に「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、「教育」（国際交流，高大接続，入試政策・学生募集等を含む）、「学生生活」及び「研究」の 3 つの観点を踏まえた「通信教育部基本計画」を策定した。

高大接続と入試改革については多岐にわたっているが順次進めている。高大接続の一環として、市ヶ谷キャンパスと大垣日本大学高等学校を機材によりつなぎ、サテライト授業を実施した。また通信教育部への入学者の多い高等学校には積極的に訪問し、説明会を実施している。研究においては、国内外の学術誌への論文掲載数の増加や科研費の積極的な申請を図るために、個人研究費の加算申請を導入し、平成 29 年度は 3 名の教員が研究成果をもとに加算申請を行っている。日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項等制定するなど、研究発表の機会を整備している。

今後も策定した計画に則り、教育研究活動を進めるとともに、進捗状況を検証していく。学生募集に当たっては、18 歳人口の減少に左右されることなく、幅広い世代を取り込んでいける通信教育部の特長を生かした学びを発信していく。また、研究環境についても『研究紀要』投稿要項のほか、関連する内規等を見直し、投稿環境を整備する。

### 【総合社会情報研究科】

「教学に関する全学的な基本方針」のどの内容を重点的に反映させるかについて検討中である。研究科長を中心に、学務委員会で検討を進めている。

### 【法務研究科】

法学部教授会及び大学院法務研究科分科委員会において、教学に関する全学的な基本方針（法学部・法務研究科・知的財産研究科基本計画）を定めた。

ただし、同基本計画を検証する責任主体を組織し、定期的に基本計画の進捗状況を検証するまでには至っていない。それらの進捗状況の公表・改善についての定期的な検証機関を設ける必要があり、また教職員に周知することが必要である。

今後も定期的に基本計画の進捗状況を検証し、その検証結果を次の基本計画に生かしていきたい。

### 【知的財産研究科】

これまでの取組については法学部と同様である。

なお、知的財産研究科は学生募集を停止していることから、今後、新たな計画は予定していない。

### 【短期大学部（三島校舎）】

短期大学部（三島校舎）では、平成 27 年度中に「教学に関する全学的な基本方針」

に基づく「短期大学部（三島校舎）の基本方針」を策定した。その中で質保証の観点に立った一貫したカリキュラムを編成するに当たり、ビジネス教養学科では、必修科目、選択必修科目及び重要な専門科目を除外し、カリキュラム・ポリシーに見合った科目の融合、統一、削減について検討することとなった。また、食物栄養学科及び専攻科のカリキュラムは、栄養士養成の観点から文部科学省及び厚生労働省の両方の管轄でカリキュラムが構成されており、現行のカリキュラム削減は困難なため、各教員の専門科目を精査して、卒業必修科目を全て専任教員が受け持ち、全員が9講座を担当して、非常勤講師の削減に繋げていけるよう取り組む。

「修学支援の充実による学生の適正維持に向けた取組」について、平成28年度のビジネス教養学科の退学率は0.82%、食物栄養学科の退学率は4.04%、専攻科食物栄養専攻の退学率は0%であった。食物栄養学科の退学率が高いため、更なる中途退学者数削減に向けて、各学科及び学務委員会のワーキンググループで検討を行っていく。

食物栄養学科は、退学率が高く入学定員を充足していない現状である。退学者の削減については、継続して各学科及び学務委員会で検討を行い、定期的に短期大学部（三島校舎）の基本方針の進捗状況を検証していく。

#### 【短期大学部（船橋校舎）】

短期大学部（船橋校舎）の再生に向けた改革を着実に実行するため、教学戦略検討専門委員会を組織し、今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、総合的な施策展開を図ることを目的として再生計画を策定した。

平成31年度、生命・物質化学科の募集を停止し、ものづくり・サイエンス総合学科に化学分野を移行するとともに、理工学部のものづくり・サイエンス系9学科へスムーズに編入学できる教育課程を編成することを計画している。

## 改善事項 No.10（重点的・評価項目1 修学継続支援，学修意欲の喚起）

卒業延期（留年）者数及び退学者数の削減

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

学部等における毎年度の卒業延期（留年）者数及び退学者数はいずれも少ないとは言えず，大学全体の教育力や対応が問われる状況であると考える。

### 2 改善の方向及び具体的方策

#### [改善の方向]

学部等では履修相談や学修支援，経済的支援の機会を設け，卒業延期（留年）や退学の防止に努めているが，引き続き原因の把握・分析に努めるとともに，修学継続支援を充実させる。

#### [具体的方策]

学業不振学生への対策として，学業不振の基準を設定し，早い段階で学生と教員との面談，また必要に応じて保護者や保証人を含めた面談を実施する。また，保護者用ポータルサイトの開設など，保護者と緊密に連携を図るとともに，経済的事由を含め，学年の低い段階から修学継続を妨げる要因を摘むような具体的取組を実施する。加えて，転部・転科・編入学を積極的に推奨することで，継続的に修学できるよう取り計らう。

### 3 改善達成時期

平成 28 年度

### 4 改善担当部署等

本部（学務部，学生部）

大学院研究科，学部，短期大学部，専門学校の教務課，学生課等

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容（成果），問題点，今後の取組計画

### 【学務部】

平成 29 年 10 月には，新たな「教学に関する全学的な基本方針」が学長から示され，退学者対策の本質ともいえる，教育の質保証体制について様々な対応項目が打ち出されており，各学部は現在これに基づく学部基本計画を作成している段階にある。

教学戦略委員会では，教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループにおいて，退学者，卒業延期者の対策を検討し，その方策についてまとめ，平成 28 年 6 月に「退学者，卒業延期者減少等に向けた取組の推進並びに実施状況調査の実施について」を部科校宛てに依頼した。各学部における具体的対応策として，「可及的速やかに実現を目指す必須項目」「順次，実現を求める項目」「可能であれば対応する項目」に区分し，各学部への対応を依頼するとともに，それらの対応の有無とすでに行われている各学部の取組内容を調査し取りまとめた。これについては，現在各学部で対応の取組み中である。

平成 29 年度からは経済的理由により退学する学生への対応として従来の特待生制度の見直しによる財源を基に給付型奨学金制度を新たに導入している。

教育の質保証体制について具体的にどのような改善サイクルを確立していくのが検討課題となっている。今後も日本大学教育憲章に基づいた教育の質保証体制を実質



的に確立していくため、教学戦略委員会において、日本大学教育憲章のループブックを基にした教育課程や成績評価等への反映する方向性について検討を行っていく。

### 【学生部】

経済的事由による退学者を削減するために、平成 29 年度から「日本大学創立 130 周年記念奨学金」を設立した。この奨学金は、学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的に困窮している学生を対象としたもので、平成 29 年度は第 2 種奨学生として、在学生 667 名を採用した。また、卒業延期者数及び退学者数の削減を目的に、その原因の把握・分析を努めるため、3 年に 1 度実施している「日本大学学生生活実態調査」の結果分析を各部科校で行い、検証・改善を行うことで、修学継続支援を行っていく。さらに、学生支援強化のため「教学に関する全学的な基本方針」において、クラス担任制度の実質化を取り上げた。

### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

学業不振学生との面談（春・秋）や保護者面談（秋）、保護者ポータル（通年）の活用など、学生対応の機会を増やすことで改善を数年間続けてきている。実績からすると退学者の減少にもつながっているようで、更なる強化が必須である。また留年者の割合は、まだ減少まで至っていないので、更に検討が必要である。

現在は学業不振学生の面談実施率がまだ低く、学生との面談機会を増加させ、少しでも多く向学心への意識改革につなげる最善の方策を模索している。今後も学業不振に陥る原因追求や大学・学生・保護者の三者の連携強化のための取組の検証を図っていく。

大学院における修了延期（留年）数及び退学者数については、学部のような数値とはならず、減少に向けた対策まではしていない。しかし、指導教授が学生と密接に関わり指導しているなかで、どうしても退学や留年は生じてしまう。主・副指導の体制をもって学生指導を行うなど修学環境を整えている。

大学院における退学や留年は、指導教授と学生が緊密な連携を取っても止められない場合があり、処理せざるを得ないケースがあるため、今後も主・副指導体制を維持し、学生の修学環境の充実を進めていく。

### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

学業不振学生に対しては、各学科において基準を設けており、その基準に満たないなどの理由により学生と、または保護者を含めて統一された面談シートにより面談等を実施し、修学継続のための指導を行っている。さらに、平成 27 年度からは、各学科、学務委員会、学生生活委員会、教務課及び学生課等が連携し、退学防止のための取組を行っている。また、多様化する学生に対応するため、学生対応教職員支援委員会や学生対応教職員連携協議会を立ち上げ、教職員の学生対応等に関する研修会を開催するなど、学生支援体制の充実を図った。今後も卒業延期率及び退学率が減少するよう、引き続き教職員が連携し対応する。

大学院における学業不振学生への対策としては、まずは各専攻が把握し、研究指導担当教員と学生本人の面談等により対応している。原因については、専攻からの情報に基づき、教務課が把握している。経済的事由については、学生課が奨学金等の紹介を行っているなど、各部署が連携して対応を図っている。今後も、関係部署が連携して対応を図っていく。

### 【経済学部・経済学研究科】

経済学部では、学業不振学生への対策として保護者宛てに文書を郵送し本人への指導を依頼するとともに、『経済学部における成績不振学生の抽出基準（平成27年2月学務委員会制定）』に則って成績不振学生の個別面談を新学年ガイダンス期間中に実施している。個別面談は、学務委員会委員が面談担当者を務め、学生個別に面談記録を作成し、学生の状況を把握しながら今後の履修計画等を指導している。

また、卒業延期(留年)者数の削減に向けては、半期で修了する必修科目が不合格の学生に対して当該科目の再登録、4年次の1科目のみの再試験を認めるなどの措置を講じ、卒業率の向上に努めてきた。卒業延期(留年)者数や退学者の原因については今後も継続してさらなる把握・分析に努めたい。また、経済的事由により学年の低い段階から修学継続を妨げる要因を摘むような具体的な取組としては、経済的支援を行う学部独自の経済学部第3種奨学金及び経済学部後援会第1種奨学金制度を設けている。

今後は成績不振者の面談後、就学意志・意欲の確認のために定期的に面談を行い、就学意志の見極めや、維持させるための方策を得る必要がある。卒業延期(留年)者数や退学者の原因の把握・分析を行い、これに基づいて削減に向けての方策を検討していく。

経済学研究科では前期、後期の両課程で複数指導体制が取られており、きめ細かな指導を行い、経済的要因、健康上の理由以外での留年、退学者はきわめて少ない状況である。また、経済的事由が修学や研究の妨げにならないよう、日本学生支援機構奨学金及び日本大学校友会準会員奨学金制度（奨学金付教育ローン）の利用を促している。今後とも複数指導体制のもと、きめ細かな指導を進めていく。

### 【商学部・商学研究科】

学業不振学生を対象に毎年2回、学務委員会を中心にして、学修支援面談を行っている。その結果、面談を受けた学生と受けていない学生とで、その後の成績に大きな開きが出ている。さらに、オフィスアワーの活用や、1年生のクラス担任、ゼミナール・総合研究の担当教員の個別指導を実施している。その結果、留年率は平成26年度3.31%、平成27年度2.51%、平成28年度1.54%となり、退学率は平成26年度23%、平成27年度20%、平成28年度17%となった。今後は、全学的な留年者、休・退学者減少に向けた取組を行うため「学修支援相談コーナー」が立ち上がる。これは、学部横断的に情報共有し、留年者、休・退学者減少に向けた対応を行う組織である。主な業務として、成績不良者の単位修得支援、学修支援に係るデータの整理及び対策の立案、授業理解の支援、各種学修相談の受付等がある。

学業不振に陥る前にケアを行うのが有効であるが、現在、その方策が立てられていない。また、そもそも大学に来ない学生に対しての対応ができていない。全学部で卒業延期（留年）者数及び退学者数の削減に取り組む体制を一層充実する。

大学院は、ほとんどの学生が2年で修了している。1年次から指導教授が決まるので、各学生に対してのきめ細かな対応ができています。特に1年次では、担任の指導教授の講義を受けるので、科目選択などの相談にも乗ることが可能である。ただし、留学生の中には、経済的な理由から、アルバイトに追われて講義にほとんど参加できないという学生もおり、対象学生に対しては担当教員が呼び出し、生活改善を含めたアドバイスを行っている。

入学当初から、研究に対するモチベーションが非常に低い学生も一部いることである。そのため、研究指導以前に生活改善から指導する必要性のある学生もいるため、大学院入試の面接で、入学の動機、修了後の方向性、研究への取り組み姿勢などの質問に、多く時間を割くことを検討している。

### 【芸術学部・芸術学研究科】

学務委員会では、年度始めに前年度の単位履修状況の悪い学生を呼び出し、ヒアリング、カウンセリングを行い、ヒアリングシートを教務課で収集している。その情報は学科、あるいは教務課で検討し、必要に応じて学務委員会で対策を検討しており、これらにより退学防止の一助となっている。

大学院では、過去3年間の退学者の推移をみると、博士前期課程の退学率は平成26年度3.03%と比べ、平成28年度は0.78%まで改善されており、退学者数も3年間平均で2人と全体的に高い水準ではない。博士後期課程の退学率は平成26年度5.56%と比べ、平成28年度は0名であった。厳格な課程博士取得に対する審査を行っていること、昨今の身体疾患、経済的困窮が主な退学理由である事を鑑みれば、おおむね本研究科での修学継続支援は充足しているといえる。一方、チューター制度に取り組んでいるが、実際の学生確保ができるかに問題点があり、現状では難しい。学部と連携して就職、奨学金サポート、及びチューター制度を継続して取り組んでいく。

### 【国際関係学部・国際関係研究科】

従前より最終学年での卒業指導は行ってきたが、平成26年度より低学年での退学者の削減等を考慮し、全学年での積極的な面談の実施及び履修指導を行うように改善した。面談の対象は、修得単位数等を別途定めており、面談に当たり、学生は「学生面談シート」を事前に記入する。シートには、学修の状況・健康・学費・アルバイト・サークル活動・交友関係や本学部受験時の志願状況・入学時の心境、単位修得ができない理由などの項目があるが、シートを記入しながら細かい自己分析が行えるような書式になっている。なお、教務システムを利用し、クラス担任が担当学生の各種情報を閲覧することが可能である（個人情報のため、閲覧に制限がある）。さらに、1年次必修科目（「自主創造の基礎1」及び「自主創造の基礎2」）及び外国語科目については、担当教員から出欠情報を学科研究室に提出することになっており、そこで欠席が多い学生については、その時点で学科主任及びクラス担任が電話連絡を行い、必要に応じて面談を実施している。退学・休学等の相談や願い書を提出した学生に対しては、学科主任及びクラス担任が面談（あるいは電話連絡）を行い、その対応記録を願い書の下部に担任所見として記載し、記録として残している。

退学率は、平成27年度1.7%、平成28年度1.4%で削減することができたが、今後とも退学率削減に向けての対策が必要である。学務委員会で、退学者及び卒業延期者の削減に向けた対策を検討したい。

国際関係研究科では、学生1人に対して、研究指導教員2名体制にて論文指導等を行っている。細やかな指導により退学者数が少ないのが現状である。ただし、博士後期課程では、修業年限内で博士論文が完成せず「満期退学」となるケースが多く課題となっている。博士前期課程及び博士後期課程共に、入学定員を下回っている上に、博士後期課程修了者がいないという状況である。このような現状を分析し、改善していきたい。

### 【理工学部・理工学研究科】

退学者及び卒業延期者数の改善を図るため、平成24年度から教育方法や評価方法の改善を目的とし、前年度の科目毎の成績評価状況及び科目別GPAデータを各学科へ提供し、各学科においてデータ分析している。平成25年度からは履修科目の登録上限単位数の基準を一年間と設定していたが、一学期に変更した。本制度の変更は、成績不振者に対して挽回する契機を増加させることにより、学習意欲の低下による卒業延期者及び退学者の抑制を図ったものである。また、平成27年度は3月卒業予定者のう

ち、卒業するために後期開講科目（必修を除く）を履修する必要がある学生の履修科目の合格率増加を目的とし、該当者がいる授業科目担当教員宛てに「対象者一覧」及び「対象者への十分な指導を依頼する旨の文書」を送付した。さらに、平成27年度後期から長期欠席者の退学及び卒業延期の抑制を目的とした出席管理システムを導入し、学生の修学状況を把握し、早い段階での指導の実施を可能とする体制を整えている。

これらの対策等により、卒業延期者数については減少傾向にある。経済的支援を必要とする学生へは、従前からの奨学金制度の活用を勧めており、学費未納者へは早期から学生生活委員会委員を中心に個別の対応をしている。各学科・各学年のクラス担任（2～4名）及び学生相談室において、大学生生活全般の相談から留年者の修学相談、休学・退学や転部・転科等の進路変更等についても相談できる体制としている。現在実施している取組により一定の効果を上げていることから、今後も継続するとともに、新たな対応策を検討していく。

一方、大学院でも入学と同時に研究室に所属し、指導教員及びクラス担任が連携した学修指導・研究指導を行っており、学生が相談しやすく、指導教員が学生の状況を把握しやすい体制を整えている。また、退学願が提出された際は、学生との面談及び父母等との連絡は必ず行い、必要に応じて父母等との面談も行っている。

退学者は減少傾向にあり、退学の主な理由として進路変更（就職）の占める割合も多い。そのことにより、博士前期課程の修了率は90%程度である。博士後期課程においては、前期課程に比較すると修了率は下がるが、退学理由が進路変更（就職）の学生も一定数おり、指導教員の指導の成果もあり、退学率は低く、一定の学位取得者を確保している。

また、理工学部の学生の教育的補助業務を行うことにより手当を支給するとともに、大学院の学生の教育訓練的な機会を提供するティーチングアシスタント（TA）の制度により、経済的処遇の改善の一助としている。経済的支援を必要とする学生へは、従前からの奨学金制度の活用を勧めており、学費未納者へは早期から学生生活委員会委員を中心に個別の対応をしている。今後も現在の取組を継続的に実施していく。

### 【生産工学部・生産工学研究科】

卒業延期（留年）者数及び退学者数の削減のため以下の取組を行っている。

①学業不振学生への対策として「成績不振学生への個別指導に関する取扱い（平成27年9月3日制定）」を定め、成績不振の基準を以下のように設定し、適宜クラス担任等が成績不振学生と面談を実施するとともに、面談の実施内容、結果等を平成27年度に導入した「学生カルテシステム」を用いて情報を共有し指導に当たっている。

（成績不振学生の基準）

- ・1年次終了時修得単位数 30 単位未満の者
- ・2年次終了時修得単位数 70 単位未満の者
- ・3年次終了時修得単位数 100 単位未満の者
- ・4年次終了時修得単位数 100 単位未満の者

②平成26年度に「出席管理システム」を導入した。平成27年度には「学生カルテシステム」を導入し、学生自身による自己管理の醸成や学生情報（出席状況等）を教職員、父母が共有することで日頃の学生指導において父母との連携を高めた上で、毎年実施している「父母懇談会（年2回：春季・秋季）」において、両システムを活用し、退学及び卒業延期の可能性が高い学生の父母へきめの細かい対応を行うことにより、退学者、卒業延期者の削減を図っている。

また、学則に定められている制度により、転科試験及び編入学試験を実施し、学生の学内保留並びに多様な可能性を持った学生の確保を目指している。

以上の取組の結果、退学率は平成 26 年度 2.19%、平成 27 年度 2.06%となり、減少傾向にある。また、留年率は平成 26 年度 11%、平成 27 年度は 9%であり、同じく減少傾向にある。今後は成績不振学生の基準の妥当性について検証が必要である。また、平成 27 年度に設置した「生産工学部教学 I R 室」を中心に、I R の分析結果に基づく施策により、大学が掲げる目標達成に取り組んでいく。

生産工学研究科では、クラス担任制を設けるとともに、研究指導においても複数指導体制を整え、入学時から指導教員及び副指導教員を決めて研究指導を行っており、複数のチェック体制を敷くことにより修学の継続を妨げる要因を学年の低い段階から把握し、対応する体制を整えている。今後も現在まで構築してきた施策を継続して実施していく。

### 【工学部・工学研究科】

工学部は工業高校からの推薦入試による入学生が多く、高校でのカリキュラムの関係もあり、工学系基礎科目について十分な学習成果を持っていない学生が多く在籍している。平成 29 年度カリキュラムにおいては、それらの科目に高校までに修得しておくことが望まれる内容について、初年次に必修科目としてリメディアル的内容を含む科目を設置した。また、家庭での学習環境も重要と考え、父母向けにポータルサイトによる学生の出席状況や成績、履修科目について閲覧ができるようシステムを改修した。

経済的支援については、学部独自の奨学金制度を設け、経済的負担の軽減を行っている。今後も留年者、退学者を減少させるため、基礎学力の向上等、修学サポートを強化していく。

工学研究科では学業不振に対しては、複数指導教員制を導入し、相談しやすい環境を整備している。当該年度の修了予定者について、研究の進捗状況並びに修了の可能性の有無について、大学院委員会において調査を実施し、学業不振並びに研究活動の進捗状況が思わしくない学生の指導教員への注意を実施している。また、大学院生を対象とした奨学金制度も設けており、修学支援を行っている。学部時代から支援を必要とする学生の入学が見受けられるようになってきているため、退学・休学抑止のための組織的対応について検討する必要がある。今後も休学・退学・留年者対策について、より効果的な体制整備について検討していく。

### 【医学部・医学研究科】

「成績不振者の基準」を明示し、それに基づき平成 27 年度の卒業認定及び進級判定を行ったところ、留年者は 33 名であった。そこで、平成 28 年度から前学期成績を学生及び保護者に対し開示することとした。これは学修の状況を早期に自覚・把握をさせることによって、継続的な学習の意欲向上を図ることの効果を狙ったものである。また、前学期において成績が不合格となった場合の対応として、当該学生への補講等の手立てを講じ、クラス担任や学生課等関係各所と連携をとり、後学期の修学意欲の低下の防止策としている。加えて平成 28 年度からは、出退校管理システムを導入し、学業成績不振となりうる出席不良者をシステム上で抽出できるようにし、学務委員会と学生生活委員会で情報を共有し、クラス担任による指導等の材料としている。

平成 28 年度の留年者は 34 名であった。今後も学務委員会及び学生生活委員会と協同し、成績不振者への対応を継続して実施していく。

医学研究科では研究委員会において、平成 27 年度に学位申請論文の進捗状況の確認の制度化（中間発表等）に関する作業部会を組織し、検討を開始した。平成 29 年度から、3 年次に学位論文の中間発表会を実施することを決定し、9 月までに 3 年次全員

の中間発表会の実施を終えた。中間発表会は、大学院生1名に対し、指導教員以外の大学院担当教員3名で、研究指導の進捗状況を測るとともに、学位論文コンセプトや手法に係るアドバイスを行うことで、十分な研究成果が得られていない学生の早期発見とそのケアを組織的に図ることを目的としている。今後も学位論文の中間発表会を継続していく中での問題点の抽出・検証に努めていく予定である。

### 【歯学部・歯学研究科】

歯学部では、授業の欠席数の増加や成績不振の兆候が見られる学生、または、退学・休学を考えている学生に対して、クラス担任を中心としたきめ細やかな個別指導を実施しており、面談等の情報を Student Sheet（学生カルテ）に記録することで、関係部署、関係教員での情報共有・連携を図っている。また、年2回の父母懇談会に加えて、随時必要に応じて保護者との面談もいとわずに迅速かつ積極的に実施しており、教員・保護者間での情報共有や相互理解に努めている。

授業の欠席回数や成績等の情報をクラス担任が把握し、かつ必要な情報共有を図ることによって、潜在的な卒業延期・退学等の発生を事前に把握し易い環境を整えており、これが退学者の減少や、学生の学修意欲向上に大きく貢献している。

歯学研究科における留年者の状況として、4年間で学位論文を完成できずに修了を延期する学生が毎年10名ほど存在している。また、退学者については、毎年1～2名いるが、その原因は病气療養等、やむを得ない事情がほとんどであり、休学・退学に至る過程での対処も適切である。修了判定及び休学・退学については、分科委員会に付議され、経緯も含めて説明がなされており、その対処について検証する仕組みが取られている。

### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

各学年の教育を指揮する学年教育主任が、予め定めた基準等により学修支援を要する学生を抽出し、それらを対象とした補習授業の実施や二者・三者面談の実施等による学修態度、意欲の改善を促す取組を実施している。また、惜しくも卒業延期となってしまった6年次生に対しては、1泊2日の合宿を含む学修支援プログラムを実施し、学修意欲の喪失による退学の抑止と次年度の卒業及び国家試験合格を決意させるよう促している。合宿では学外施設において留年や再入学を経験した卒業生の体験談等を通じて歯科医師としての志を新たにする機会を設けている。合宿後から新年度開始前にかけては連日講義を実施し、学力の定着を図っている。今後も現在実施している補習講義、二者・三者面談、学修支援プログラム等を継続していく予定である。

松戸歯学研究科では、学業不振及び経済的理由によって退学する者はいない。退学する者は毎年1～2名程度存在するが、その理由は家族の介護や結婚及び出産等、私生活の部分によるところが大半を占める。修了延期（留年）を申し出る者も毎年1～2名程度存在するが、理由は論文の受理等が遅れてのことであり、学業不振によるものではない。

### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

平成27年3月に「成績不振学生の早期発見と修学指導の強化について」を策定した。成績不振学生の対応については、「学生面談シート」を作成し活用している。また、休学者や退学者に対しては、時系列的に誰がどのような対応を取ったかが判るように対応記録を作成し、継続的な指導に役立てている。この「学生面談シート」を作成したことにより、教員内での活用が定着しつつあり、かつ、学生への対応が見える化したことにより、教員と職員との情報共有へとつながっている。今後は対応記録への記載

方法の統一化を検討する必要がある。また、履修登録状況及び単位修得状況等のデータを蓄積し、分析へとつなげていく予定である。

また、大学院でも同様の取組を行っているが、成績不振学生の対応は指導教員をメインに専攻内での状況把握に関して検討する必要があると考えている。

### 【薬学部・薬学研究科】

学業不振学生への対策として、クラス担任及び指導教員は成績をポータルサイトにより逐次確認し、留年及び退学を回避するよう指導している。成績発表時には学生と教員との面談を可能な限り行い、保護者や保証人にも連絡をしている。また、併せて薬学教育研究センターによる相談を行っている。経済的な問題については、奨学金の給付を行っている。修学継続が難しくなった時点で、転部・転科・編入学を積極的に勧め、保護者を含め面談を行っている。併せて卒業延期者を少なくするために、薬剤師国家試験対策委員会で対策を検討し、6年生に指導を行っている。

薬学研究科では学修支援、経済的支援の機会を設け、卒業延期、留年及び退学の防止に努め、引き続き原因の把握・分析に努めるとともに修学継続支援を充実させる方法の構築を進める。最終年限となっても大学院学位申請論文発表会に辿り着けない学生については、指導教授をはじめ研究室のスタッフによる継続的な支援が行われている。

平成28年度よりアドバイザー制度を新たに導入した。これは各研究室の枠組みを越えて、教授・准教授のみならず、学位を有する専任講師、助教も研究上のアドバイスを行うものである。専任講師・助教は大学院生と年齢が比較的近いこともあり、研究面のみならず、修学・生活・心理面においても研究室内における身近な支援者となり得ると考えられる。経済的な問題については、奨学金の給付を含め、修学継続を意識して対応しており、修学支援はかなり取組が進んだ。「病気」「就職先決定」を理由に退学する者もあり、大学院で学ぶこと(Academic carrier)の意義並びにモチベーションの低下も感じられる。今後も経済的支援は今後も機会を増やしたい。

### 【通信教育部】

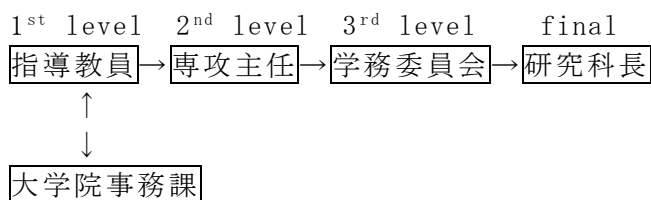
専任教員によるオフィスアワーの導入や、単位未修得者を対象に年2回の面接ガイダンスやレポート指導を行い、退学防止の一役を担ってきたが、平成26年度に学業成績不振の基準(1学年につき10単位以下の単位修得で、GPAが1.0以下の学生)を設け、平成27年度からは年2回の総合学修支援を行っている。専任教員との個別相談やレポートの書き方を中心とした総合学修支援の開催を案内し、参加を促している。さらに、平成28年度から1号館校舎内に「学修支援センター」を設置した。専任職員が常駐し、常に学生が学修相談できる体制を整備した。窓口相談のほか、電話相談、郵便等での相談など、開設以来延べ1,329件(平成29年2月28日現在)の相談に対応している。

今後は参加者の履修・成績経過を把握・分析しながら、対象者・開催時期等を検討していくほか、各課連携の上、学習センター等の学修相談にも注力していく。相談内容を分析し、Q&Aや学修サポート等に反映することを検討している。また、通学課程の学生が様々な理由により通信教育部へ転籍又は編入学希望の相談について個別で対応しているが、より相談しやすい環境を整えたい。

### 【総合社会情報研究科】

総合社会情報研究科では、留年者及び休学・退学者の状況を把握するため以下の流れで対処を行いかつ検証する仕組みを整えている。

おおむねは、「1<sup>st</sup> level」あるいは「2<sup>nd</sup> level」でいわゆる現場対応を行い、その後、学務委員長そして研究科長へと報告を行う。また、場合によっては、「3<sup>rd</sup> level」や「final」にて組織的かつ段階的に対応することもある。



大学院開講式・オリエンテーション実施時、各指導教員別の個別指導、そして在学生を中心とした個別学修相談、これらを組み合わせて学生の学修意欲喚起に役立っている。補習・補充教育に関する支援はサイバーゼミや面接ゼミの運営支援を実施している。通信制大学院であるが故に、学生生活における在籍生の問題を早期に発見して、直接本人に会って対応することが難しいという問題もあるが、今後も特別研究指導（ゼミ）単位で、社会人大学院生の抱える問題に研究指導者が中心に対応していく。

### 【法務研究科】

法務研究科は、学業不振学生への対策として、学生の各種の相談に適した多様な相談体制が構築されており、専任教員、助教、事務職員、カウンセラー等が連携して、相談内容に応じた適切な指導を行っている。その結果、休学者・退学者の合計が、平成25年度は13名、平成26年度は7名、平成27年度は5名と毎年減少していたが、平成28年度は12名と増加した。休退率も、平成25年度は12.9%、平成26年度は9.1%、平成27年度は7.5%とこちらも減少の一途を辿っていたが、14.3%と増加した。

また、成績不振（原則として必修科目のGPA1.5未満）の学生については、学務委員及びクラス担任を中心とする専任教員が個別に指導を行う体制を設けており、各学期にそれぞれ個別面談の上、指導を行っている。引き続き、修学継続支援を充実させるとともに修了延期（留年）者数及び退学者数の削減に努める。

### 【知的財産研究科】

本研究科において、退学を希望する学生に対しては、指導教員による研究指導等の個別相談を行っている。それでも退学をする者はいるが、進路変更や就職等のやむを得ない理由の場合である。本研究科は、平成29年度以降の学生募集を停止していることから、今後、新たな計画は予定していない。

### 【短期大学部（三島校舎）】

ビジネス教養学科では、月2回学科会議を行い、成績不振や欠席が続いている学生を対象に、1年生はクラス担任、2年生はゼミナール担当教員が電話連絡を行い、必要に応じて面談を実施している。また、食物栄養学科では、栄養士の資格取得が大きな目標であるため、1年次から2年次に進級する際、面談シートを利用し、学生全員を対象に履修指導を含め面談を行っている。講義科目を4回以上又は実験・実習科目を2回以上欠席した学生にはクラス担任から電話連絡を行っており、それ以上欠席した場合は、保護者に電話連絡をし、現状を把握した上で、個々に相談に応じ対応している。

両学科で面談するに当たり、学生は「学生面談シート」を事前に記入し、学修の状況・健康・学費・アルバイト・サークル活動・交友関係や本短期大学部受験時の志願状況・入学時の心境、単位修得ができない理由などの項目に対して記入しながら細か



い自己分析が行えるような書式になっている。教員は教務システムを利用し、クラス担任等が担当学生の各種情報を閲覧することが可能である（個人情報のため、閲覧に制限がある）。

退学・休学等の相談や願書を提出した学生に対しては、学科長及びクラス担任が面談（あるいは電話連絡）を行い、その対応記録を願書の下部に担任所見として記載し、記録として残している。平成28年度のビジネス教養学科の退学率は0.82%、食物栄養学科の退学率は4.04%、専攻科食物栄養専攻の退学率は0%であったが、今後も退学率削減に向けて、学務委員会で退学者及び卒業延期者の削減に向けた対策を検討したい。

### 【短期大学部（船橋校舎）】

学業不振学生への対策として、学業不振の基準を設定し、前学期末及び後学期末に成績不振者及びその保護者に対して個別指導（三者面談等）を実施している。

退学者数の削減へ向けた取組としては、学生が退学又は休学に至った真の理由を把握できるようにするため、退学願及び休学願の様式を変更した。データ分析の結果、特に退学者が多かった1年前学期を最重要視し、4月中に1泊2日のオリエンテーションを実施することによりスムーズな友人関係の構築を促すことや、一定回数以上授業を欠席した学生については、科目担当者からクラス担任に報告するよう要請している。また、学務委員会内に「退学者減少方策ワーキンググループ」を設け、ガイドラインの策定を行っている。

### 【専門学校】

医学部附属看護専門学校では、学年目標・学習目標を設定し、1年次から学習方法のガイダンス、学業不振者への個別支援、補習講義等を行い、基礎学力の定着・向上を図っている。学年・学習目標達成に向けた「指導内容及び計画」を策定し、成績低迷者への学習及び補習講義を計画的に行った。その結果、原級留置者の減少につながっている。原級留置者及び復学者に対し、学習意欲の継続のため、さらには、看護技術の向上のために月に2回、専任教員が学習支援を行っている。専任教員による少人数制の基礎看護技術指導を行うことで基礎看護技術力の維持・向上を図っている。また、担当教員の指導を年間学習計画表に基づき実行し、その成果として看護技術試験全員合格という結果につながっており、看護技術の維持・向上のため今後も継続していく。

臨地実習中の看護師適性の迷いや学業不振による実習不合格者に対しては随時面接を実施し、生活習慣や学習姿勢を助言している。新たに学年別に保護者説明会を開催し、希望する保護者とは面談も行い、学校と家庭の両方向から学生への学習支援を行っている。今後も学業不振な学生に対して、積極的に面談を行い、必要に応じて保護者も同席していただき、学校と家庭の両方向で学生の支援に当たっていく。

歯学部附属歯科技工専門学校及び歯科衛生専門学校では、学業成績不振の学生に対して、補習等を実施し学修意欲を高めるよう努力している。学生の修学継続、満足度向上のために、学生の動向についての特記事項は教員会で報告し、関係教職員において情報を共有している。一部の事項は必要に応じて専門学校運営委員会において状況報告を行い、委員会で検討することもある。

松戸歯学部附属歯科衛生専門学校では、「学業成績の不振」が主要な退学理由となっている。学業不振学生への対策として、常にクラス担任が面談に当たり、適切な指導

のもと、学業不振に陥る前に対策を施すようにしている。また、成績不振者を早期に発見するために、各科目の平常試験結果を授業担当者から各担任に知らせてもらい、日頃の学業成績を把握している。その結果、5月連休明けから成績の芳しくない学生から順に校長、クラス担任との三者での面談を実施し、現在の状況と成績不振の原因を行い、今後の対策について十分に話し合っている。さらに、年に1回保証人も交えた三者面談を各学年で実施し、きめ細かな指導を行っている。本校では、学業成績不振の学生への補習・補充教育としては、課題を与え、どこが理解されていないかを明確にし、補講等の強化ポイントとしている。それ以前に成績不振学生の多くは、同時にモチベーションの低下が認められる場合が多いので、原因となっている事象をできるだけ聞き出し、排除することに努めている。また、生活面の支援としては、出欠席確認を毎朝及び授業終了後に実施し、学生のささいな変化も見逃さないようにしている。また、欠席、遅刻が多い学生には保証人に連絡を取り、対応を検討している。その結果、卒業延期、留年及び退学者は、ほとんどいない。修学継続を妨げる要因が経済的な場合は、学生課・会計課とも連携を取りつつ個別の事由に応じて対応を行っている。

## 改善事項 No.11（重点的・評価項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起）

学生指導・支援の状況を客観的に検証するシステムの構築

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

各学部とも学生との直接的な支援の場として，担任制とオフィスアワーを活用してはいるが，一方でオフィスアワーの利用実態については必ずしも明確ではない。

### 2 改善の方向及び具体的方策

#### [改善の方向]

担任制やオフィスアワーを利用した学生指導・支援の状況を客観的に検証するシステムの構築を検討する。

#### [具体的方策]

学生への指導について，その回数，内容等を記録に残し，それを集約的に検証する場を設置し，特にオフィスアワーの活性化を行うことで学生指導・支援の充実を図る。

### 3 改善達成時期

平成 29 年度

### 4 改善担当部署等

本部（学務部，学生部）

大学院研究科，学部，短期大学の教務課

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容（成果），問題点，今後の取組計画

### 【学務部】

教学戦略委員会で対応をまとめ，各学部には依頼している「退学者，卒業延期者減少等に向けた取組の推進並びに実施状況調査の実施について」の対応の中で，対応の必須項目として，「リメディアル教育，学習支援センター等」「補習授業の実施」「クラス担任，アドバイザー制度等の確立」など学生指導・支援について全学部に対応を求めている。また，各学部の取組についても調査することで進捗状況を把握するとともに，優れた取組について全学的な対応として共有することで更なる学習支援体制の強化を目指している。すでに全学部で対応が行われているオフィスアワーの充実については，学習支援体制全体の充実に向けた取組の中で捉えており，今後，各学部の優れた取組などについては積極的に共有し対応を促していく。また，「自主創造の基礎」のクラスなどを実質的なクラス担任とリンクしうると捉えており，同科目の早期の全学部導入を進めている。

初年次教育科目「自主創造の基礎」の全学展開が進む中で，クラス担任制との連携についても重要な対応となることが見込まれる。今後は各種対策の浸透を図りながら，より全学的視野から有効な取組を模索し，特に優れた対策については，全学的に取組を共有し教学戦略委員会において全体最適を図っていく。

### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

学生への指導の一環として，成績不振学生の面談を実施し，就学上の支援を強化してきている。授業科目を担当する全教員に対して，オフィスアワーの対応を義務化し，シラバスにオフィスアワーの時間や場所を掲載するようにしている。また，特に一年

次生に対して、自主創造の基礎Ⅰ・Ⅱを担当する教員がそのクラスの担任として学生指導・支援を任している。授業への出席状況、学生生活、進路相談等、様々な形で関わることとしている。一年次生については、クラス担任の教員が就くが、二年次以降は担任教員がいないことで、学生相談の窓口や相談先がない。事務局や一年次の担任教員を頼っていくことでよいのか検討が必要である。今後はクラス担任制度の検討、オフィスアワーの活用強化策など、学生指導・支援の検討を更に強化し、面倒見の良い法学部をアピールする。

大学院法学研究科、新聞学研究科では、指導教授が学生と緊密な関係をもって指導している。また主・副指導体制を実施し、学生の研究環境を支援している。しかしながら担任制やオフィスアワーを利用した学生指導・支援の状況を客観的に検証するシステムの構築はできていないため、今後は指導教授及び副指導教授の複数指導体制を維持向上させる。

#### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

担任制については、4月に新入生オリエンテーションを実施し、新入生同士のコミュニケーションや担任を中心とした専任教員との交流の場を設け、新入生が孤立しない環境づくりに努めている。オフィスアワーについては、シラバスに対応可能時間が記載され、各科目単位で対応できる体制となっている。不登校学生・学業不振学生については、学生・保護者・学部が三位一体となって修学継続に向けて対応している。さらに、多様化する学生に対応するため、学生対応教職員支援委員会や学生対応教職員連携協議会を立ち上げ、教職員の学生対応等に関する研修会を開催するなど、学生支援体制の充実を図った。今後も学生・保護者・学部が三位一体となって修学に取り組めるよう学生指導・支援の充実を図る。

大学院においては、研究指導担当教員及び各専攻の事務室が学生指導・学生支援を主に担当している。学生指導の回数・内容の記録、検証する場、オフィスアワーの活性化については継続して検討する。多様化する大学院生に対応するため、学生対応教職員支援委員会や学生対応教職員連携協議会を立ち上げ、教職員の学生対応等に関する研修会を開催するなど、学生支援体制の充実を図った。

今後も大学院生、研究指導教員及び関係部署が連携し、対応を図っていく。

#### 【経済学部・経済学研究科】

経済学部では、従前から担任制に代わるものとして初年次教育としての1年次ゼミ「基礎研究」、2～4年次の3年制ゼミ「専門研究(一)」「同(二)」・「卒業論文」及び「教養研究(一)」「同(二)」・「研究論文」を配し、教員による個別の学生指導・支援を行ってきた。また、授業ごとに、オフィスアワーが設けられているが、学生による「授業に関するアンケート」で学生の授業時間外における質問時間等の把握に努めてきた。

現在も担任制の導入には至っていないが、専任教員・非常勤講師を問わず、学生への指導について更なる把握が必要である。学生指導の回数・内容等の記録や集約的な検証については、その具体的な設定や方法の確立に向けて今後検討する。

経済学研究科では前期課程、後期課程の両課程で複数指導体制が取られており、前期課程では副指導教員の講義も履修を勧め、演習や正副指導教員の講義によって学生指導・支援は十分に行われている。オフィスアワーは、シラバスに掲載し、大学院生に周知している。今後とも複数指導体制のもと、きめ細かな指導を進めていく。

### 【商学部・商学研究科】

商学部では担任制が1年生に対して採用されており、前学期の修得単位確定後に担任による成績不良者に対する学修指導・支援の面談を実施している。オフィスアワーについては、シラバスに必ず明記することになり、必要に応じて実施する旨の記載は認めていない。さらに、出講確認システムの活用によって、学生が必要に応じて教員の出講状況やオフィスアワーを確認できるようになっている。また、担任制やオフィスアワー（科目担当者）とは別に、ゼミナールや総合研究の所属学生に対して、担当教員による授業時間外での学生指導・支援が積極的に行われているが、それらを含めた学生支援の実態（内容・回数等）は組織的に把握されていない。学生指導・支援の充実を図るための基本的データが蓄積されておらず、また、学生支援に対する教員の貢献度をどのように評価していくか、この点も、学生指導・支援体制の充実を図るために必要である。

学生指導・支援の状況を客観的に検証する体制を構築するためには、科目担当者によるオフィスアワーの実態把握に加えて、ゼミナール・総合研究の担当者による授業時間外での学生指導の状況も把握する必要がある。また、学生支援への教員の貢献度をどのように評価するかも検討課題である。これらの課題に今後取り組む。

大学院ではオフィスアワーの設定はないが、講義の後及び卒論指導の後で、各指導教員が講義や論文指導の相談だけではなく、学生の生活面などについても相談に乗っている。ただし、その成果を客観的に測定することは、きわめて難しい。また、多角的観点から指導を行うためにも、主査、副査の指導体制を一年次から導入することを検討している。ただし、できる限りスピーディに導入したいために、学則変更を伴わない範囲で、つまり、既存の制度内で対応できる形で進めていきたいと考えている。

現在は大学院の教育改善委員会が設置されていないため、まだ、学生の指導、支援を客観的に検証する仕組みが構築されていない。大学院の教育改善委員会の設置に向けて、大学院課程委員会で準備に向けて動き出している。

### 【芸術学部・芸術学研究科】

担任制やオフィスアワーについては学部でも推進しており、学科ごとに整備している。学科によって記録方法は様々であるが、指導記録はほとんどの場合、教員個人でとっている。特に実習系の科目では、専任教員立会いのもと、撮影や舞台演技、演奏などの授業外時間を有効に活用しており、学生指導の活性化を行っている。

芸術学研究科博士後期課程では、指導経過報告書を2年次に提出させ、学生と主指導教授との検証、問題点抽出を具体化し、論文指導に互いのそごが生まれないようにしている。主指導、副指導の連携も検証を行い、問題点は大学院委員会と専攻主任会議、博士論文指導審査体制検討部会で問題解決に当たっている。学部と異なり、成績不振者及び問題を抱えている学生の抽出、その判断基準を決めることの難しさがある。各専攻内で、主指導教授以外の学生相談窓口となる教員を設け、教務課との連動で指導・支援の体制を構築していく。

### 【国際関係学部・国際関係研究科】

国際関係学部では、平成17年度にGPA制度を導入した際に、従来のクラス担任を「アドバイザー」と称し、GPAアドバイザーとして学生の履修指導を行ってきた。近年では、アドバイザーとは称していないが、クラス担任は学生の入学時から連携を取り、修学指導を含む各種相談に対応している。平成28年度入学生からのクラス担任は、1年次必修科目である「自主創造の基礎1」の担当教員が1年次の担任となり、2年次前期までその教員が継続してクラス担任となる。2年次後期からは「ゼミナール

ルⅠ」が選択科目となったため、「ゼミナールⅠ」を履修する学生は4年次まで「ゼミナールⅠ」の担当教員が担任となるが、「ゼミナールⅠ」を履修しない学生の担任については、検討中である。また、卒業延期になった学生については、学科主任が担当することとなっており、常に学生が相談しやすいシステム構築に努めている。オフィスアワーについては、専任教員は週2回設定し、非常勤講師にもオフィスアワーを設定している。また、教務課のポータルシステムにより、クラス担任は担当する学生の成績や履修登録状況を閲覧することが可能であり、修学指導を含む各種相談の推進の一助となっている。

近年、スマートフォン等を使用する学生が多いため、各種ITツールでの情報発信の利便性は高いと思われるが、学生が所有するITツールが年々新しくなる反面、ITツールを管理する大学側の機器が古くなっていくため、対応が困難になることが予想される。学内のシステム改修には、多額の費用が必要となるため、現在のシステムで可能な限り対応しつつ、今後について検討していきたいと考えている。

国際関係研究科でも、学部と同様に従来の研究指導教員を「アドバイザー」と称し、GPAアドバイザーとして学生の履修指導を行ってきた。近年では、アドバイザーとは称していないが、研究指導教員が学生の入学時から修了時まで、学生と連携を取り、修学指導を含む各種相談に対応している。また、オフィスアワーやポータルシステムについても学部と同様に取り扱っている。

#### 【理工学部・理工学研究科】

各学科・各学年のクラス担任（2～4名）及び学生相談室において、大学生生活全般の相談から、留年者の修学相談、休学・退学や転部・転科等の進路変更等についても相談できる体制をとっている。学年別、学科別のガイダンスを4月上旬（前学期）及び9月中旬（後学期）に実施しており、前学期までの成績表を配付し、履修登録手続に関する事項等の指導を各学科のクラス担任が行っている。履修届確認表を配付し、履修科目の確認を徹底させるとともに、履修登録を行わなかった学生には、各学科のクラス担任等が連絡を取り、指導を行っている。また、平成27年度から「出席管理システム」を導入し、学生個人別に出席率、欠席状況等の修学状況を把握し、学生への指導につなげている。従来から学科において実施してきた成績不振者を対象とした個別指導を平成27年度から個別指導の基準及び実施時期を学部として定め、学科の実施報告として取りまとめている。卒業研究に着手している学生の研究指導では、研究指導を多面的に行い、また客観性も高めるために指導教員以外に指導する教員（学科内の他の教員）の指導を受けられるようにしている。その他、補習・補充教育に関しては、支援体制としてパワーアップセンターを両校舎に設置し、基礎学力の向上に努めている。オフィスアワーについては、シラバスに明示している。また、研究室（指導教員等）等により学修相談を行っている。

各学科の成績不振者を対象とした個別指導の基準及び実施時期を学部として定めているが、次のステップとして、学科の実施報告に基づき、今後の学生指導・支援について学務委員会で検討していく。

大学院では、各専攻のクラス担任、研究室の指導教員が、研究指導だけでなく学生生活全般の相談にも対応しており、さらに、学生相談室においても対応できる体制を整えている。オフィスアワーについては、シラバスに明示している。また、研究室（指導教員等）等において学修相談体制が確立されている。

学生の研究指導において、研究指導を多面的に行い、また、客観性も高めるために指導教員以外に指導する教員（専攻内の他の教員）の指導を受けられるようにしている。学生生活委員会及び学生保健委員会において、学生の心身の健康状態については、

保健室及び学生相談室の利用状況、相談内容等の報告を受け、学生の現状の把握に努めている。また、学納金の未納者についても担当部署より情報を得て、担当委員が相談に当たっている。大学院委員会においては、修了延期者数、退学者数の把握に努めており、各委員会では学生の現状の把握に努め、現在の取組を継続的に実施していく。

#### 【生産工学部・生産工学研究科】

クラス担任制を設けるとともに、学生指導・支援の状況を客観的に検証するシステムとして、平成27年度に「学生カルテシステム」を導入し、学生への指導・支援を行った内容等を全て記録に残し、教員間及び教職員間で情報の共有を図っている。また、専任教員及び非常勤共にオフィスアワーの曜日・時間・場所を「シラバス」あるいは「ポータルシステム」に明記し、科目担当者ごとに学修相談、欠席者に対する補講・補習などができる体制を整えている。また、JABEEの認証を受けている4学科では、オフィスアワーでの対応内容や学力不足に対する補充教育を実施し、受講記録簿にその内容を記録している。

大学院でも同様にクラス担任制のほか、研究指導においても複数指導体制を整え、入学時から指導教員及び副指導教員を決めて研究指導を行っている。さらに、専任教員及び非常勤ともにオフィスアワーの曜日・時間・場所を「ポータルシステム」に明記し、科目担当者ごとに学修相談などができる体制を整えている。

なお、学生への教育及び学生支援・指導などの改善への取組の一環として、平成24年度から前期課程修了生した全学生を対象としたアンケートを実施している。アンケートの集計結果については、大学院分科委員会で報告することで全教員に周知するとともに、次年度のシラバスや学生支援・指導に反映させるなどの改善を行っている。

今後も現在まで構築してきた施策を継続して実施していく。

#### 【工学部・工学研究科】

平成29年度よりカリキュラムの改定に合わせて、工学系基礎科目や英語、専門科目について学修支援室を設置し、各専任教員による学修相談の体制を曜日ごとに時間割を作成し、学生に周知するとともに、各担当教員は学生カルテをポータルサイト上に作成した。当該学生がどのような指導履歴を持ち、どの教科のどのような部分が苦手分野なのかの情報を共有することにより、効率的な学習指導並びに支援を行えるよう体制を整備することが学務委員会で決定され、専任教員の時間割も完成した。今後も学生カルテを活用し、それぞれの学生にあった修学支援を行う。

大学院では各授業科目の担当者は、オフィスアワー及び相談時の連絡先について、シラバスに明記することとしており、支援については実施することを周知しているが、その状況や内容についての検証システムは構築するに至っていない。今後、教学に関する全学的な基本方針に基づく「工学部基本計画」に則り大学院委員会で検討する予定である。

#### 【医学部・医学研究科】

各学年で担任制を設けており、新年度の早期から面談を適宜実施し、学生の抱えている問題の早期発見等に努め、学年担任間で情報を共有している。さらに、クラス担任が成績不振学生に対する個別指導も実施しており、指導内容を記録している。

医学研究科においては全科目におけるオフィスアワーを設定及びシラバスにも明記し、学生の相談体制を整えているが、組織的な取組には至っていない。今後、研究計画書等の事前提出を課すといった対応を検討したい。

### 【歯学部・歯学研究科】

本学部においては、クラス担任制を実施しており、1学年、百数十名の学生に対して、3～5名の教員を配置している。学生への面談等の指導を実施した際には、その情報を Student Sheet（学生カルテ）に記載することでクラス担任をはじめとした関係教員、関係部署との情報共有を図り、客観的で記録性のある情報を基に、学生への支援あるいは検証を推し進めている。シラバスにはオフィスアワーが記載されているが、多くの教員がオフィスアワーに限定しない態勢で学生からの質問や学習上の相談に応じるのが常態である。第6学年に関しては、学習指導委員会の教員を中心として、学生からの授業や試験内容についての質問に対応しており、窓口メールアドレスを用意し、メールでの質問や回答も日常的に行われている。

歯学研究科においても、授業担当者全員にオフィスアワーが設定されており、既に臨床系専攻、基礎系専攻の別なく、両者を統合した領域を3つの分野として研究科が構成されているため、研究内容に応じた専門教員の適切な助言を受け、実験を進めることができる体制もとられており、充実している。

### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

学生生活委員会とクラス担任会議は、別の会議として開催されていたが、平成29年度からクラス担任主任を学生生活委員会委員とすることで、各学年の仔細な状況を迅速かつ適切に把握できるようになった。今後は教務系との連携を強化し、学生指導・支援状況の客観的検証のシステム構築を行っていく予定である。

研究科では講座制を主体としているため、担任制及びオフィスアワーという概念が存在しない。学生への指導・支援については、所属講座において指導教授のもと実施されており、その回数及び内容等を記録に残すことはない。これらは学生への指導・支援の結果が「学位論文」という成果物になって証明されるととらえている。

### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

下級学年においては学級担任が、上級学年においては学級担任及び研究室の指導教員が学生指導・支援に当たっている。また、成績不振学生の対応については「学生面談シート」を作成し活用している。「学生面談シート」には、大学側では分からない「アルバイト」等の情報を学生に事前に記入してもらい、「修学不振になっている状況」「どのように立て直すのか」を学生自身が自己分析した上で面談を実施している。面談者は主に学級担任や研究室の教員で、面談後の「学生面談シート」は教務課で保管・管理している。オフィスアワーについては、シラバスで学生に周知している。

これらの取組を検証するシステムの構築には、時間を要するため、引き続きこれまでの方針で検討し、改善取組を進行する。

一方、大学院では、指導教員のもとで日々密度の濃い研究指導を受けているため、特段、担任制やオフィスアワーは設けていない。成績不振学生に関しては「学生面談シート」を作成・活用し、対応回数や指導内容などを記録している。日常的に多くの学生を指導している状況を考えると、学生への指導について、回数や内容等を記録に残す現実的な方法を検討することが難しい。引き続き上記の方針で検討し、改善取組を進行する。

### 【薬学部・薬学研究科】

学生指導状況の記録について、クラス担任がその作成を行っている。オフィスアワーはポータルサイトに掲示し、学生が質問できる体制を取っている。4、5、6年生は研究室に所属し、卒業研究を行いながら週報を記載している。週報の確認は指導教



員が行っているが、集約的な検証を行っていない。今後も担任の面談記録及び学生の週報の確認とそれらの検証を集約的に行う場を検討する。

薬学研究科では、平成28年度よりアドバイザー制度を新たに導入した。これは従来、大学院生の指導は教授（指導教員）のみであったが、准教授に加え、学位を有する専任講師、助教も大学院アドバイザーとしても研究上のアドバイスを行うものである。専任講師・助教は大学院生と年齢が比較的近いこともあり、研究面を中心とした修学面のみならず、生活・心理面など多面的に修学支援が行われることが期待できる。

大学院生は、所属研究室に占有可能な机と椅子をもち、修学の拠点としている。指導教員をはじめとして研究室内のスタッフとの間で様々な支援を受ける上で障壁はないと考えられる。各研究室では、定期的に抄読会やワークカンファレンスを行っている。

今後は大学院生への指導内容とその回数を記録に残し、現状を検証する具体的な方策について更なる取組を行っていく。

### 【通信教育部】

通信教育部という特性から、入学の目的が明確な学生が多い。そのため、修得すべき単位をしっかりと修得できているかどうかは学生にとっても重要なポイントである。修学状況は、パソコン、スマートフォンから確認でき、修学状況を見ながら相談に乗ることができるため、学生の状況に応じた今後の計画を一緒に立てていくことができる。そういった場として、平成28年4月から通信教育部1階に「学修支援センター」を開設し、専任職員を配置した。学生の履修指導・学修相談の中核として稼働することになった。このほか、専任教員によるオフィスアワーの導入や、単位未修得者を対象にした年間2回の総合学修支援を行い、退学の防止の一役を担ってきている。

一方、地方在住の学生にとっては、キャンパスまでの交通費等の負担発生など公平性を欠いている点もあり、総合学修支援参加者の履修・成績経過を把握・分析しながら、対象者、開催時期等を検討していくほか、各課連携の上、学習センター等の学修相談にも注力していく。特に遠隔地や就業する学生のためにスカイプやLINEによる学修相談の試みを始めている。そして利用者からの反響をアンケート等で評価してもらう予定である。

### 【総合社会情報研究科】

研究指導にサイバーゼミシステムを導入し、自宅等にしながら教員や他の学生とのディスカッションが可能である。メールやリポート提出システムを活用することで、学生が主体となって研究を進めることができ、研究指導計画に基づくより細やかな指導も可能である。また、月2回の頻度で開催している専任教員会議にて、研究科長及び学務委員長を軸に、各指導教員からの現状の学籍状況・修学状況を確認し、各指導教員別に個別指導を徹底するよう促している。

### 【法務研究科】

学生への指導について、その回数、内容等を記録に残し、それを集約的に検証する場を設置し、特にオフィスアワーの活性化を行うことで学生指導・支援の充実を図っている。オフィスアワー等をはじめとする学修相談体制とその活性化については、年度開始時には教務（履修）ガイダンスを実施し、未修者、既修者に応じた履修の仕方について周知を図っているほか、それぞれクラス担任（各2名）を置き、学生との意思疎通を密に図りつつ、未修生、既修生それぞれに応じた履修相談体制を整えている。

さらに、助教（アカデミック・アドバイザー）による学習相談体制を整備している。

これは、原則として、毎週6日、4名の助教が交代で学習支援指導室に待機し、学生の相談に応ずるものである。相談内容は、条文や判例等の学習方法、法文書の起案方法、日々の学習や期末試験に対するモチベーションの保ち方などから学生生活一般に関する事柄まで、多岐にわたっている。助教による学習相談の実績を報告する仕組みが平成24年度から整備されたが、その内容については翌年度当初の学務委員会において確認及び検証が行われている。今後も引き続き、学生指導・支援の充実を図っていく。

#### 【知的財産研究科】

研究指導や論文指導等、演習科目においては学生に対し、直接的な指導を行っているため、これを客観的に検証するシステムを構築していない。

本研究科は、平成29年度以降の学生募集を停止していることから、今後、新たな計画は予定していない。

#### 【短期大学部（三島校舎）】

短期大学部（三島校舎）では、クラス担任が学生の入学時から学生と連携を図り、修学指導を含む各種相談に対応している。オフィスアワーについては、専任教員は週2回設定し、非常勤講師にもオフィスアワーを設定している。また、教務課のポータルシステムにより、クラス担任は担当する学生の成績や履修登録状況を閲覧することが可能であり、修学指導を含む各種相談の推進の一助となっている。

近年、スマートフォン等を使用する学生が多いため、各種ITツールでの情報発信の利便性は高いと思われるが、学生が所有するITツールが年々新しくなる反面、ITツールを管理する大学側の機器が古くなっていくため、対応が困難になることが予想される。学内のシステム改修には、多額の費用が必要となるため、現在のシステムで可能な限り対応しつつ、今後について検討していきたいと考えている。

#### 【短期大学部（船橋校舎）】

学生への指導（修学、学生生活、進路等を含む）については、「グループ担任制度」を導入し、学生を学年ごとに少人数の組に分割してグループを編成し、学生が充実した大学生活を送れるようきめ細かな指導を行い支援しているところであるが、その状況を客観的に検証するまでには至っていない。一部の学科では、グループ担任面談表を作成し記録を残し、学年末にクラス担任が回収・管理している。また、問題のある学生については、その都度全教員で情報を共有している。ただし、これらの運用は制度化されておらず、各教員で対応に温度差があるのも事実である。

今後も学務委員会やFSD委員会において、客観的検証を行うとともに、「グループ担任制度」の一層の実質化に向けて運用細則を定めるなど、改善を図っていく。

## 改善事項 No.12（重点的・評価項目2 国際交流）

国際的な教育研究交流に関する方針の明示と国際交流活動の推進

### 1 平成27年度自己点検・評価当時の現状

本学では、大学全体の国際交流方針は策定されているものの、学部等ごとに国際的な教育研究交流に関する方針は明示されておらず、また国際交流活動の実情についても学部等で差がある。

### 2 改善の方向及び具体的方策

#### [改善の方向]

国際的な教育研究交流の充実を図っていくために、大学全体の国際交流方針を踏まえた基本方針を策定し、その周知方法を確立する。また、学部、研究科、短期大学部独自の国際交流の在り方を検討する。

#### [具体的方策]

全6項目からなる大学全体の国際交流方針に基づき、学部、研究科、短期大学部等の教育目的や教育内容を踏まえた上で国際交流方針を策定し、周知する。

また、策定した方針に基づき、学部、研究科、短期大学部ごとに、それぞれの教育目的や教育内容、また教育課程を踏まえた上で国際的な教育研究交流に取り組むこととする。

### 3 改善達成時期

平成28年度から検討開始

### 4 改善担当部署等

大学院研究科、学部、短期大学部の国際交流委員会、教務課、研究事務課

### 5 改善結果

改善取組中である

## 具体的取組内容（成果）、問題点、今後の取組計画

### 【法学部・法学研究科・新聞学研究科】

大学全体の全6項目からなる国際交流方針に基づく法学部としての交際交流方針の策定までは至っていない。しかし、これまで法学部ではグローバル化に応じた留学や国際交流、社会に出て役に立つ、総合力を高める教育の推進に努めているので、国際交流委員会にて策定作業を行う。これまでの法学部の具体的な取組は以下である。

法学部の教育課程における外国語のカリキュラムは、多種多様な科目を備えて対応している。「言語を学ぶ」ことから「言語で学ぶ」ことへの転換を目指し、その言語を道具として応用することを学ぶ。外国語科目の授業展開は、基礎表現・文法、演習、資格試験対策（TOEIC・TOEFL・英検・独検・仏検・中検など）、リスニング・スピーキング、リーディング・ライティング、国際研修と目的に応じた授業を展開している。TOEIC、TOEFL、英検のスコア向上を目指す学生が特に多く、資格試験に役立つ授業をも用意している。課外講座においても様々な講座を展開し、目的に応じた能力の向上に役立っている。

また、国際的な教育研究交流について、国際交流委員会や外国語能力開発委員会の連携により様々な取組が行われている。海外の提携校との交流では、学生の交換留学の派遣・受入、短期語学研修、教員相互の交流や共同研究など近年活発に行われている。近年では、アイルランドのダブリンシティ大学、オーストリアのウィーン大学、台湾の中国科技大学と語学研修に係る覚書の締結がなされるなど、提携校の拡大に努

めている。

平成 28 年度には、新 5 号館に国際交流センターが開設され、留学支援や交際交流の場が備えられ、国際交流事業が促進されている。国際交流委員会が企画する、在日大使による特別講演も年数回実施することで、学生へのモチベーション向上に役立っている。職員の海外語学研修も学部執行部の提案で企画され、平成 29 年度に 3 名が派遣された。

学生の海外留学等に対しての奨学金制度も整備され、渡航費の一部を奨学金として給付している。さらに、法学部校友会と連携し学生の教育研究の支援をしている。外国語検定試験の上級レベルの合格者に対し、褒賞金を与えるなど資格試験に対する支援の取組も行われている。

全 6 項目の方針の中で、産学官連携事業の推進が求められている。現在はそのなかで留学生と地域交流の推進ができていない。地域交流の場をどのように展開すべきか、法学部の教育環境を考慮した取組を検討しなければならない。今後もこれまで法学部が取り組んできた国際交流に関わる内容の検証を行うとともに、全 6 項目からなる大学全体の国際交流方針を踏まえた法学部の国際交流方針の策定作業を国際交流委員会が中心となって進める。

#### 【文理学部・文学研究科・総合基礎科学研究科】

国際交流関係については、国際交流委員会が中心となって活動している。基本方針については、同委員会にて策定を検討している。現在、海外の 11 大学と学術交流協定を締結しており、教員の派遣や受入れ、学生（大学院生を含む）の交換留学を行っている。

なお、平成 29 年 4 月には新たに国立台湾師範大学と学生交換に関する合意書を締結するなど、更に活動は活発化している。今後も、教員の派遣や受入れ、学生の交換留学等を積極的に行っていく。

#### 【経済学部・経済学研究科】

平成 27 年度より拡充して実施している年間留学プログラムは、3 か国 5 大学に 71 名の学生が留学し、平成 28 年度では同大学に 57 名の学生が留学している。そして、平成 28 年度の夏期語学研修には 29 名が参加し、派遣交換留学として、ここ数年約 10 名の学生が協定先大学へ留学している。一方、協定先大学からの受入れ交換留学生は本部受入者を含め、平成 28 年度は 13 名の留学生を受入れている。このように年間多数の学生が、本学部の各種留学制度を活用して留学をしていることを踏まえ、本学部と派遣先大学との間で、プログラムの内容及び教育プログラム（カリキュラム等）の検証を行い、より質の高いプログラムを提供できるよう努力している。国際交流活動が活発するよう引き続き国際交流委員会で検討し、学生には積極的に周知していく。

なお、学部生に対する留学制度等は順調に改善取組が進んでいるが、大学院生に対する諸制度については、これから検討を開始する。今後は、国際交流委員会及び大学院委員会にて、大学院における国際交流の在り方等について、早急に検討することが肝要である。これらは国際交流委員会及び大学院委員会による検討組織の設置を検討する。

#### 【商学部・商学研究科】

商学部では大学全体の国際交流方針を踏まえた基本方針は、現在、策定に至っていない。今後、平成 32 年度開始に向けた新カリキュラム策定と学部の教育方針（3 つのポリシー）の見直し作業と並行して検討する予定であり、早急に大学全体の国際交流

方針を踏まえた基本方針の検討を始めたい。

一方、商学研究科であるが、学部間中心で国際交流が実施されており、大学院間での国際交流は実現されていない。学部との連携はもちろんではあるが、大学院の教員間での交流も実現できると国際交流の意義がより高まると考えられる。近々での実現は大学協定を結ぶなどの問題もあり難しいが、今後、検討していく必要がある案件である。

これまで商学部では、海外で活躍する教員などを、講演や研究のために短期的ではあるが招へいできる制度があり、今までにも何人かの海外の教員や研究者をお招きし、本学部との教員との交流を実現している。国際交流のために、この制度を積極的に活用していく方針である。

大学院の制度として海外に提携校を設けて、国際交流を実施しなくてはならないが、本学大学院の基本方針に合致するような提携校を見つけるのが難しいという課題がある。本学の教員では、海外の学会報告などを通じて、海外の研究者とのネットワークを有している方も多い。そのネットワークを通じて、提携校を模索していくことを検討している。

### 【芸術学部・芸術学研究科】

本部海外学術交流長短期交換留学制度への応募推進、ワシントン州立大学サマースカールの継続的实施、春期ハリウッドスタジオ研修ツアー（平成28年度は最少催行人数に達せずに中止）、ヨーロッパ研修ツアー企画の実施、報告等を行ってきた。また、認定留学を本部と共に推進してきた効果が現れ、本年度1名が留学を修了し帰国した。

本部交換留学制度において、芸術学部からは毎年、ドイツのヨハネス・グーテンベルク大学への希望者が後を絶たず、過去10年間ほぼ毎年合格していることを踏まえ、学部単独でもヨハネス・グーテンベルク大学との協定を結び、交換留学制度を開始する計画が進行中である。また、今年度より認定留学制度を広めるために年に2回、江古田校舎と所沢校舎にて説明会を行い、その興味を示す学生の多さに応え説明会を継続していく。学科単位では、協定書や覚書を交わし、海外の大学と交換教員（中国伝媒大学、ケルン工科大学、台湾銘伝大学）を継続的に実施している。また、カリキュラム改正に向けて新たな学事暦を採用し柔軟にすることで、より有機的で充実したグローバル教育が行えるようにしていく。科目によって短期集中型教育が適正であるものをターム単位で展開することや、2ターム組合せのセメスター型の展開が可能になっている。目標は、夏期・春期の長期休暇中やターム休学を利用することにより、提携校との短期留学や認定留学、国際ボランティアなどの体験がしやすい学事暦とすることが可能になるよう積極的に学生支援をしていく。

海外交流のための専門課や担当がいないため、海外交流委員長、副委員長をはじめ、外国語科目の先生方のサポートが必須であり、その支援体制が出来つつあることは成果である。海外への派遣は国際情勢の悪化による出控が続いており、この時期にこそ海外からの受け入れによる国際的教育研究交流の積極的取組が必要である。

国際的な教育研究交流を可能にするには、2学期制、4学期制、海外インターン、ダブルディグリーを認める制度の導入が必須である。また、受け入れる側としても学生の質の担保が難しくなっている。今後も学部の特徴を生かしたダイナミックなカリキュラム改革を推進するための教職員の意識改革を実施していく。

大学院では、平成28年から海外認定留学制度を開始し、受入れ先の指導教授と主指導教授の関係が深まり、留学生のより充実した留学が進んでいる。年に2回、SAFから留学のスペシャリストを招き、大学院生も対象にした個別留学相談を行い、国際交流の促進を促している。また本部交換留学制度において、芸術学部・大学院から毎

年、ドイツのヨハネス・グーテンベルク大学への応募者が後を絶たず、過去10年間ほぼ毎年1名から2名が必ず合格していることから、本部国際交流課からの案を受け、学部単独でもヨハネス・グーテンベルク大学マインツ校との協定を結び、交換留学制度を開始する計画が進行中である。

様々な芸術の専門を専攻する学生と、各国の大学院の専門専攻との接点を見出す事の難しさ、英語、及び留学先の言語能力の弱さも問題点である。国際交流委員会と情報を共有しながら、各専攻に周知する。また大学院の特徴を生かしたダイナミックで革新的なカリキュラム改革を推進するために教職員の意識改革を推進していく。

#### 【国際関係学部・国際関係研究科】

国際関係学部では、平成29年度海外提携校からの交換留学生を前期12名、後期10名を受け入れている。また、ダブル・ディグリー・プログラム生として2名を同済大学から受け入れている。派遣について、平成29年度は新たにインドネシア教育大学への派遣交換留学を実施する等、学生の受入れ及び海外派遣の促進に取り組んでいる。

外国語教育においては、「英語特別クラス」を設置しており、英語力の強化のみならず、英語で行う専門科目等の授業を履修することにより、留学者の増加及び英語のスキルアップを目指している。平成29年度英語特別クラス在籍者のうち37名の学生が短期海外語学研修や学部派遣交換留学等に参加しており、平成28年度のカリキュラム変更により、「専門外国語」「観光外国語」「資格外国語」を設置し、高度な外国語運用能力の習得を目指している。さらに、ドイツ語とスペイン語を同時に学びながらヨーロッパと日本の言語的・文化的共通点と相違点を理解する「複言語」という科目を設置している。学生と留学生の交流機会としては、部活動であるバディプログラムに所属する学生が生活面でのサポート及び交流イベントを実施し交流を深めている。また国際交流に伴う危機管理体制の構築としては、留学や海外渡航する学生及び教職員に対して、外部講師による危機管理セミナーを実施している。

現在は大学でプログラム化されている中期留学等から学生自身で留学先や期間を決める認定留学へシフトしてきており、それに伴い留学先が多様化してきている。これに伴い、今後は学生のニーズにあったサポートを充実させるべく検討する。

国際関係研究科の取組内容としては、平成29年度後期に中国の同済大学大学院から1名の学生を受け入れている。また、国際教育センターにおいて、留学プログラム等に関心のある学生に情報提供や手続き等のサポートを実施している。さらに、海外留学や語学力向上を目指すためにTOEFL-ITPやTOEIC-IPの実施や説明会を実施している。

今後は留学生の送り出しについても、希望者が出た際に備えてサポートを充実させるべく検討する。

#### 【理工学部・理工学研究科】

大学が定めた国際交流方針に基づいて、学部における教育目的や教育内容を踏まえた国際交流方針を策定し、今後の国際的な教育研究交流に資するために、本部所管課との協議の上、引き続き、学部の現況把握や他の大学及び学部等動向や諸外国の事情について検討開始に向けた情報の収集に努めている。今後も他の大学及び学部の動向や諸外国の事情を考慮し、引き続き、交流方針策定に向けた情報収集を行うこととする。

#### 【生産工学部・生産工学研究科】

日本大学の国際交流のポリシーのもと、学部の「教育研究上の目的」に則り、ディプロマ・ポリシーに示すように、国際社会で広く活躍できる人材を育成するとともに、

幅広い分野での共同研究・事業を展開することにより、国際社会の発展に貢献するという理念に基づき、アメリカのケント州立大学、韓国の全南大学校工科大学、慶尚大学校工科大学と提携している。さらに、台湾の中國科技大學とは管理學院、規劃與設計學院、資訊學院、商學院の4学院と提携している。また、平成27年6月にはアメリカのミシシッピ州立大学と学生交流及び学術研究の提携を結んだ。

なお、海外連携校との交流に関わる内容については、提携校との合意書を交わし、協力方針等を明確に示している。また教授会で議を経た後、各学科で周知している。

生産工学部では海外の大学5校と連携し、年々交流実績が向上しているが、留学生の受け入れについての整備が必要である。例えば、留学生の宿泊施設の確保は、長期留学の場合は日本では保証人の必要性から、担当教員が保証人になるケースがある。したがって、本学部と民間企業との提携や、寮の完備等が今後の課題である。

海外提携校からの留学生の受け入れについては、中國科技大學と「受け入れに関する合意書」を交わし、交換留学生として平成28年度日本大学1名を中國科技大學へ派遣、特別聴講学生として平成28年度に3名、平成29年度に7名を本学部を受け入れている。平成24年度の本学自己点検では「交換留学生」「単位の互換」等が改善事項に記載されているが、第一歩として特別聴講学生として受け入れしている。今後は、18歳人口の減少に伴う受験生、留学生確保のためには、互惠の精神に基づいて交換留学制度へと発展させる必要がある。

これらの問題に対応するため、また、留学生に対する支援がそれぞれの担当部署（教務課、学生課等）で個別に実施されているといった問題点に対応するため、平成27年度に国際交流センターを設置した。今後は国際交流センターを中心に、課題事項の解決に向け取り組む必要がある。

生産工学研究科でも学部と同様に「日本大学の国際交流方針」や研究科の「教育研究上の目的」に則って提携校との学生交流及び学術研究を行っている。

平成25年度のカリキュラムの改定においては、特徴のひとつである産学連携による人材育成のために生産工学系科目が設置され、本研究科においてもディプロマ・ポリシーを達成するために生産工学系科目に生産工学特別実習（国内・国外でのインターンシップ）を新設し、実務及び国際社会に適応できる人材を育成している。そのために、本研究科と中國科技大學の管理學院、規劃與設計學院、資訊學院、商學院の4学院とそれぞれインターンシップの受け入れについて提携している。それぞれの提携校とは合意書を交わし、協力方針を明確に示すとともに、海外連携校との交流に関わる内容は、大学院分科委員会で議を経た後、各専攻で周知している。

今後は、定員確保のためにも生産工学部及び本研究科ともに外国人留学生に対する修学・生活等各種支援体制の整備が必要である。

本研究科では、海外大学・研究機関で研究に従事できる制度や機会の整備がなされ、国際会議の参加も積極的に実施しており、前期課程及び後期課程の大学院生も国際会議に積極的に参加している。ただし、教員に対する旅費等は規程により対応できるが、大学院生が国際会議に参加する場合は自費負担で参加しているため、国際交流センターを中心に、これらの問題の解決に向け検討が必要である。

### 【工学部・工学研究科】

海外の大学等との交流に関する検討や協定校との交流を活性化すべく国際交流委員会において昨年度末から、留学生支援と英文パンフレットの作成という2つの目標達成に向けての構想が具現化され、今年度からは、委員会内にワーキンググループを立ち上げるとともに、委員会も月1回開催するなど、精力的に活動を開始した。海外の大学との新たな覚書締結も進み、大きな転換点を迎えることで改善取組を行ってい

る。学生の海外渡航の機会として、海外の文化や史跡などに触れ、世界観を養うことを目的にヨーロッパ研修旅行を、英語圏（オーストラリア）で英語に特化した語学研修を実施している。また、留学生と日本人学生の交流会を行い、友好を深めている。

大学全体の国際交流方針に基づく、工学部独自の国際交流方針は策定されていない。また、中長期的視点での活動計画の策定や予算の確保が必要となることが課題である。

今後は教育効果についての検証を継続し、さらなる改善を実施する。また、国際交流委員会を学内の横断的な関係を構築できるような体制とし、学部・研究科の基本方針を策定する。

工学研究科では、平成 28 年度改定カリキュラムにて、英語に特化したものとして各専攻共通の工学系科目の技術者共通科目について、国際学会や英語での論文作成ができるよう、技術者英語、テクニカル・リーディングを設置し、国際的技術者の養成を目指した。しかしながら、英語は必修として配置されている科目が多く、院生の研究に専念する時間の確保が難しいことが判明したため、平成 30 年度改定カリキュラムでは英語の科目数及び履修方法並びに学年配置について見直すことにより、院生として相応しいキャリアを積みながら研究に専念できるカリキュラムとなるよう改定予定である。

なお、平成 30 年度には、留学生 3 名の国際建設コース入学が予定されている。

#### 【医学部・医学研究科】

平成 28 年 4 月に学務委員会内に「外国語教育における外部試験（TOEFL や医学英語検定）の活用に関する検討部会（臨時）」を設置し、検討を重ねた。その結果、①外国語での教授法に関する F D の実施、②「TOEFL ITP テストの導入」、③英語のみで外国人教員と日本人学生が外国語で交流するためのスペース「All English Salon」の設置、④TOEFL 対策講座の開始に至った。①、③、④に関しては、平成 28 年度中に開始し、②に関しては、平成 29 年度 1 年次「英語 I」の中での実施を開始した。

医学分野においては、教育内容が過密な上、国によって医療制度及び教育制度が異なるため、正規留学は慎重にならざるを得ない状況にある。今後は交流国際方針に基づき、関係各署と協議し策定を進める。

医学研究科では大学における国際交流方針に基づいた対応として、国費外国人学生（大使館推薦）の留学生受け入れを主眼に置いた医学研究科における研究生制度の検討を図るため、部会を設置し、継続して検討している。平成 27 年度大学院入学者からは、既存の学位申請方式に加えて、欧文一流誌に発表した研究論文での学位申請も可能にしている。今後も研究委員会に置いて、継続して研究生制度の確立の検討を行う。

#### 【歯学部・歯学研究科】

平成 28 年度から学務委員会を中心として、国際交流に向けて検討を始め、外部語学試験の成績に基づく単位認定及び外国語での授業科目開設等を目指し、その結果、平成 29 年度から英語による授業を第 1・2 学年配置の教養総合講義（選択科目）に配置し、実施することとなった。今後も学務委員会で継続して検討していく。

歯学研究科では、一部の学生が、日本大学大学院海外派遣奨学生規程に基づく留学を行っているが、自らの研究を目的とした研究留学であり、派遣に当たっては、指導教授との相談により実施している。また、海外で学会発表をする者への経費補助を佐藤奨学金から支出しており、国際的な活動を支援している。しかしながら、研究科として方針を定めるには至っていない。今後も研究委員会等関連する委員会で検討していく。



### 【松戸歯学部・松戸歯学研究科】

既にセンメルويس大学（ハンガリー）、マギル大学（カナダ）、高雄医学大学（台湾）と学術交流に関する覚書を取り交わしてきたが、新たに、過去に教員の共同研究についての交流があるオーフス大学（デンマーク）と平成 29 年 6 月に学術交流に関する覚書を締結した。また、各大学との覚書には教員の交流、共同研究、学生の交流を盛り込み、質の向上を目的とし、平成 29 年度は専任教員 2 名が共同研究のため、オーフス大学に出張する等、覚書に沿った定期的な交流を実践している。学生の交流については、歯学特有の問題として、国家試験合格を目的としたカリキュラムであるため、長期間受講できない環境が影響することから、実績はほとんどない。新たな協定先との学術交流に関する覚書の締結について検討をしている。

松戸歯学研究科では、大学が実施している大学院海外派遣奨学生制度を利用し、毎年度 1 名～2 名が海外留学（1 年間）をしている。留学中の単位を認定する制度を設けており、1 年間留学しても大学院を 4 年間（標準修業年限）で修了することが可能なため、安心して留学先で研究を進めることができる。大学院海外派遣奨学生制度の周知方法は、大学院学修便覧・学生掲示板及びメーリングリストを利用し周知している。

本研究科独自の奨学金制度により国際交流を推進していきたいが、原資が不足しているため実行困難である。

### 【生物資源科学部・生物資源科学研究科・獣医学研究科】

これまで実施してきた学科別海外研修に加え、平成 29 年度より新たに獣医学科の学生を対象とした国立中興大学との交換留学プログラムを実施し、提携校を拡充した。既に夏期期間中に学生を 2 名ずつ相互に受け入れている。また、日本大学日本語・日本研究講座との連携として、「日本大学生物資源科学部 研究・インターンシッププログラム」を実施した。インターンシップ中の学生を中心に学部生及び留学生との交流の場となる「多言語カフェ」を学生ホール内にて実施した。

学生の海外留学については、通年科目の取扱いと留学のタイミングの問題など課題が多い。そのため、交換留学や認定留学の制度を利用しても修学年数での卒業が難しい場合も出てくる。これらについては、学務委員会内にワーキンググループを設置し、課題の解決に向けて検討を行っている。また、今回のインターンシッププログラムにて実施された「多言語カフェ」について、シーズンイベントではなく、学内に定着させる方法を検討する必要がある。

生物資源科学研究科及び獣医学研究科における国際交流の在り方についてはまだ検討前段階である。学内において短期海外研修などの説明会を実施しているが、大学院生の参加者が増えていない。一部の専攻・分野の中で JICA との覚書に基づいた大学院生の派遣プログラムはあるものの、派遣学生が非常に限定されているのが現状である。

今後は学生が留学や国際交流に対し、非常に興味が薄い原因がどこにあるのかを検討するところから始めていく必要がある。

### 【薬学部・薬学研究科】

平成 28 年 10 月から国際交流委員会を設置し、学生の海外研修等、国際社会への連携等を推進する体制を構築した。この委員会で協議した計画内容は、学務委員会及び教授会に諮り、教職員に周知している。また、英国ポーツマス大学理学部の薬学・生物医学科と提携を結んでおり、平成 29 年 8 月には第 2 回海外臨床研修を行った。

学生の国際的コミュニケーションスキルとしての外国語能力を醸成するため、外国語科目はもとより、外国語科目以外でも英語を用いた科目として「キャリア・デザインⅠ」（3年生）、「卒研指導」（4年後期から6年）、「アカデミック・ライティング」（大学院）を開講している。学生、教職員のグローバル化の意識を高める試みとして、平成29年9月に提携校からDr. James F. Brownを招へいし、学部生及び教職員を対象とした特別講義を行った。さらに、平成29年10には本部客員教授招へい事業を活用して、カリフォルニア大学サンフランシスコ校（UCSF）薬学部臨床薬学科名誉教授のDr. Steven R. Kayserを招へいし、学部生・大学院生・教職員を対象とした特別講義を開講し、グローバル化の意識を高める教育を行っている。提携校の英国ポーツマス大学とは、個人ベース及び学部間の共同研究を推進するため、協議している。

薬学研究科では、薬学教育モデル・コアカリキュラム、実務実習4期制の導入、薬剤師養成と国家資格取得のための過密教育が、グローバル化の取り組みを困難にさせている。今後は提携校の英国ポーツマス大学と、大学院のダブルディグリー、共同研究、国際シンポジウム開催について協議する。また、提携校学生のための薬学臨床研修を実施するための計画を立案する。

学部と共通でカリフォルニア大学サンフランシスコ校（UCSF）から薬学部臨床薬学科名誉教授のDr. Steven R. Kayserを平成28年度、29年度に招へいした。

英国ポーツマス大学（UoP）理学部の薬学・生物医学科と国際交流を始めており、UoPより国際交流担当のDr. James F. Brownを招へいし、平成29年9月に大学院を含めた今後の国際交流の在り方について相談を行った。今後、具体策を詰めて行く。

平成30年9月には、ポーツマス大学からDr. Dariusz C. Goreckiを招へい予定であり、大学院特別講義を予定している。また、学部の英語ホームページを拡充したことに伴い、東南アジア諸国からの大学院入学への問い合わせが複数件ある。

問題点としては、入学定員が5名と少人数であるため、大学院独自の国際交流としては成り立ち難い点。入学試験は日本語で行われているので、海外からの入学希望者には語学の壁などの点がある。今後も引き続き、UoPとの国際交流を具体的に進める。また研究科及び研究室の英語ホームページを整備する。

### 【通信教育部】

海外の大学との国際交流として、平成28年度は、国立台湾師範大学（中華民国・台北市）にて6日間の海外スクーリングを実施した。「台湾における文学と文化－異文化の交流－」をテーマとして、22名の学生が、近藤健史通信教育部教授、及び国立台湾師範大学の呉文星教授、林巾力教授による講義と、校外実習を行うとともに、国立台湾師範大学生との学生交流を体験した。留学については、通信教育部から平成28年度「日本大学海外交換留学生」として、1名が国立台湾大学で学んでいる。

留学生の受け入れについては、「出入国管理及び難民認定法」の規定により、通信教育課程では「留学」での在留資格を得ることができないため、「留学生」として受け入れは困難である。テロ等安全面が危惧される海外情勢や、円安傾向継続による参加学生の経費負担増加といった事情を鑑み、平成29年度は過年度海外スクーリング実施大学を中心に検討し、通信教育部の学生との国際交流を含む、合同のスクーリングを国内において実施する予定である。

### 【総合社会情報研究科】

通信制のため、国際交流の場を取り組むのは難しい点も多いが、学務委員会や専任会での話し合いを行っていく。全体的に行うことへの難しさはあるが、個別の学生については、海外在住や海外出張等、交流の場もあるのでその機会に結びつけ、交流の

場を作るよう取り組みたい。

#### 【法務研究科】

国際的な教育研究交流については、法学部と連携してこれを行うこととしている。

本研究科の学生交流については、本部が主催する海外短期語学研修、交換留学・派遣留学制度が利用できる。特に、選考の上決定する派遣交換留学制度は、単位認定も可能となり、留学支援の奨学金として、渡航費及び留学先の授業料の一部が支給される。しかしながら、専門職大学院である本研究科の設立目的及び学生の修学環境から募集をしても応募者がいないのが現状である。

本研究科は、法曹を養成する専門職大学院という特性上、又極めて専門性の高い修を必要とする学生の修学環境から本学における国際交流方針に対する実践は現実的には厳しい状況にある。今後も法学部と連携しながらグローバル化に対応した教育環境づくりを促進していきたい。

#### 【知的財産研究科】

知的財産研究科では平成 29 年度以降の学生募集を停止していることから、本件についても検討を開始するに至っていない。

#### 【短期大学部（三島校舎）】

留学プログラム等に関心のある学生へ情報提供や手続き等のサポートを実施している。また、海外留学や語学力向上を目指すために TOEFL-ITP や TOEIC-IP の実施や説明会を実施している。食物栄養学科が中心となってカリキュラムを作成したハワイ大学短期海外語学研修を実施している。

短期海外語学研修において、費用面等の理由から参加者が集まらず中止する場合がある。短期大学部学生が参加可能な国際関係学部主催の短期海外語学研修等に関心のある学生に向けて、積極的な参加を促すべく検討したい。

#### 【短期大学部（船橋校舎）】

大学が定めた国際交流方針に基づいて、学部、大学院とともに短期大学部（船橋校舎）における教育目的や教育内容を踏まえた国際交流方針を策定し、今後の国際的な教育研究交流に資するために、本部所管課との協議の上、引き続き、短期大学部（船橋校舎）における現況の把握や、他の大学及び学部、校舎の動向や諸外国の事情について検討開始に向けた情報の収集に努めている。

他の大学及び学部等の動向や諸外国の事情を考慮し、引き続き、交流方針策定に向けた情報収集を行うこととする。

### Ⅲ 本部及び学部等の改善意見（学部等改善意見）に関する改善結果総括

平成27年度に実施した全学自己点検・評価において、本部及び学部等から掲げられた「改善意見」は、下記一覧のとおりである。

基準	件数	改善達成状況
I 理念・目的	2件	改善取組中2件
II 教育研究組織	0件	
III 教員・教員組織	2件	改善取組中2件
IV 教育内容・方法・成果		
IV-1 教育目標, 方針	3件	改善達成2件, 改善取組中1件
IV-2 教育課程・教育内容	6件	改善達成2件, 改善取組中4件
IV-3 教育方法	7件	改善達成5件, 改善取組中2件
IV-4 成果	1件	改善取組中1件
V 学生の受け入れ	6件	改善達成3件, 改善取組中2件, 他1件
VI 学生支援	2件	改善取組中2件
VII 教育研究等環境	6件	改善達成4件, 改善取組中2件
VIII 社会連携・社会貢献	1件	改善達成1件
IX 管理運営・財務		
IX-1 管理運営	1件	改善取組中1件
IX-2 財務	2件	改善取組中2件
X 内部質保証	1件	改善達成1件
重点的評価項目1	4件	改善取組中4件
重点的評価項目2	3件	改善達成1件, 改善取組中2件
合計	47件	

本部及び学部等において掲げられた改善意見の項目数や内容は様々である。また、前回の認証評価で指摘された事項について、継続的に改善意見として取り上げて、改善への取組を進めている学部もあった。

本部及び学部等の個々の改善達成状況は、改善事項の内容により一概に総括できないが、改善意見に対しては「改善担当部署」「改善達成時期」を明確にしていることにより、改善実行に対する意識は高まっているのではないかと期待される。全体的にみると「改善を達成したもの」よりも「改善取組中」の件数の方が多く、順調に進んでいるとはいえない一面もあるが、それぞれ問題意識を持ち、到達目標を掲げ、目標達成に向けて真摯に点検・評価を行い改善改革に取り組んでいる。

各学部等においては、改善結果の活用に向け、更なる取組を行うとともに、改善途中の事項については引き続き改善に向けた取組を行うことが期待される。

## IV 本部及び学部等の改善意見（学部等改善意見）に関する改善結果

### —学務部—

#### 基準項目

重点項目 2 国際交流

#### 改善事項

認定留学の全学的実施に向けた検討

#### 改善の方向

平成 27 年度より新たに導入した認定留学に係る各学部の実施状況については、既に実施している主に文系、理工系学部等と、まだ実施していない医歯薬系学部等との間で差がある。現時点では認定留学の期間を 1 学期または 1 年間としているが、認定留学制度の活用により留学を志す学生が少しでも多く留学できるよう、クォーター制の導入等も視野に入れながら、短期の認定留学等の実施についても検討する必要がある。

#### 具体的方策

認定留学に関しては、その実効性を促すため米国に本部を置く世界的な国際教育に関する N P O、S A F (Study Abroad Foundation) との協定を全学レベルでの認定留学と同時に開始した。その結果、S A F のプログラムを利用して留学する学生の数は毎年増加している。

ただ、S A F が提供する短期のプログラム等については、現時点ではまだ導入していないので、その導入について検討する。そして、短期のプログラム等を導入することにより、医歯薬系学部等を含め認定留学を志望する学生が増加することが見込まれ、更に学生への教育的効果も期待できるようであれば、プログラムを積極的に導入して全学的に認定留学、更には留学を希望する学生が留学できるような環境を整備していく。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

通常の 1 年間や半期プログラムについては、導入後予想以上に参加者数が年々増加していることから、まずはその拡充を引き続き図っていく。S A F のプログラムは平成 29 年度が実施 3 年目となり、学生に対しては徐々に周知されてきているため、本学から参加する学生数は、平成 28 年春に申し込んだ学生は 3 名だったが、平成 28 年秋は 9 名、平成 29 年春は 20 名、平成 29 年秋は 14 名と志願者数は年度単位で着実に増加し続けている。更に学生に対する広報等を通じて認定留学や S A F の活用等を周知していく。

また、S A F では、理工系学生を対象とした新たな短期のプログラムを 2017 年 2 月から 3 月に実施すべく企画した。その内容や条件は本学の理工系 3 学部の学生にとっても参加する利点が多いと思われたことから、希望する学生の積極的な参加を当該学部の海外学術交流委員等を通じて働きかけていた。残念ながらそのプログラムは全体の申込人数が少なく 2017 年は実施を見送ったとのことだったが、内容を一部改訂した上で新たに企画する予定とのこと

であり、改訂された新たな短期プログラムには引き続き理工系学部等から学生が参加するよう周知していくこととする。

**(根拠資料)**

- ・ S A Fプログラム志願者一覧 (2015 秋～2016 秋, 2017 春, 2017 秋)
- ・ 短期プログラム English for Science(S A F)

**改善取組上での問題点**

認定留学を全学的に拡充するには、年間又は半期のプログラム以外に短期やインターンシップ等、多様なプログラムの設定を準備する必要がある。S A Fではそうしたプログラムを広く提供しているので、そうしたプログラムの活用についても検討する。

**今後の取組計画**

認定留学の各学部における実施状況を継続的に調査し、認定留学の実施状況を確認する。その結果を基に、認定留学の更なる拡充の可能性を検討する。

## —学生部—

### 基準項目

#### VI 学生支援

### 改善事項

大震災や台風等の突発的、局所的な自然災害を想定した包括的な奨学金制度や、実情に即した奨学金制度について検討する。

### 改善の方向

各学部の学生課と連携をとりながら現状の問題点の洗い出し、各大学の自然災害関係の規程等の収集や、震災対応についての取り組みを調査し、これらの情報を基に学生課長連絡会等で検討を進める。

### 具体的方策

本件は喫緊の課題でもあるので、まず日本大学事業部奨学金給付規程の改正等により、災害等による家計が急変した者への支援が行えると考ええる。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

突発的、局所的な自然災害等を想定した包括的な奨学金制度については、東日本大震災や熊本地震等の被災者を対象として、一部の部科校で実施しているのに留まっている。

当初、日本大学事業部奨学金給付規程の改正等により支援を行う予定であったが、「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、各部科校において奨学金制度を検討し、全学部が家計急変者に対応できるように進める。

#### （根拠資料）

- ・「教学に関する全学的な基本方針」

### 改善取組上での問題点

奨学金制度を整備するに当たり、原資の確保をどうするかが検討事項である。

### 今後の取組計画

「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、全学的に家計急変者対応の奨学金を整備する方向で進めていく。

---

### 基準項目

#### VI 学生支援

### 改善事項

- ・地方における就職サポート体制の構築
- ・就職者が東京を中心とした首都圏に集中しているが、地方への就職者数を増加に導くものとする。

### 改善の方向

首都圏以外の地方への就職者数を増加させ、地方への人材供給に貢献する。

## 具体的方策

地方自治体との就職協定の締結等を積極的に図り、相互道後の協力体制を構築していく。Uターン・Iターンに関するセミナーや地方企業の説明会等を開催していく。地方への就職を希望する学生への相談に対応するよう職員のスキルアップを目指す。

## 改善状況

改善取組中である

## 具体的取組内容（成果）

平成 27 年度から各地方自治体との就職支援協定を締結し、平成 29 年 11 月現在で 16 団体となっている。

また、同年度からU・Iターンセミナーを毎年2月下旬に開催し、地方への就職を希望する学生に対して、首都圏を除く日本全国の自治体からU・Iターン担当者に参加してもらい、学生に対して地方の魅力をアピールし、地方就職を希望することを目的として、地方就職についての情報提供や相談等を行っている。

昨今では、各自治体によるさまざまなU・Iターンに関するイベント等が開催されており、全学部の就職指導課を通じて学生に周知しており、各学部の職員についても地方への就職に関する現状を把握し、学生の相談等に応じている。

### （根拠資料）

- ・ 地方公共団体との就職協定締結について
- ・ 地方U・Iターンセミナーポスター

## 改善取組上での問題点

学生の地方就職に対する意識が希薄になりつつあるのと同時に、東京及び首都圏での就職を希望する傾向が強まっている。そのため、U・Iターン就職率は全体的に下がってきているが、地方出身者数の割合も徐々に減少している。

## 今後の取組計画

学生に対し、地方就職を早期に意識付けさせることを目的に、インターンシップに関する周知を行うことを検討している。



## －研究推進部－

### 基準項目

#### Ⅶ 教育研究等環境

### 改善事項

研究活動の不正行為（ねつ造，改ざん及び盗用）が社会問題化したことから，文部科学省は平成 26 年 8 月 26 日に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定したが，その対応が不十分である。

### 改善の方向

研究活動の不正行為を未然に防止するための取組として，最も重要なことは研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上である。

そのため，各学部には研究倫理教育に関する責任者を配置することとし，広く研究活動に関わる者に対して，研究倫理教育を実施する。

### 具体的方策

研究倫理に関する e ラーニングを導入することにより，いつでも研究倫理教育が受けられる体制を整備する。本学に所属する全ての研究者を受講対象とし，研究倫理の向上を図る。また，各学部には研究倫理教育責任者は，e ラーニングシステムにより所属学部の受講状況を把握し，全ての受講者の受講完了を確認する。

各学部の受講状況は，本部で取りまとめ，研究委員会等において報告する。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

平成 27 年 4 月 1 日付けで文部科学省が推奨する研究倫理教育の教材である「CITI Japan e ラーニングプログラム」を導入し，研究倫理教育の実施体制を整備した（平成 27 年 3 月 16 日研究委員会決定）。

研究倫理教育責任者として部科校長を充て，研究倫理教育を部科校が責任を持って実施するための責任体系を整備した（平成 27 年 4 月 20 日研究委員会決定）。

CITI Japan e ラーニングプログラムの運用に係る取扱い及び研究倫理教育（教職員）実施要項により研究倫理教育の対象者，教材内容及び受講方法等の具体的な内容を定め，受講を義務化した（平成 27 年 6 月 15 日研究委員会決定）。

平成 28 年 10 月 1 日付けで「日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規」及び「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項」を施行し，公正な研究活動を推進するための基本的事項を定めた。

研究倫理教育の平成 29 年 6 月 30 日現在における受講義務者（研究者）の大学全体での受講率は 97.5% である。受講義務者には，非常勤の研究員等も含まれており，高い受講率であることが示された。

### （根拠資料）

- ・公正な研究活動の推進に係る研究倫理教育（教職員）実施要項

- ・CITI Japan e ラーニングプログラムの運用に係る取扱い
- ・研究倫理教育受講状況（平成 29 年 6 月 30 日現在）
- ・日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規
- ・日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項

#### 今後の取組計画

既に、「日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規」及び「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項」を定め、研究倫理教育を義務付け、その教育教材として、CITI Japan e ラーニングプログラムを導入している。今後は、定期的に研究倫理教育を実施し、研究者倫理の意識低下を防ぐ。

---

#### 基準項目

Ⅷ 社会連携・社会貢献

#### 改善事項

産学官連携・知的財産活動の更なる活性化

#### 改善の方向

産学官連携・知的財産活動の意義及び教職員等の積極的な参加を促す啓発活動の実施

#### 具体的方策

過去に作成した発明に関する手引書の改訂を進め、あらためて学内の教職員に配付することで、知的財産活動の意義や知的財産制度等に関する啓発を進める。

#### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

#### 具体的取組内容（成果）

平成 28 年 10 月 31 日付けで学長から研究委員会に諮問された本学が効率的に産官学連携を強化し、研究推進と社会貢献を一層推進するための方策のひとつとして、知的財産活動の見直しを行い、知的財産活動へ部科校が積極的に関与できる体制整備を行った。

具体的には、以下の規程等の改正等を行った。

- ・日本大学発明等に関する規程の一部改正
- ・日本大学発明等に関する補償金等内規の一部改正  
(名称変更：日本大学発明等に係る補償金及び特許等関連経費等の取扱い内規)
- ・日本大学実施補償金の分配に関する取扱の廃止

この規程等の改正に伴い、本部・部科校間の業務及び様式等の整備を行った。加えて、平成 29 年度から産学連携に関連する事務に携わる部科校の職員（産学連携担当者として選任）を対象に研修を実施し、研修の動画をホームページにも掲載し、視聴を可能にしている。

また、平成 29 年度から社会貢献につながる研究プロジェクトとして学内資金による学術研究助成金の研究種目に「社会実装研究」を新設し、本学の研究成果を企業や地方自治体等との連携により社会に還元し、社会的問題の解決に向けて応用・展開が期待される研究テーマ 4 件を選定した。

(根拠資料)

- ・ 日本大学発明等に関する規程
- ・ 日本大学発明等に係る補償金及び特許等関連経費等の取扱い内規
- ・ 平成 29 年度産学連携担当者研修会（前期）実施要項
- ・ 平成 29 年度産学連携担当者研修会（後期）実施要項
- ・ <http://www.nubic.jp/07eventseminar/01pastkenshukai.html>  
（産官学連携知財センターHP）

## 今後の取組計画

平成 30 年度から部科校の積極的な関与による本学における産学連携・知的財産活動の新体制を本稼働させる（特許等関連経費の部科校一部負担の開始）。また、新体制による産学連携活動を推進していくために継続して産学連携担当者向けの研修を実施する予定である。

---

## 基準項目

### VII 教育研究等環境

#### 改善事項

電子資料（電子ジャーナル／データベース等）の体系的整備はほぼ完了している。本年からは、電子資料については、利用実績に則した契約の見直しを実施し、量的整備の適切性を図るとともに、新規導入したディスカバリーサービスを利用して情報リテラシーの向上に努める。

#### 改善の方向

電子資料については、定期的に詳細な利用実績を学部を提供することで、契約の見直しに資する。

ディスカバリーサービスを有効活用し、学部で実施している初年次教育に伴う情報リテラシーに協力する。

#### 具体的方策

全学的な電子資料担当者の会議を定期的で開催し、量的整備の適正性への検討も含め、情報の共有を図る。また一方で、電子資料の利用や情報リテラシーの向上についても、利用講習会を継続的に実施するなどして、利用率向上への普及を図る。

#### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

#### 具体的取組内容（成果）

全学的な電子資料の量的整備適正性の検討を行うため、各学部の担当者を集めた電子資料導入に関する打合せ会を平成 29 年 7 月 12 日、9 月 20 日、10 月 11 日、10 月 25 日（予定）の 4 回開催した。各電子資料の詳細な利用統計を配布し、その情報を基に翌年の契約について精査・見直しを行った。JUSTICE（国公立大学図書館コンソーシアム連合）、JMLA（日本医学図書館協会）、JPLA（日本薬学図書館協議会）等のコンソーシアムに参加することにより、より安価に契約できるように努めた。

また、資料の形態を気にせずに、単一のシステムで一括検索できるディスカバリーサービスを導入し、電子資料を含めた図書館資料全体へのアクセス性向上に努めた。

利用講習会については、年2回の講習を継続して実施しており、今年度も平成29年7月14日及び12月（予定）に電子ジャーナル利用講習会を行い、各種電子資料の利用方法を周知し、利用率向上に努めている。

#### （根拠資料）

- ・ オンラインデータベース・電子ジャーナル  
<http://www.nihon-u.ac.jp/facilities/library/journal/>
- ・ 平成29年度第1回電子ジャーナル利用講習会

#### 改善取組上での問題点

海外の電子資料は毎年値上がりが続いているが、予算は前年度を維持するのが精一杯の状態である。今後も出版社側とは粘り強く交渉を行っていくが、購読資料についてはさらなる見直しが必要と思われる。

#### 今後の取組計画

電子ブックについて、全学的な導入推進の取組を進めていく。

---

#### 基準項目

##### IX-1 管理運営・財務（管理・運営）

#### 改善事項

司書資格等の専門能力を有する職員の減少・高齢化で、学部内でノウハウが継承されない恐れがあることから、図書館業務研修会の2日目を実務研修会として実施することでノウハウの継承を図っている。しかし、職員の不足及び高齢化は今後も続くことが予想されることから、実務研修会を継続的に実施するなど、更なる充実を図る必要がある。

#### 改善の方向

実務研修会の継続的实施を含め、実務研修会そのものの在り方を検討する。

#### 具体的方策

業務研修会の運営について、長期的な視野に立ち、研修会の在り方を検討する。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

平成26年度に第3期の全学共通図書館システムの導入を行い、業務内容の標準化を進めている。それにより、学部間の業務内容に差を無くし、学部単独ではなく、全学的なノウハウの継承が行われるよう努めている。

また、継続的に各学部の担当者を集めた全学共通図書館システム全体会を開催し、今年度は平成29年6月14日、10月6日、12月（予定）、平成30年3月（予定）の4回の開催を予定している。その中で、全学的に使用できるテクニックや注意点、各学部からの問い合わせ及び回答を共有することで、ノウハウの継承に努めている。

図書館業務研修会を継続的に開催し、1日目の全体会では、著作権や学生協働について全体で学び、2日目の実務研修会では、各学部で行っている先端的な取組やノウハウについての発表を行い、知識の共有に努めた。

(根拠資料)

- ・平成 28 年度図書館業務研修会報告書

#### **改善取組上での問題点**

情報環境の変化に伴い、機関リポジトリ、オープンジャーナル及びオープンデータ等の新しいトピックが出てきているので、積極的に学んでいく姿勢が必要になっている。

#### **今後の取組計画**

今後も、図書館業務研修会に外部から講師を招くなどして、最新の情報を学べる場を継続的に設けていく。また、図書館総合展や国立情報学研究所が行う外部セミナーへの参加を積極的に促すことにより職員のレベルアップを図っていく。

## —法学部—

### 基準項目

#### IV-2 教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

### 改善事項

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

### 改善の方向

法学部では、平成26年度にカリキュラムを改定し、その改定のポイントは、 Semester制の実施、各学科コース制の強調、初年次教育科目の導入、グローバル化への対応などである。都心のキャンパスで限られたスペースでの授業の開講科目においては、いかに授業科目を適切に開講するかが問題であり、開講科目数の縮小を原則に、教育課程を体系的に編成するような検討が各学科・領域に求められた。年次進行する中で、現カリキュラムと旧カリキュラムが並行運用となり、科目の読替えで対応する中、開講科目をできる限り減少させる取組みを進めている。

### 具体的方策

学務委員会では、講座委嘱に関する指針を示し、次年度の講座について、全体的な講座減、受講者数10名以下の科目の見直し・隔年開講の措置、講堂収容人数の超過講座の是正及び同一科目複数開講科目の受講者数偏りに対する調整など4つの指針を示している。

専任教員の担当講座数を元に、兼任教員、兼任教員の講座の調整を図り、適正な講座数を開講する。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

現行のカリキュラムが平成29年度で完成年度を迎える。旧カリキュラムも並行して開設しているので、科目の新旧読み替えを行い、科目数の増加を抑えてきた。旧カリキュラムで必要の無くなった科目の閉講、前年度履修者10名以下の科目の閉講、隔年開講の調整、同一科目複数開講の偏りの調整など、各学科領域の積極的な取組みにより開講科目の削減を図っている。また、開講科目の担当者の原則は、第一に専任教員が担当する。その次に兼任教員に依頼する、最後に兼任教員を当たるというシステムが確立し始めているので、専任教員の責任意識が変わってきている。

### 改善取組上での問題点

開講科目の削減が数年間行われているが、開講数を削減したがゆえに、一つの授業に対する受講者が増え過ぎて、講堂に収まらない授業が増えていることも問題となっている。また、講堂数も減っているので、履修者が収容人数を超える授業の講堂の調整が効かなくなっているのも問題である。

### 今後の取組計画

開講講座数の削減は図りつつも、教育の質保証を考慮し、適正な講座担当者、講座数の調整に努める。

## 基準項目

重点項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起

### 改善事項

留年，休学及び退学への対処について検証する取組み

### 改善の方向

法学部では平成 24 年度から特に留年者向け対策として，留年者履修相談ガイダンスを設けている。また，平成 26 年度のカリキュラム改定により，1 年次生の必修科目である「自主創造の基礎 I・II」を開講したことにより，科目担者をクラス担任と位置付け，履修相談や学修支援の機会を設け，脱落者防止に努めてきている。更に，平成 27 年度においては，学業不振学生への対策として，学業不振の基準を設定し，学生呼出による教員との面談を実施した。

このような一連の対策は，留年，退学者の防止，減少に向けた改善方策である。今年度後学期から，学業不振学生への指導を強化し，保護者懇談会の実施や保護者向けポータルの実施など，学年の低い段階から因子を摘むような取組みを具体的に行っていく。

### 具体的方策

従来から実施している留年者向け履修相談は，学生及び保護者が面談を受けられる機会であり，4 月の履修登録前に実施する。また学業不振学生の面談は，クラス担任，学務委員，学生生活委員を中心に実施する。更に，後学期の秋には，国内数か所（仙台・高崎・名古屋・福岡など）及び三崎町校舎で保護者懇談会を実施や保護者向けポータルを開設するなど，大学と保護者が連携して学生を支援する体制を強化する。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

平成 27 年度から実施している「学業成績不振学生に対する個人面談」を年々強化しながらこれまで実施してきている。面談実施率を上げる施策や成績不振に陥る原因の分析・対策など，退学等学生対策等検討小委員会，学務委員会が対応している。また，1 年次生の対応が重要であることから，後学期の履修登録前までに，1 年次生の前期学業不振学生に対する面談も実施している。「自主創造の基礎 I」未修得者で一定の単位不足の学生を呼出している。留年者の面談については，4 月のガイダンス時に合わせて履修登録前に実施している。保護者も来校して学生，教員，保護者の三者面談となるケースも出ている。

平成 27 年度から実施している保護者面談も年々来場者が増え，地方会場及び法学部本館会場に区分し実施し，保護者からも好評を得ている。また，保護者ポータルの運用もあり，様々な角度からの学生支援の対策が講じられている。

### 改善取組上での問題点

成績不振の学生との面談について，面談実施率の向上を図っているがまだまだ不十分であり，高い実施率とならない。面談に来ない学生が退学につながる可能性が高い。

### 今後の取組計画

退学者数の減少は少しずつ図られているが，留年率の減少が課題である。留年者対策について，退学等学生対策等検討小委員会が中心となり学務委員会，学部執行部で協議していく。

## —法学研究科・新聞学研究科—

### 基準項目

IV-2 教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

### 改善事項

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

### 改善の方向

法学部では、平成26年度にカリキュラムを改定し、その改定のポイントは、 Semester制の実施、各学科コース制の強調、初年次教育科目の導入、グローバル化への対応などである。都心のキャンパスで限られたスペースでの授業の開講科目においては、いかに授業科目を適切に開講するかが問題であり、開講科目数の縮小を原則に、教育課程を体系的に編成するような検討が各学科・領域に求められた。年次進行する中で、現カリキュラムと旧カリキュラムが並行運用となり、科目の読替えで対応する中、開講科目をできる限り減少させる取組みを進めている。

### 具体的方策

学務委員会では、講座委嘱に関する指針を示し、次年度の講座について、全体的な講座減、受講者数10名以下の科目の見直し・隔年開講の措置、講堂収容人数の超過講座の是正及び同一科目複数開講科目の受講者数偏りに対する調整など4つの指針を示している。

専任教員の担当講座数を元に、兼任教員、兼任教員の講座の調整を図り、適正な講座数を開講する。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

学部の取組みと合わせて、大学院法学研究科及び新聞学研究科においても開講講座の調整を図っている。大学院担当が中心となり、各専攻から選任されている研究科運営委員に講座削減の対策を講じている。大学院の在籍者の減少もあり、隔年開講も検討している。

### 改善取組上での問題点

大学院在籍者が減少してきているが、大学院ゆえ少人数が求められる。履修者が少なくても開講しなければならない科目もあり、開講科目数の適正化をどのように図るか問題である。

### 今後の取組計画

学部同様、兼任教員の是正を図り、科目数の適正化に努める。

---

### 基準項目

重点項目1 修学継続支援、学修意欲の喚起

### 改善事項

留年、休学及び退学への対処について検証する取組み

### 改善の方向

法学部では平成24年度から特に留年者向け対策として、留年者履修相談ガイダンスを設け



ている。また、平成 26 年度のカリキュラム改定により、1 年次生の必修科目である「自主創造の基礎Ⅰ・Ⅱ」を開講したことにより、科目担者をクラス担任と位置付け、履修相談や学修支援の機会を設け、脱落者防止に努めてきている。更に、平成 27 年度においては、学業不振学生への対策として、学業不振の基準を設定し、学生呼出による教員との面談を実施した。このような一連の対策は、留年、退学者の防止、減少に向けた改善方策である。今年度後学期から、学業不振学生への指導を強化し、保護者懇談会の実施や保護者向けポータルの実施など、学年の低い段階から因子を摘むような取組みを具体的に行っていく。

### **具体的方策**

従来から実施している留年者向け履修相談は、学生及び保護者が面談を受けられる機会であり、4 月の履修登録前に実施する。また学業不振学生の面談は、クラス担任、学務委員、学生生活委員を中心に実施する。更に、後学期の秋には、国内数か所（仙台・高崎・名古屋・福岡など）及び三崎町校舎で保護者懇談会を実施や保護者向けポータルを開設するなど、大学と保護者が連携して学生を支援する体制を強化する。

### **改善状況**

改善取組中である

### **具体的取組内容（成果）**

大学院法学研究科及び新聞学研究科においては、研究指導教員による緊密な連携で指導を行っているので、留年・休学・退学といった対応は、ほぼ問題ない。

### **改善取組上での問題点**

新聞学研究科は、特に外国人留学生の在籍率が高く、日本人学生よりも指導に手間がかかる場合があり、指導教授の負担が重くなる場合がある。

### **今後の取組計画**

指導教授と学生が連携を密に指導できる体制を維持する。

## －文理学部－

### 基準項目

#### IV－3 教育内容・方法・成果（教育方法）

### 改善事項

1年間に履修登録できる単位数の上限が一部の学部で設定されていなかった点に関し、文理学部ではいまだ上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

### 改善の方向

- ・単位制度の趣旨に照らし、1年間の履修登録単位数の上限を50単位未満に設定すること
- ・緩和措置を講じる場合の基準等を明確にすること。またその基準の妥当性・適切性について検討すること

① 1年間の履修登録単位数の上限の設定状況

② 緩和措置を講じる場合の考え方

③ 緩和措置を講じた場合に上限となる履修登録単位数の妥当性、上限に含めない科目の適切性

### 具体的方策

学務常任委員会、学務委員会にて検討を開始した。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

1年間に履修登録ができる単位数の上限については、学務常任委員会及び学務委員会で検討し以下のとおり合同教授会にて決定した。

① カリキュラム改定に合わせて社会福祉学科と情報科学科を除く16学科については平成28年度入学者から、社会福祉学科と情報科学科については平成29年度入学者から履修登録の上限単位数を40単位に設定した。

② 資格等を取得するためのコース科目（司書教諭コース科目、司書コース科目、学芸員コース科目、社会主事コース科目及び教職コース科目の一部）については履修上限単位数に含まれない科目とした。また、特別措置として、編入学者、転部者、転科者、転籍者、交換留学等から帰国後の学生及び修得単位数及びGPAによる上限単位数の加算を認めている。

③ 特別措置等については、学務常任委員会及び学務委員会等で議論を重ね策定したものであり、さらに導入後も学務委員会等で引き続き検証しているため、妥当性は担保されている。

### （根拠資料）

- ・学部要覧 平成29年度（2017年度）（pp.21～23）

### 今後の取組計画

今後も学務委員会等において、現在の制度について検証していく。

## 基準項目

### IV-3 教育内容・方法・成果（教育方法）

#### 改善事項

学生による授業評価について、学部によって、実施・結果の公表、結果のフィードバックを行っていなかった点に関して、学部ごとに改善に向けた取り組みが行われているが、一部の学部で依然として、全ての科目での実施に至っていないため、改善が望まれる。

#### 改善の方向

- ・教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の機会を設けること
- ・学生による授業評価の結果を学生に公表するとともに、教育内容等の改善を図るための組織的な研修等に活用すること

①学生による授業評価の実施状況

②教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修等の実施状況、及び研修等における授業評価結果の活用状況

#### 具体的方策

FD委員会等において検討する。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

具体策の検討及び体制としては、FD委員会が行っており、データ収集・分析については、毎年度末にFD委員会活動報告書として教員へ配付し周知している。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の機会としては、毎年度、FD講演会及びFDカフェを行っている。授業評価については、文理学部向けの自由記述欄を設けるなど、教育内容等の改善に向けた取り組みを行っている。

全ての科目について授業評価を実施することについては、FD委員会にて検討している。

#### （根拠資料）

- ・2016（平成28）年度FD委員会活動報告書（pp.1～14, 48～57）

#### 今後の取組計画

今後もFD委員会において、改善に向けた取り組みを行っていく。

## －文学研究科・理工学研究科地理学専攻・総合基礎科学研究科－

### 基準項目

#### IV-3 教育内容・方法・成果（教育方法）

### 改善事項

多くの研究科において、研究科としてのFDに関する組織的な取り組みが不足あるいは欠如していた点に関して、一部の研究科では改善がみられたが、依然として大学院に係るFD等の組織を持たない研究科があり、大学院独自のFDとなっていない場合も見受けられるので、改善が望まれる。

### 改善の方向

研究科として授業改善に向けた組織的な取組を実施し、大学院におけるFDを実質化させること

①大学院に係るFDを行うための組織の設置状況

②大学院独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修等の実施状況

### 具体的方策

現状では、FD委員会は、大学院・学部教員を区別することなく、包括的に教員の教育力向上への取組みを継続して行っている。

本改善事項について、今後、FD委員会で検討していく。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

組織としては、文理学部FD委員会が、大学院のFDも担当している。大学院生へのアンケートの実施等を行っている。

大学院独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修については、FD委員会において検討している。現状では、FD委員会が大学院・学部教員を区別することなく、包括的に教員の教育力向上への取組みを継続して行っている。本改善事項については、今後、FD委員会で検討していく。

#### （根拠資料）

- ・2016（平成28）年度FD委員会活動報告書（pp. 60～64）

### 今後の取組計画

今後もFD委員会において、改善に向けた取組みを行っていく。

---

### 基準項目

#### V 学生の受け入れ

### 改善事項

収容定員に対する在籍学生数比率が、総合基礎科学研究科博士前期課程では2.23と依然として高い。

### 改善の方向

収容定員に対する在籍学生数比率及び過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均をそれぞれ次の範囲内に収めること

学士課程 0.9以上～1.2未満（医学・歯学は0.9～1.0）

修士課程 0.5以上～2.0未満

博士課程 0.33以上～2.0未満

- ①入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- ②超過又は未充足の場合における厳格な定員管理のための具体的方策，将来的な学則定員変更や研究科統廃合の可能性及び検討の有無

### 具体的方策

平成29年度の新校舎の建築によって研究環境が更新され，より良好な教育・研究環境が提供できることから，平成28年度より，学則定員を地球情報数理科学専攻10名から12名，相関理化学専攻については，10名から23名に変更した。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

平成28年度から学則定員の変更を行った結果，総合基礎科学研究科博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が超過していたが，収容定員に対する在籍学生数比率は，地球情報数理科学専攻が1.36，相関理化学専攻が1.84，総合基礎科学研究科博士前期課程としては，1.65となり在籍学生数比率の適切性が確保できた。

また，平成29年度については収容定員に対する在籍学生数比率は，地球情報数理科学専攻が1.29，相関理化学専攻が1.28，総合基礎科学研究科博士前期課程としては，1.28であり引続き在籍学生数比率の適切性が確保できた。

### （根拠資料）

- ・総合基礎科学研究科ホームページ

[http://www.chs.nihon-u.ac.jp/gs\\_ibs/documents/zaiseki.pdf](http://www.chs.nihon-u.ac.jp/gs_ibs/documents/zaiseki.pdf)

### 今後の取組計画

入学定員の厳格な管理を継続的に行っていく。

## －大学院経済学研究科－

### 基準項目

IV－2 教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

### 改善事項

大学院「未開講科目」への対応

### 改善の方向

経済学研究科では、多くのコースを持っており、大学院生の定員の関係で未開講科目があるものの、担当者が不在の科目は減少している。

今後は、現状の各コースの目的に合った科目を再検討し、科目の再編成を行っていく。

### 具体的方策

各コースの目的に合った科目を再検討し、科目の再編成をするとともに、必要な科目で担当者が不在の科目に関しては任用をすすめていく。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

専任教員の大学院任用は積極的に進めており、平成26年度から3年間で11名を任用した。その間、不在科目は僅かながら減少している。なお、平成27年度から税法コース以外の入学者がやや増加しているため、各コースの目的に合った科目の検討を継続的に行う必要があり、平成30年度採用の専任教員も大学院任用を進める予定である。

また、平成31年度にはカリキュラムが改正できるよう検討中である。

### （根拠資料）

- ・大学院担当者一覧

### 今後の取組計画

今後も大学院への専任教員の任用を積極的に行い、併せて大学院のカリキュラムも検討していく。

## —商学部—

### 基準項目

#### I 理念・目的

### 改善事項

学部の教育理念・目的の策定

「教育理念・目的」を理念と目的に分けて策定する。

### 改善の方向

教育理念・目的を理念と目的に分ける。また、これを具体化するアクションプラン（教育目標）を策定する。

### 具体的方策

全学部的に取り組むべき事項であるので、一委員会に任せるべきではなく、検討チームを立ち上げることも検討する。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

学部長・次長を中心に5担当で検討する。

#### [教育理念]

日本大学の「自主創造」という教育理念に則り、ビジネスの世界において、たえず問題意識を持って、自ら考え、自ら学び、積極的に行動して自ら道を切り拓くことのできる自主創造型ビジネスパーソンを育成します。

#### [教育目的]

現在のビジネス社会は、「ヒト・モノ・カネ・情報」などの経営資源が、大量にかつ電子媒体などを通じて瞬時に世界の隅々にとどけられ、地球規模でのボーダレス化が進んでいます。そして、教育力や個々の能力開発など目に見えない様々な無形の資産が大きな力ともなっています。

このようなビジネス環境においては、一企業や自国のみ視点ではなく、グローバルな視点をもった地球市民として、激変する地球規模での経済、社会、環境問題等に機敏に対応できる人材が求められています。

日本大学商学部は、このような現状認識に立って、21世紀の知の拠点となる独自性ある教育と場を提供することによって、真に社会から求められる人材を育成し、社会に貢献します。

#### [教育目標]

日本大学商学部は、体系的で順次性のあるカリキュラムによって、グローバル化に対応した語学教育、幅広い教養教育と独自性のある7つのコースによる専門教育、アクティブ・ラーニングによる2年次からのゼミナール教育等によって、論理的能力、分析的能力、問題解決能力、ディスカッション能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等を鍛えます。このような学修を通じて、人と人との相互の関係性の中から自ら学び、問題発見の力を養うとともに、問題解決に向けて常に創意工夫し、自らイノベーションを創発できる日

大人（自主創造型ビジネスパーソン）を育成します。

そして、教学に関する三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を着実に実行し、日本大学商学部が、入れる大学から入りたい大学になり、入学後はその素晴らしさが体感でき、入学して本当に良かったと心から思える大学として、そして卒業後は、母校を誇りに思える大学、日本大学商学部出身者として胸を張って社会に貢献できる大学を目指します。

#### 改善取組上での問題点

日本大学教育憲章に掲げられている自主創造の「8つの能力」との関係性・整合性を検討し、語句や表現等の統一を図る必要がある。

#### 今後の取組計画

学務委員会、教授会の審議を経て、広報委員会・入試管理委員会を通じて進学説明会や新入生ガイダンス、認証評価などで明確に説明できるように教職員に周知する。

---

#### 基準項目

IV-2 教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

#### 改善事項

- ・カリキュラム改定を含めた教育研究組織の改善
- ・所属学科と異なるコースを選択する学生の増加により、学科の特色が曖昧になる傾向があるため、改善が必要。

#### 改善の方向

カリキュラムの改定を含め、学科とコースの教育目標の相関をより明確にするなど、今後のあり方を検討する。

#### 具体的方策

カリキュラム検討特別委員会が既に始動しており、具体案の検討に入っている。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

毎年、オリエンテーションにおいて、各学科の特色、教育目標を十分に説明し、学生がコースとの相関を理解できるよう指導している。加えて、現在、カリキュラム検討特別委員会でも、本改善事項について、改善策を検討している。現在検討中の具体策としては、現カリキュラムの単位案分「学科所属科目 12 単位」「コース専門科目 20 単位」を、「学科所属科目 20 単位」「コース専門科目 18 単位」に変更し、所属学科の科目を多く履修することで、学科の特色ある教育を学生が受けられるようにする「変更案」を議論している。

新カリキュラムについては、平成 31 年度から始動する予定で検討を進めてきたが、教職の再課程認定、学部の三つのポリシーの見直し等で、予定が変わり、2020 年度開始に変更となった。

なお、学科・コースの教育目標については、三つのポリシー見直しに合わせて、再検討する予定である。



### 改善取組上での問題点

学則を伴うカリキュラム改定が2020年度開始となったため、カリキュラム改定と連動した具体的方策の実行が遅れてしまった。

### 今後の取組計画

2020年度に向けて、カリキュラム検討特別委員会で検討する。

---

### 基準項目

IV-2 教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

### 改善事項

- ・履修体系図，科目履修ナンバリングの設定
- ・履修体系図，科目履修ナンバリングの設定を検討する。

### 改善の方向

わかりやすい履修を目指し，履修体系図や科目ナンバリングを検討する。

### 具体的方策

履修体系図，科目ナンバリングの設定は，カリキュラム改定と関連づけて行う必要がある。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

現在のカリキュラムについては，履修系統図を既に作成している。科目ナンバリングの設定は，いまだ完成を見ていない。しかし，現在，カリキュラム検討特別委員会で，新カリキュラムの策定とリンクして，新カリキュラムの履修系統図，科目ナンバリングの設定作業を鋭意進めている。

### 改善取組上での問題点

新カリキュラム開始が，諸般の事情で2020年度からになり，それにともない，履修系統図の改訂，科目のナンバリングの設定も，遅れている。

### 今後の取組計画

カリキュラム改訂作業を粛々と行い，2020年度までに，新履修系統図，科目ナンバリングを作成する。

---

### 基準項目

重点項目1 修学継続支援，学修意欲の喚起

### 改善事項

留年者，休・退学者減少に向けての学修支援体制の確立

### 改善の方向

留年者，休・退学者減少に向けて，全学部体制での学修支援システムを確立する。

### 具体的方策

既に，学務委員会を中心に，留年者とその保護者への面談を始めているところである。今

後は、面談に関するフローチャート、マニュアルを整備するほか、対象者に対し、定期的なフォローをするためのシステムを確立する。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

毎年2回、学務委員会を中心に、成績不良者とその保護者への学修支援面談を行っている。その結果、面談を受けた学生と受けていない学生とで、その後の成績に大きな開きが出ている。更に、オフィスアワーの活用、1年生のクラス担任、ゼミナール・総合研究の担当教員の個別指導、相対評価の徹底等を実施している。その結果、留年率は平成26年度3.31%、平成27年度2.51%、平成28年度1.54%となり、退学率は平成26年度23%、平成27年度20%、平成28年度17%と減少傾向にある。

また、今年の11月から、全学的な留年者、休・退学者減少に向けた取り組みをなす組織「学修支援相談コーナー」が立ちあげた。これは、学部横断的に情報共有し、留年者、休・退学者減少に向けた対応を行う中心組織・核に位置づけられる組織である。主な業務として、成績不良者の単位修得支援、学修支援に係るデータの整理及び対策の立案、授業理解の支援、各種学修相談の受付があり、全学部的体制で対応する組織が出来上がった。

#### 改善取組上での問題点

「学修支援相談コーナー」の有効活用を十分に検討する必要がある。また、一部の相対評価を守らない教員に対する対応が必要である。

#### 今後の取組計画

再試験、補習による単修得支援等、即効性のある留年者、休・退学者減少に向けた取り組みを検討するとともに、相対評価の更なる徹底をはかる。

---

### 基準項目

重点項目2 国際交流

#### 改善事項

商学部における国際交流の強化

#### 改善の方向

学部独自の協定校、提携校の増に向けて検討する。

学生の留学先の選択肢を増やす。

#### 具体的方策

商学部独自の協定校、提携校の増を検討する。

今年度から施行されている認定留学制度の活用を促進するため、学生への周知を継続的に反復して行う。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

既存の国際交流としては、学部交換留学提携校のオデンシアグループがあり、「グループ」

の中には、オデンシアナントマネージメントスクール・シアンスコム・エコルアトランティックの3校がある。但し現在、商学部では最もレベルの高いオデンシアナントマネージメントスクールにのみ学生を派遣しており、今後、他の2校にも学生を派遣することで、学部の派遣学生数を増やす計画を検討中である。また、ウエスタンミシガン大学には、昨年度1名の留学に止まったが、本年度は12名もの学生が留学に行っている。

新規提携校の開拓については、現在、鋭意検討している。具体的には、学部独自の協定校として、ハワイ大学・ストーニーブルック大学・ポートランド大学等を候補として挙げ、交換留学プログラムが実施されていない夏季休暇中に短期留学研修を行うことを検討している。認定留学制度については、説明会を実施し、学生の周知をはかり、現在、毎年、数名がこの制度を使い留学している。そして留学後には、単位認定を受けている。

#### **改善取組上での問題点**

授業料が相殺される交換留学提携校の新規開拓については、受入校のTOEFL指定得点が高く、ごく一部の商学部の学生しか派遣できない。また、現在、語学が通年制であり、長期留学をする場合、単位の修得に困難をきたす。早期のカリキュラム改定が必要である。

#### **今後の取組計画**

新規提携校（交換留学提携校）の開拓と、認定留学の周知徹底を行いたい。

## —商学研究科—

### 基準項目

V 学生の受け入れ

### 改善事項

入学定員を大幅に下回っているため、研究科の学生数増に向けての施策を検討する。

### 改善の方向

研究科の学生数増に向けての施策を検討する。特に、現在日本人学生が少ないため、日本人学生の入学者を増やすことを考える。

### 具体的方策

商学部からの内部進学者増に向けて、指導体制を確立する。また、留学生の入学については、今後も引き続き力をいれていく。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

学部学生の大学院への進学を促進するために、大学院の説明会を学部学生に向けに行っている。現在は年1回であるが、前期と後期に1回ずつの方向で検討中である。さらに、優秀な学生を外部に流出させないためにも、今後は、助手制度などを活用して、内部進学率を上げていくことも検討している。また、税理士免除の試験を外部にアピールすることで、社会人の学生を増やすための施策も検討している。具体的には、入学試験における英語科目の免除などが、会計専攻から提案として出されている。さらに、今年度は、具体的に外部に向けて魅力ある科目構成にするために、各3専攻で名称変更可能な科目の検討に入っている。

### 改善取組上での問題点

他大学院への入学が以前と違い、かなり入りやすくなっているため、優秀な学生の他大学院への受験、入学が多いと考えられる点である。

### 今後の取組計画

優秀な学生を早い段階から見つけ、本大学院への進学を促すことが必要である。そのためには、優秀な学生を残す制度を検討する必要がある。

## —芸術学部—

### 基準項目

IV-2 教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

### 改善事項

教育課程の編成・実施方針に基づく，全学共通初年次教育科目の実施

### 改善の方向

全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」「自主創造の基礎2」の導入にむけて，授業内容等について検討する。

### 具体的方策

平成29年度の学則改正に向けて，学務委員会を中心に「自主創造の基礎1」「自主創造の基礎2」の導入に向けて検討を進める。授業実施方法については，アクティブ・ラーニングや反転授業を取り入れ，学生が主体的に授業に参加できるような仕組みを検討する。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

平成29年度より「自主創造の基礎1」及び「自主創造の基礎2」を開講している。なお，授業実施方法については，ガイドラインに準拠し，グループワークを中心としたアクティブ・ラーニングを取り入れ，学生が主体的に授業に参加するようにさせており，本項目については改善済みである。

---

### 基準項目

IV-3 教育内容・方法・成果（教育方法）

### 改善事項

学生による授業評価アンケートの実施科目及び学生へのフィードバック方法

### 改善の方向

学生による授業評価アンケートの集計結果をホームページに公開することと，全ての科目で授業評価アンケートを実施する事を検討する。

### 具体的方策

ホームページに授業評価アンケートのページを作成し，授業評価アンケートの趣旨等について掲載することを検討する。そして，毎年度，授業評価アンケート結果をホームページに公開し，学生の履修科目の選択材料とさせるなど，学生へのフィードバックを充実させることを目標とする。また，全科目での授業評価アンケート実施に向けてFD委員会を中心に検討していく予定である。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

授業評価アンケートの集計結果については，「授業評価報告書」を作成するとともに，全体

の傾向についてホームページにて公開しており、改善済みである。

全科目での授業評価アンケートの実施については、演習・実習科目を多数開講しており、スタジオ等の教室以外での授業も多い為、全科目での実施には至っていない。今後は、講義科目における全科目実施等といった改善方策を検討していく予定である

---

## 基準項目

### IV-4 教育内容・方法・成果（成果）

#### 改善事項

全学科において、正課の授業としてインターンシップを取り入れる。

#### 改善の方向

現状、一部の学科においてインターンシップを正規の課程として授業に取り組んでいるが、全学科において、カリキュラムに組み込み、単位認定の対象とすることを検討する。

#### 具体的方策

正規の課程として実施している写真学科・映画学科・デザイン学科の事例を参考にするとともに、正規の課程以外でのインターンシップ参加者数等も参考にし、平成29年度学則改正に向けて、学務委員会を中心に検討する。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

全学科におけるインターンシップの正規授業への導入については、受け入れ先の確保や夏期集中授業の日程確保といった現実的な問題もあるため、実施には至っていない。今後は、全学科における科目設置ではなく、正規授業外でのインターンシップ参加率の向上といった改善方策を検討していく予定である。

## －国際関係学部・国際関係研究科－

### 基準項目

#### I 理念・目的

### 改善事項

国際関係学部では、平成 28 年度入学生からの教育課程の改定を行うとともに、理念・目的及び教育目標、三つのポリシーについて見直しを行う。

### 改善の方向

国際関係学部では、平成 23 年度に本学部の教育目的を絞り込んで従前の 4 学科体制から 2 学科体制に改組を行った。その際に、語学教育を基礎に置き、その一層の充実を図りながら、同時に国際社会の諸分野を学ぶことで、異文化との共存ができ、また自文化へ深い理解を持てる双方向の視点を身に付けた人材を養成していく目的で行った。今回のカリキュラム改定では、この人材育成の目的をより充実するために検討をする。

### 具体的方策

理念・目的及び教育目標、三つのポリシーの見直しを行い、人材育成の目的をより全うするため、学科の教育目標に沿うように科目配置の調整をし、併せて学科内のコース制をカリキュラムに明確に反映させていく。

学務委員会では、各学科専任教員に実施した「アンケート調査」での意見を参考にするとともに、カリキュラムの改定案を作成する。さらに、国際関係学部全体の理念・目的及び教育目標、三つのポリシーについては、学務委員会で検討し、それを受けて、各学科で教育目標を検討する。その結果を学務委員会並びに教授会で審議する。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

国際関係学部では、平成 23 年度に本学部の教育目的を絞り込み、従前の 4 学科体制から 2 学科体制に改組を行った。その後、平成 28 年度入学生から教育課程（カリキュラム）の改定を行い、2 年次からコース制を導入した。これに併せて、平成 27 年度中に従前の本学部及び各学科の「教育研究上の目的」について、大学の「目的及び使命」及び「教育理念」を実現する内容となっているか検証し、変更を行った。また、平成 28 年度中に学部の教育理念を「国際社会の理解及び貢献」と策定し、三つの方針について日本大学教育憲章の趣旨を反映するべく関連性や一貫性が確保されているかも併せて検証し、見直しを行った。更に、2 学科に設置された 6 つのコースの教育目標についても見直しを行った。

また、国際関係研究科では、平成 27 年度入学生から教育課程（カリキュラム）の改定を行った。その際に大学の理念「自主創造」と国際関係研究科の「教育研究上の目的」の整合性を確認し、「教育研究上の目的」は、日本大学教育憲章が反映されているという理由で変更はしなかったが、本研究科独自の教育の理念及び教育目標を新たに策定した。更に、平成 28 年度中に教育理念を「国際関係及び国際文化への正しい理解と深い学識を基礎として、新たな領域での高度な研究成果を創出することを通じた国際貢献」と策定し、併せて三つの方針に

ついて検証し，見直しを行った。

(根拠資料)

- ・ <https://www.ir.nihon-u.ac.jp/guide/policy/>
- ・ 履修要覧 2017
- ・ 大学院履修の手引き 2017

#### 今後の取組計画

平成 29 年度から平成 30 年度又は平成 31 年度にかけて，日本大学教育憲章の「自主創造」の三つの構成及びその八つの能力と DP，CP 及びカリキュラム（科目）との整合性・関係性を検証の見直しを行う。併せて，AP についても検証し，見直しを行う予定である。



## －理工学部－

### 基準項目

#### Ⅶ 教育研究等環境

### 改善事項

外国雑誌（冊子・電子資料等）における契約価格の高騰，並びに，2014 年下半期以降の急激な円安進行等へ対応した外国雑誌，電子ジャーナル・データベース等の精査・見直しによる理工学部コア・コレクションの構築

### 改善の方向

毎年度，実施している外国雑誌購読希望調査結果に基づき，理工学部のコア・コレクションについて，再検討・協議の上，教育・研究活動に必要な学術情報基盤を整備していく。

### 具体的方策

理工学部コア・コレクションとして契約しなければならない外国雑誌（冊子）・電子資料等について，理工学部としての図書，学術雑誌，電子情報等の体系的整備及び量的整備の適切性の確保・維持を前提に，蔵書構成検討小委員会で精査・見直しの上，図書委員会で審議の上，2016 年以降の契約更新に反映させていく。

なお，外国雑誌，電子ジャーナル・データベース等は，学術情報基盤において大きな比重を占めており，教育・研究活動への影響を避けるために，単年度での急激な契約件数等の変更・縮小等に対応するのではなく，複数年度をかけて，図書，学術雑誌，電子情報等の体系的整備及び量的整備の適切性を確保・改善していくものとする。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

平成 27 年度以降の図書委員会において，将来的な図書，学術情報，電子資料等の適正な体系的・量的整備のために，平成 30 年度までに，平成 26 年度予算における図書資料（図書・雑誌）の配分比率に準じた予算編成を実現することを目標とした。

このため，本部契約である Science Direct や Wiley-Blackwell コア・コレクションについては，契約形態等を他学部とも協議の上，精査・見直し，理工学部契約分の洋雑誌については，さらなる電子化と整備を促進した。

この結果，平成 29 年度予算において，上記の予算配分比での編成を達成することができた。

### 今後の取組計画

外国雑誌の契約価格の上昇は今後も見込まれるが，図書委員会等での精査・見直しを継続して適正な学術情報基盤を維持していく。

## －生産工学部－

### 基準項目

#### IV－3 教育内容・方法・成果（教育方法）

### 改善事項

- ①1年間の履修登録単位数の上限の設定状況
- ②緩和措置を講じる場合の考え方
- ③緩和措置を講じた場合に上限となる履修登録単位数の妥当性，上限に含めない科目の適切性

#### 〔具体的取組内容〕

##### ①1年間の履修登録単位数の上限の設定状況

生産工学部では，学生の学習効果を向上させるために，各学期に履修科目として登録できる単位数は卒業要件科目を対象に24単位を上限とし，年間の上限単位数は48単位と設定されている。

##### ②緩和措置を講じる場合の考え方

生産工学部では，年間の上限単位数は48単位と設定されているが，成績等によって上限を緩和している。緩和措置は，2年次以降直前の学期において優れた成績，すなわち直前学期の学期GPAが2.2以上の場合は28単位，GPAが2.5以上の場合は30単位までの登録ができるとしている（キャンパスガイド）。

次に，年間の上限単位数に含まれない科目は，（1）生産実習Ⅰ・生産実習Ⅱ，生産実習Ⅰ（S）・生産実習Ⅱ（S）であり，この科目の履修は3年生の夏期（8月1日～9月初旬）及び3年の春期で実施し，時間割外に設定されている。同様に（2）卒業研究，卒業研究（S）科目であり，時間割上に設定されていない科目である。また，（3）基盤科目に参入することのできる教職課程に設置されている科目のうち，化学実験・生物学実験・地学実験・情報と職業，（4）不定期に開講する授業科目（シーズンスポーツ・キャリアパスイングリッシュⅢ・キャリアパスイングリッシュⅢ（S）・集中実験）については，上限単位数に含まない科目として取り扱っている。

以上のように，生産工学部では学習効果を向上させるため年間の登録できる上限単位数を48単位以下に設定している。しかし，生産工学部では直前学期の学期GPAにより，上限を緩和している。なお，緩和する基準はキャンパスガイドに明示しているものの，学生の割合については検証されていない。また，上限単位数に含まれない科目もあることから，②緩和措置を講じる場合の考え方，③緩和措置を講じた場合に上限となる履修登録単位数の妥当性，上限に含めない科目の適切性については学務委員会等において検証を行っている。

生産工学部では，上限となる履修登録単位数の妥当性及び上限に含めない科目の適切性については，平成29年度のカリキュラム改訂において，科目数の見直し，卒業着手条件も含めて，現在，学務委員会等において検証を行い，平成29年度のカリキュラムに反映する予定である。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

本学部では、①1年間の履修登録単位数の上限の設定状況、②緩和措置を講じる場合の考え方、③緩和措置を講じた場合に上限となる履修登録単位数の妥当性、上限に含めない科目の適切性について、学務委員会及び教育検討専門委員会において検証を行い、科目数の見直し、卒業着手条件等も含めて、平成29年度カリキュラムに反映した。

1年間の履修登録単位数の上限については、従来の24単位を20単位に引き下げ、緩和措置については、履修登録単位数の上限単位数の引き下げに伴い、成績優秀者への上限単位数の緩和を以下のとおり設定した。

（平成25年度カリキュラム）

①2年生以上、直前の学期の学期GPAが2.2以上の場合、28単位を上限とする。

②2年生以上、直前の学期の学期GPAが2.5以上の場合、30単位を上限とする。

（平成29年度カリキュラム）

①2年生以上、直前の学期の学期GPAが2.7以上の場合、22単位を上限とする。

②2年生以上、直前の学期の学期GPAが3.0以上の場合、24単位を上限とする。

また、上限に含めない科目を以下のとおり設定した。

自主創造の基礎1・2，自主創造の基礎1（S）・2（S），生産実習，生産実習（S），卒業研究，卒業研究（S），教職課程科目（化学実験・生物学実験・地学実験・情報と職業），不定期に開講する授業科目（集中講義，集中実験等）。

（根拠資料）

- ・履修科目登録単位数の上限に関する基準

### 改善取組上での問題点

履修登録の上限単位数引き下げに伴い、緩和された成績優秀者への上限単位数（直前の学期GPAが2.7以上の場合22単位、3.0以上の場合24単位）等の設定の妥当性については、更なる検証が必要である。

## －生産工学研究科－

### 基準項目

#### Ⅲ 教員・教員組織

#### Ⅳ－3 教育内容・方法・成果（教育方法）

### 改善事項

- ①大学院に係るFDを行うための組織の設置状況
- ②大学院独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修等の実施状況

#### 〔具体的取組内容〕

- ①大学院に係るFDを行うための組織の設置状況

本研究科では、平成23年度から学部の「教育開発センター委員会」、「教育検討専門委員会」、「FD専門委員会」と共催してFD研修会を実施してきた。平成27年度はFD・SD研修会を実施する。研修会では生産工学研究科のFD活動の現状を講演するとともに、外部講師を招聘して講演会を開催し、その後、懇談会も実施する。現状においては、学部との連携でFD活動を実施している。本研究科における組織の編成は、大学院検討委員会で提案された議案について、研究科長及び各専攻の主任らから構成される専攻主任会議でFDについて協議され、大学院前期課程及び博士後期課程の教授らで構成される大学院分科委員会の義を経てFDを実施している。しかし、研究科独自のFDに関する取組及びFDを行うための組織の設置も編成されていない。そこで、平成27年度においては、大学院独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修等の実施を検討するために大学院検討委員会内に大学院FD及び実施に関する委員会（大学院FD専門WG）を設置し、研究科としてのFDに関する組織的な取り組みを実施の予定である。

- ②大学院独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修等の実施状況

本研究科における大学院として相応しいFDの内容の検討及びその充実について、平成23年度より、学部との連携と独自性を視野に入れ具体的取組として、①全学的な大学院FDの取り組み。②FD研修会の継続的な実施。③シラバスの完備、周知と公開。④教育研究力の継続的な改善について実施してきた。

この他には、平成25年度に、大学院生に対する授業アンケートを実施し、平成26年度には、研究科独自のFD活動として、大学院教員、博士前期課程・博士後期課程の学生及び職員を対象に「著作権」に関する講演会を開催し、今後も継続的に実施する予定である。

平成27年度の取組として、①大学院検討委員会にFD及び実施に関する委員会（大学院FD専門WG）を設置する。②研究科独自のFD研修会の実施について検討する。③委員会（大学院FD専門WG）では、大学の教育の理念である「自主創造」に基づいた学部の教育目標、学科の教育研究上の目的及び達成するためのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性・適切性等について検証する。

以上に示すように、平成27年度から委員会を設置し、本研究科独自のFDを検討する。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

## 具体的取組内容（成果）

本研究科では、大学院に係るFDを行うための組織として、大学院検討委員会内に「大学院FD実施および充実に関するワーキング」を設置し、研究科独自の教育内容・方法等の改善を図るための研修の実施を検討し、平成28年度に外部講師を招聘して、大学院におけるハラスメント等のない良好な教育・研究環境の維持、組織構成員の利益保護についての理解を目的とした、「研究指導方法、学生への接し方等におけるメンタルヘルス、ハラスメントを踏まえて」と題した研修会を実施した。

### （根拠資料）

- ・大学院検討委員会ワーキング一覧
- ・平成28年度大学院生産工学研究科FD研修会プログラム

## 今後の取組計画

現在実施しているFD活動を継続的に実施していくとともに、更なる研究科独自の研修等（研究指導に関するFD、授業評価アンケート等）の企画を「大学院FD実施および充実に関するワーキング」において検討していく。

---

## 基準項目

V 学生の受け入れ

### 改善事項

- ①入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- ②超過又は未充足の場合における厳格な定員管理のための具体的方策、将来的な学則定員変更や研究科統廃合の可能性及び検討の有無

### 〔具体的取組内容〕

- ①入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

#### (1) 入学者数比率

博士後期課程における入学者の収容定員は21名であり、各専攻の定員は3名である。

平成25年度の入学者数比率は収容定員の0.33倍である。各専攻の内訳は、機械工学専攻0.66倍、電気電子工学専攻0.00、土木工学専攻1.00名、建築工学専攻0.33、応用分子化学専攻0.33、マネジメント工学専攻、数理情報工学専攻0.00である。

平成26年度の入学者数比率は収容定員の0.29倍である。各専攻の入学者比率の内訳は、機械工学専攻0.66、電気電子工学専攻0.33倍、土木工学専攻、建築工学専攻、応用分子化学専攻がそれぞれ0.0、マネジメント工学専攻0.66倍、数理情報工学専攻0.33倍)である。

平成27年度の入学者数比率は収容定員の0.52倍である。各専攻の内訳は、機械工学専攻0.66倍、電気電子工学専攻0.33倍、土木工学専攻0.0、建築工学専攻0.66、応用分子化学専攻0.33倍、マネジメント工学専攻0.66倍、数理情報工学専攻0.33倍である。

#### (2) 収容定員に対する在籍率

平成27年度の博士後期課程の収容定員63名に対する在籍率は0.38である。各専攻の在籍率は、機械工学専攻が0.67、電気電子工学専攻・土木工学専攻・建築工学専攻は0.33、

応用分子化学専攻は 0.22, マネジメント工学専攻 0.44, 数理情報工学専攻 0.33 である。過去 5 年間ににおいても収容定員に対する在籍率は低く、未充足である。

## ②超過又は未充足の場合における厳格な定員管理のための具体的方策、将来的な学則定員変更や研究科統廃合の可能性及び検討の有無

### (1) 具体的方策

平成 23 年度～24 年度の博士後期課程の入学生の収容定員に対する在籍率は 30%程度と、未充足であり、収容定員に対する在籍学生数比率を高める対策として、次に挙げる①～⑦の項目について対応を行っている。①博士後期課程入学者の指導教員への指導研究費の給付に関する要項を制定。②生産工学研究科前期課程から後期課程への進学者に対する奨学金 60 万円を給付する、学資支援の実施に関する内規を制定。③本学大学院生産工学研究科博士前期課程から同後期課程への進学者に対する奨学金の給付に関する要項の改正。④大学院生産工学研究科博士後期課程在籍学生を対象とする研究支援プログラムを公募し、1 件あたり 30 万円を支援する内規の制定。⑤博士後期課程進学者の学資支援を目的に、ティーチング・アシスタント制度運用基準の改正を行い、博士後期課程の担当コマ数を 60 コマから 120 コマに拡大。⑥本学大学院出身の研究者を養成することを目的に、平成 24 年度に日本大学生産工学研究科博士後期課程に在籍し、博士の学位を取得見込みの者に対して、日本大学生産工学部助手（特別枠）募集要項を制定。さらに今年度から⑦社会人学生への個人研究費の支援。

以上のように、対策を実施し、その効果も得られてきている。一方、各専攻では、博士前期課程在籍者に博士後期課程入学するメリットの十分な働きかけや、学協会・企業等に働きかけ社会人を中心に志願者を募る方策をしている。また、生産工学部は海外の 5 大学と提携を結んでおり、平成 26 年には提携校から社会人ドクターが 1 名入学している。また、平成 27 年 4 月には、学生・父母を対象に大学院説明会開催した。

今後の具体的な方策として、①各専攻では、更なる説明会の実施や、研究科全体の広報活動に努める。また、②本研究科のホームページの充実。③大学院のための研究施設の公開や研究成果を適切に公開する。④研究所所管の研修設備を利用し、革新的な技術開発（イノベーション）できる高度な研究施設の整備の紹介などを積極的公開。などにより、内部からの進学や、企業及海外連携校からの入学者や社会人ドクターからの入学者の増大を図りたい。

### (2) 将来的な学則定員変更や研究科統廃合の可能性及び検討の有無

現在の定員は、7 学科 7 専攻時代に決定されてきた。その当時は博士前期課程の在籍率も高く、それに比例して博士後期課程も在籍率が高い。平成 23 年度は学科が 9 学科、専攻は 7 専攻となったことから、博士前期課程の入学者も減少している。よって、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は低く、収容定員に対して未充足である。よって、7 専攻としての収容定員の適切性を検証した上で収容定員の見直しを検討し、厳格な定員管理のための具体的方策は研究科全体として検討する。なお、将来的に研究科統廃合については今後の課題とする。

## 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

入学定員に対する入学者数比率については、本研究科の博士前期課程の入学定員は 140 名であり、平成 27 年度入学者数は 108 名、入学定員に対する入学者数比率は 0.77、平成 28 年度入学者数（現 2 年次生）は 133 名、入学定員に対する入学者数比率は 0.95、平成 29 年度入学者数（現 1 年生）は 140 名、入学定員に対する入学者数比率は 1.00 であり、上昇傾向である。

また、博士後期課程の入学定員は 21 名であり、平成 26 年度入学者数は 6 名、入学定員に対する入学者数比率は 0.29、平成 27 年度入学者数（現 3 年次生）は 11 名、入学定員に対する入学者数比率は 0.52、平成 28 年度入学者数（現 2 年生）は 10 名、入学定員に対する入学者数比率は 0.47、平成 29 年度入学者数（現 1 年生）は 9 名、入学定員に対する入学者数比率は 0.43 であり、増加はしているが未充足である。

収容定員に対する在籍学生数比率については、本研究科の博士前期課程の収容定員は 280 名であり、平成 29 年 5 月 1 日現在、在籍学生数は 272 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.97 である。

また、博士後期課程の収容定員は 63 名であり、平成 29 年 5 月 1 日現在、在籍学生数は 30 名、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.48 であり、いずれも未充足である。

以上のことから、厳格な定員管理のための具体的方策として以下の対応を行った。

- ① ホームページリニューアルによる広報活動の充実
- ② 博士後期課程への進学者（社会人は除く）に対する奨学金制度（平成 28 年 3 月 10 日制定）の新設
- ③ 平成 27 年度より大学院説明会を父母懇談会と同日程で年 2 回（春季、秋季）実施
- ④ 平成 30 年度入学試験に新たに以下の入学試験を導入した。
  - ・ 学内特別推薦入学試験
  - ・ 海外学術交流覚書交換校特別推薦入学試験
  - ・ 外国人留学生入学試験（第 3 期）

### （根拠資料）

- ・ 平成 26 年度学生数について
- ・ 平成 27 年度学生数について
- ・ 平成 28 年度学生数について
- ・ 平成 29 年度学生数について
- ・ 大学院生産工学研究科博士後期課程への進学者に対する奨学金の給付に関する要項
- ・ 平成 27 年度大学院説明会プログラム
- ・ 平成 28 年度大学院説明会プログラム
- ・ 平成 29 年度大学院説明会プログラム
- ・ 平成 30 年度学内特別推薦入学試験募集要項
- ・ 平成 30 年度海外学術交流覚書交換校特別推薦入学試験募集要項

- ・2018 外国人留学生入学試験要項（抜粋）

#### **改善取組上での問題点**

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率ともに未充足であることから、大学院入試、ホームページなど大幅に見直しを図るとともに、本研究科の「教育目標」を達成するための各専攻の研究方針及び設備を充実し、これを広く社会に公表する広報活動の見直しの構築が急務である。

#### **今後の取組計画**

この数年間で構築した施策を継続して実施していく。



## －工学部－

### 基準項目

#### Ⅶ 教育研究等環境

### 改善事項

本学部内には、建築基準法の耐震基準が改正された昭和 56 年以前に建築された建物が 17 棟あり、耐震診断の結果、耐震補強等の対策が必要と判定された 12 棟のうち 2 棟を解体、8 棟の耐震補強工事を実施したが、2 棟については対策がまだ取られていない。

### 改善の方向

対象建物の耐震診断結果を基に、耐震補強工事を行うか、解体するか状況に応じて判断し、安全性の確保に努める。

### 具体的方策

対象建物についての耐震補強工事または、解体が決定した時点で、工事の設計を実施して積算額を算定し、予算を計上する。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

施設の安全性確保のため、建築基準法の耐震基準が改正された昭和 56 年以前に建築された建物 17 棟について、平成 22 年 3 月までに耐震診断を全て実施した。耐震診断を行った 17 棟のうち、5 棟（8 号館・9 号館・10 号館・部室棟・中講堂）については耐震補強の必要無しとの判定であった。また、1 棟（研修会館）は建物全体の補強の必要はないが、柱の一部に補強が必要との判定だったため、平成 19 年度に補強工事を行った。診断の結果、耐震補強の必要ありと判定された 11 棟について耐震改修計画の策定を行い、年次計画に従って、順次、耐震補強工事を実施した。平成 19 年度に 1 棟（体育館）、20 年度に 1 棟（1 号館）、21 年度に 3 棟（14 号館・15 号館・16 号館）、23 年度に 1 棟（図書館）、25 年度に 1 棟（製図棟）の補強工事を行った。また、老朽化が激しい建物については平成 19 年度に 1 棟（6 号館）、20 年度に 1 棟（2 号館）を解体した。

なお、残り 2 棟のうち 1 棟（武道館）については、平成 28 年度に耐震補強工事を実施した。

### （根拠資料）

- ・耐震診断及び耐震補強工事状況一覧表
- ・耐震補強工事の竣工写真

### 今後の取組計画

残りの 1 棟（3 号館）については、現在進行中の東北高等学校新校舎新築工事の仮設事務所等として利用する計画があるため、当該工事が終了する 2020 年度以降に解体する予定である。

## —医学部—

### 基準項目

#### IX-2 管理運営・財務（財務）

### 改善事項

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

### 改善の方向

医学部では長期にわたる財政悪化を改善し、借入れを行わずに運営する財政基盤の確立を目指し、全教職員が協働して経営改善に取り組んでいる。特に、以下の医療収支改善策、寄付金増加策などを全面的に推進し、成果も現れている。しかしながら、日常の資金繰りに関しては、資金がひっ迫する都度、本部からの一時借入等によりしのぐ状況が続いている。現状は、経営改善策を実施しつつ、過去の借入金返済と将来の板橋病院の建替等キャンパス整備に向けた中・長期的な財政計画を行っているところである。また、研究推進のため、各種研究補助金や受託研究費、寄付金等の外部資金の受入体制を整備し、研究者への説明会や研究費情報の周知にも取り組んでいる。

### 具体的方策

具体的には、①医療収入の増加計画、②医療経費の削減計画、③人件費の削減計画、④寄付金の増加計画、⑤その他（入試改革、授業料の増額検討等）である。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

医学部では経営改善のための医学部経営改革実施委員会で様々な角度から改善項目を設定・実行・検証してきたが、拠点となる板橋病院の改善強化のために、新たに平成29年に病院経営改善実施検討会を発足し、現場の声に基づく、より実践的・弾力的な改善に努めている。各項目については以下のとおりである。

①医療収入の増加計画として、診療科ごとの入院患者の目標数設定と診療体制の強化、入院患者受入れのベッドコントロール体制の強化、手術室の効率化、夏期期間の土曜日診療、病棟薬剤師配置による診療報酬点数加算獲得、新たに新規治療機材の導入、自由診療の開始（美容整形等）、薬剤管理指導、画像診断管理加算等について着実に実行しつつ、さらに、以下の項目を計画・推進している。

(1) 平均在院日数短縮に伴う包括医療費支払制度（DPC）報酬単価の増加のため、クリニカルパス（入院診療計画書）を活用し、入院収入単価の増加を図る。(2) 平均在院日数短縮及び外来での検査増加のため、入院期間中検査から入院前検査への変更を推進する。(3) 平均在院日数短縮による稼働率低下を防ぐため、医療連携の推進により、医療連携関連病院からの新来患者数増加を図る。(4) がん拠点病院として外来化学療法室（抗がん剤治療）の拡充による外来収入増加を図る。(5) 退院支援強化により診療報酬における退院支援加算増（1,000万円）を図る。(6) 脳血管疾患等リハビリテーション強化により、当該診療報酬増（1,060万円）を図る。

②医療経費の削減計画として、医薬品採用品目の統一及び削減、後発医薬品（ジェネリック）への切替えを着実に実行しつつ、さらに、日本大学事業部を活用した医療材料調達費用の削減や、経営の効率化のための経営管理・原価計算システム導入を推進している。

③人件費の削減計画については、教職員の関連病院への出向者数の増加は、板橋病院の臨床医師数の維持の点から難しい状況にあるが、定年退職者の欠員補充の抑制、看護師の勤務形態の見直しは実行している。さらに、超過勤務手当の削減のため、医療安全講習会等開催必須講習でのe-ラーニング活用を推進する。

④寄付金募集については、創立130周年記念事業募金を教職員、在学生父母、同窓生等に案内し積極的に取り組んでいる。平成29年度には医学部同窓会の公式な協力を得て強化している。なお、同窓生からの募金等を医療機器の更新や備品購入等に充てたことも収入増へつながっている。

⑤入試改革、学費の増額検討等については、N入試方式の導入により受験生のすそ野を広げ、受験者増につながった。しかし、同僚私立大学が学費値下げを実施する中で学費の増額改定には至っていない。その他、各種補助金や受託研究費等、学外研究費の導入にも積極的に取り組み、専任教員一人当たりの研究費の平均額は、平成26年度約284万円、27年度約308万円、28年度約342万円と増加している。

これらの結果、医学部総合の基本金組入後収支比率（旧消費収支比率）は、平成26年度110.91%、27年度101.15%、28年度103.31%と推移している。

#### （根拠資料）

- ・平成29年度 医学部予算編成基本方針
- ・平成2年度末～平成28年度末 医学部の保有資金及び借入金等残高の推移
- ・財務比率の推移（平成28年度）

#### 改善取組上での問題点

長期的な支出抑制努力により、医療用機器等を含む施設・設備の老朽化が著しく、年次的な取替更新が不可避となっている。板橋病院の建替計画と並行し、現状の修繕・改善も考慮が必要である。

また、医学部は、医学部（医学部、看護専門学校）と板橋病院からなり予算執行は各事業所で行っているが、一部の経費を学部で集約している。そのため、板橋病院・日本大学病院で勤務する医師の人件費・一部研究費など財務的視点での切分けが難しい点がある。

さらに、学部と病院とでは経営指標が異なり、総合的な長期計画が難しい側面がある。学部は固定的な収入に基づくため比較的支出を計画しやすいが、病院経営は国の医療施策に収支が左右され、短期的・弾力的な計画の策定・対応が求められる。

#### 今後の取組計画

長期的には、マスタープランに基づく計画により板橋病院の建替えに伴うキャンパス全体の整備計画の策定を進めるとともに、短期的には、必要資金の確保のために効率的な経費執行を徹底し、日常的な資金不足の解消に努める。また、教職員全体には、具体的な数値目標を設定し経過報告を行うなど、医学部財政についての意識の向上と財政的確な状況把握に努める。

## －歯学部・歯学研究科－

### 基準項目

IV－1 教育内容・方法・成果（教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針）

### 改善事項

教育目標に基づく学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明示

### 改善の方向

現状では，カリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーの明示を主に学部ホームページで行っているが，学生が必ず読まなければならない学部要覧とシラバスには記載していない。この二つのポリシーを時代に即する形で達成するために，カリキュラム改訂などの教育課程の改善にも努めているが，学生にとってこの2つのポリシーの理解は揺るぎない動機付けとなるため，広くかつ確実な周知を図る必要がある。

### 具体的方策

前述のとおり，学部要覧及びシラバスで目に留まりやすい第1ページ目もしくは表紙裏面等に記載し，年度初めのガイダンスにおいて積極的に紹介・説明をすることで，その理解と方向性を見据えた学修意欲向上を促す取り組みを展開したい。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

平成29年度学部要覧表紙裏面に，本学部の三つのポリシーを掲載し，教育目標に基づく学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明示を図っている。

シラバスについては，本学部にて利用しているiPad用シラバスアプリ（平成29年度版）内において，二つのポリシーを確認できるようになり，紙媒体のシラバスにおいても掲載して更に広くかつ確実な周知を図っている。

なお，各学年において，年度初めに開催されるガイダンスにおいて積極的に紹介・説明を実施することで，学生の理解の更なる深化を図るよう努めている。

### （根拠資料）

- ・学部要覧
- ・シラバス

---

### 基準項目

IV－3 教育内容・方法・成果（教育方法）

### 改善事項

授業内容・方法とシラバスとの整合性，及びその検証方法

### 改善の方向

現状では，シラバスに記載の授業計画に従って授業を実施し，授業に必要な準備学習等の指示も行っているが，本学部は6年制であり文部科学省が定めた「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」に則した一貫性のある授業実施の観点から，第三者による定期的な検証も必

要である。また、担当講座・担当教員間での授業内容重複あるいは準備学習に要する時間設定の偏り等の有無を検証し、シラバスに基づく学修内容の改善や水準確保にも努める必要がある。

### 具体的方策

次年度分の授業計画の提出直後に、学務委員会委員によるシラバスチェック（提出稿の一斉精査）をこれまで毎年実施しているが、これに加えて、学務委員以外の教員（とくに学習指導委員、学習支援委員、クラス担任）へのカリキュラム解説教育の実施や、シラバス作成に先行あるいは併行する形で、担当講座・担当教員間での授業内容摺合せ推進の指導などを行っていく。また、FD委員会が進めている教員相互評価トライアルの対象を賛同講座に拡大実施し、参観授業について報告書の提出も求めていくことで、全面実施への布石としたい。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

平成 28 年度からは、「日本大学歯学部授業公開」として本稼働しており、歯学部において開講されている大半の教科が参加している。

なお、授業を聴講する際には、実際の授業内容・方法とシラバス記載内容との整合性もひとつの確認するポイントとなっており、確認した内容を授業公開した教員へフィードバックすることによって、授業及びシラバスへの検証・改善効果をもたらしている。

また、学生による授業評価アンケートにおいても、授業内容・方法とシラバス記載内容について質問しており、検証作用が働いていると思料している。かつその回答に対しての教員から学生へのフィードバックコメントを明示することで、学生・教員 双方向での授業改善への取り組みとなっている。

#### （根拠資料）

- ・日本大学歯学部授業公開
- ・授業評価アンケート

### 改善取組上での問題点

歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性を保つための方策について、検討していく必要がある。

---

## 基準項目

### IX-2 管理運営・財務（財務）

#### 改善事項

経常的な収支の改善

#### 改善の方向

平成 28 年 4 月に創設 100 周年を迎え、記念事業として平成 33 年完成を目途に新校舎・新病院の建設計画が進行している。これには多額な資金が必要となることから、建物完成まで支出超過が予想され、早急に財政基盤を確立していく。

#### 具体的方策

収入面では、技工専門学校学生数の確保、入学志願者増加による入学検定料の増収及び医療収入の継続的な増収を図っていく。

支出面では、専任教職員数の適正化に伴う教職員人件費の削減を目指す。

## 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

#### 収入面

##### ・技工専門学校学生数の確保

学生数を確保するため、ホームページ及び進学相談会を充実させ、募集定員充足を図っている。

##### ・入学志願者増加による入学検定料の増収

N方式入試、C方式2期入試などの導入、進学相談会の充実、学校訪問の増加、インターネットを利用した広告の充実等の取り組みにより、一般入学試験志願者数が増加した。平成27年度入試と平成28年度の検定料収入を比べると微減ではあるが、平成26年度と比較した場合、500万円以上の増収を達成している。

##### ・医療収入の継続的な増収

微減ではあるが、過去4年の医療収入は減少を続けている。医療連携を充実させ、紹介患者数の増加を図るなど、経営効率化を念頭に収支バランスを考慮し、「健全な病院経営」を検討していく。

#### 支出面

##### ・人件費削減

計画的に専任教職員数の適正化を図っており、順調に人件費支出の削減が行われている。

#### （根拠資料）

##### ・改善取組の進捗状況調査 根拠資料

### 改善取組上での問題点

医療収入について、平成30年度に新校舎立替に伴う引越し期間に休診措置を講ずる必要があるなど、短期的に収入が減少する見込みであること。

### 今後の取組計画

現状の取り組みを継続して収支改善に努める。

---

## 基準項目

重点項目2 国際交流

### 改善事項

外国人留学生の受け入れに伴う修学・生活支援体制の整備

### 改善の方向

これまで外国人留学生入試を実施しておらず、受入れの実績はなかったが、平成28年度入試から新たに外国人留学生入試を実施することとなった。この入試では、日本人学生と同等レベルの日本語能力を求める試験内容とすることになっている。ただし、これまで実績のあ

る一般入試を受験した帰国子女受入れ経験から、生活環境や文化的な意識の差、あるいは医療系学部としての特性、すなわち、非常に多くの科目履修が義務づけられかつ学士認定と同時に歯科医師国家試験合格が強く期待されるという状況に耐えうる学修・生活指導やサポート体制の構築が必要と考えられる。

### **具体的方策**

志願者あるいは入学者に対しては、本学部の制度や修学現況についての十分な説明を行い、面談の希望等にも積極的に応需していく。このために、事務組織的には教務課と学生課の連携、委員会組織としては学務委員会と学生生活委員会が協調・協働し、従来からの学年主任・クラス担任者制度を留学生に特化した窓口担当のひとつと位置づけ、また、同様な窓口的役割を学習支援委員会も担っている形をとりたい。

### **改善状況**

予定どおり順調に改善を達成した

### **具体的取組内容（成果）**

平成 29 年度入学試験において、外国人留学生入試を実施し、合格者 1 名が現在本学部に在籍している。留学生本人が入学するまでの間、留学ビザの取得等のアナウンスを行い、学生の入学に支障のないよう対応してきた。本年度の志願者数は昨年度並みであるが、新年度に対応すべく、事務組織的には教務課と学生課との連携、委員会組織としては学務委員会と学生生活委員会が協調・協働し、学年主任・クラス担任制度を軸とした留学生への対応・取り組みを予定している。

## －歯科技工専門学校－

### 基準項目

IV－1 教育内容・方法・成果（教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針）

### 改善事項

- ・ 歯科技工士国家試験の全国統一化への対応
- ・ 歯科技工教育の大綱化に向けたカリキュラム編成

### 改善の方向

本年度まで都道府県単位で実施されていた歯科技工士国家試験が，平成 28 年から全国統一化となることが確定した。そのため，新規に制定される試験制度に向けた卒前教育を行うことが必要となる。

一方，近い将来歯科技工教育が大綱化され，履修科目認定における単位制が導入される。この変革に対応したカリキュラム編成が必要となる。

### 具体的方策

歯科技工士試験については，厚生労働省及び全国歯科技工士教育協議会等の関係団体から情報を受け，新制度下の試験に対処すべく，校内の教育体制を整備している。検証は，教員会と専門学校運営委員会が担当する。

歯科技工教育の大綱化においては，厚生労働省と文部科学省から教育内容，分野別修得単位数および教育目標についての文書が発行されている。歯科技工専門学校では，平成 24 年から各科目の単位数を表示しているが，現在，大綱化に対処すべく，担当者が教育内容と修得単位の検討を行っている。本件につき，教員会と専門学校運営委員会は内容の適切性等について検証している。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

平成 31 年度から，歯科技工士養成課程の教育が大綱化される予定であり，それに伴い歯科技工専門学校では，現在，二年制（夜間三年制）における 62 単位以上習得のカリキュラムを編成している。

また，平成 29 年 3 月までに，教育の大綱化を視野に入れた最新歯科技工士教本が出版された。本校では最新教本を基軸としたシラバスを作成し，学生の授業に対応している。

今後は主務官庁からの通知に基づき，手続準備を進めていく予定である。



## －歯科衛生専門学校－

### 基準項目

V 学生の受け入れ

### 改善事項

学生の適切な定員確保

### 改善の方向

歯学部附属歯科衛生専門学校における、平成 27 年度学生数は収容定員 120 名に対して 118 名が在籍しており、充足率は約 98%である。今後は、定員充足率 100%を目指す必要がある。

### 具体的方策

歯学部附属歯科衛生専門学校では、適切な定員の確保に努めているが、退学者等により定員が充足していない。そのため対応策として、クラス担任が該当学生に対して個人面談を行っている。

また、理由等によっては校長及び教務主任が面談を行い、退学者等の防止対策に努めている。検証方法については、歯科衛生専門学校で検証し、その検証内容について、専門学校運営委員会において諮り、適切性等について検証している。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

歯科衛生専門学校では、入学定員は確保しているが、途中退学者等により定員が充足していないのが現状である。そのため、学生の現状については教員会で報告し、関係教職員において情報共有している。

途中退学者による定員不足は現行では途中入学制度がないため、定員 120 名を確保することは厳しい状況である。不登校学生については、クラス担任から随時連絡をとり、学生の現状の確認を行い、場合によっては保護者との面談も実施、早期解決に努めている。

## 基準項目

### Ⅶ 教育研究等環境

#### 改善事項

研究倫理の遵守；スタッフ細胞問題，製薬会社と研究機関のデータ改ざんなど，日本の研究機関及び研究者のモラルが問われている。また，今後，iPS 細胞の研究に代表されるように再生医療の研究分野の進展が見込まれているが，これらに共通の最も重要な点は，研究機関及び研究者個々の倫理観である。

#### 改善の方向

再生医療等に安全性の確保等に関する法律（平成 26 年 11 月 25 日施行），ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 26 年 11 月 25 日一部改正），人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日施行）など，平成 26 年度において研究倫理に係る重要な法整備がなされた。松戸歯学部では，平成 27 年 4 月から研究委員会，倫理審査委員会を中心に研究体制を刷新した。しかし，研究者等の教育をはじめ再生医療等に係る研究推進体制が不十分なままとなっており，早急に策定を講ずる。

#### 具体的方策

- ①研究者等に対する倫理教育
  - e-learning の活用
  - 授業カリキュラムへの導入
- ②再生医療等に係る研究推進体制の整備
  - 内規の整備
  - 委員会の整備

#### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

#### 具体的取組内容（成果）

- ①研究者等に対する倫理教育

本学部研究委員会をはじめとした研究関連の各委員会にて厳正な研究実施の呼び掛けにより，研究を実施する研究者全てが，関連する各種倫理を厳守することの重要性を認識するに至った。
- ②再生医療等に係る研究推進体制の整備

本学部における再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づいた実施を要する研究計画については，本年度，研究者本人から取下げの意思表示があったことから，本学部においては，当面の間，再生医療等に係る研究は実施しない予定となった。よって，再生医療等に係る研究推進体制として内規は制定しているが，委員会は一度も開催していない状況となっている。

## －松戸歯学部附属歯科衛生専門学校－

### 基準項目

- IV－1 教育内容・方法・成果（教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針）
- V 学生の受け入れ

### 改善事項

アドミッション・ポリシー，カリキュラム・ポリシーの策定

### 改善の方向

アドミッション・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを策定し，入学者選抜から卒業・国家試験合格まで一貫教育の充実を目指す。

### 具体的方策

教員会，学事委員会を中心に本校の教育理念，教育目標に則したアドミッション・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを策定する。

適切性については，国家試験合格率，学生の日々の習熟度等を鑑みながら，学部長，校長，自己点検・評価委員会，カリキュラム検討委員会等多方面から検証できるようにする。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

本校では，従前からあった三つのポリシーを検証し，平成 28 年度から，より歯科衛生専門学校に特化するよう改定し直し明確に定義した。この三つのポリシーは，本年度より本校ホームページへの掲載をはじめとして，学修便覧や本校パンフレット（学部案内）等に掲載し公表している。

入学試験時には，小論文，面接等を通し，アドミッション・ポリシーへの適合を審査している。また，入学後は，常にカリキュラム・ポリシー，ディプロマ・ポリシーと教育理念及び教育研究上の目的の具現化を関連させながら，カリキュラムを改訂し，授業展開を工夫することで教育目標達成を目指している。

平成 29 年度 AO 入学試験より，新アドミッション・ポリシーを募集要項の中で明確に記載し，ポリシーに共感できる学生を募集対象にすることを謳い，かつ，ポリシーに則した受験生であるか否かの判定に努めた。

ポリシーの適切性については，国家試験合格率，学生の日々の習熟度等を鑑みながら，学部長，校長，教学 IR 専門委員会，自己点検・評価委員会，カリキュラム検討委員会等多方面から検証を実施している。

### （根拠資料）

- ・学部等-1 学修便覧 2017
- ・学部等-2 学部案内 2018
- ・学部等-3 平成 30 年度 AO 入学試験要項

### 今後の取組計画

新カリキュラムの設定に併せて，各媒体への反映作業を行う予定である。

## —薬学部—

### 基準項目

#### Ⅲ 教員・教員組織

### 改善事項

- ①実務家教員など実務に精通した教員が不足している。薬学教育の企画・提言，学修個別支援及び海外研修の企画・実施などを担う教員が不足している。
- ②教員個人の評価としての授業評価はおおむね達成できたので，今後，全科目の授業評価実施に向けて検討を行う必要がある。

### 改善の方向

- ①臨床系教員（実務家教員）の雇用あるいは現役の薬剤師を非常勤講師などで採用し，実務を指導する教員の拡充に努める。薬学教育の企画・提言，学修個別支援及び海外研修の企画・実施などを担う教員の拡充に努める。
- ②教員個人の評価としての授業評価はおおむね達成できたので，今後，全科目の授業評価実施を検討する。

### 具体的方策

- ①採用に向けて募集等の準備を進める。
- ②全科目へ拡充する授業評価の実施に向けて検討する。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

- ①薬剤師教育センターに実務を指導する専任教員4名を配置している。また，薬学教育研究センターに専任教員3名を配置し，薬学教育の企画・提言，学修個別支援の充実を図るとともに，海外研修の企画・実施については新たに国際交流委員会との連携体制を構築し，一定の成果を上げている。
- ②授業評価は，各教員の評価対象とする科目数について継続して検討する。

#### （根拠資料）

- ・ 日本大学薬学部組織図

### 改善取組上での問題点

オムニバスでの開講科目では，教員評価になりがちで授業の改善のための資料として利用しにくい。

### 今後の取組計画

評価対象とする科目数の上限について検討する。

---

### 基準項目

#### Ⅶ 教育研究等環境

### 改善事項

- ①研究室への配属学生数の増加に伴い研究・居室スペースの整備等が必要である。

②大型研究プロジェクトの終了とともに研究費が大幅に減少している。

#### 改善の方向

①教育・研究に関わるスペースの有効な利用方法に関して検討する必要がある。

②大型研究プロジェクトの採択を目指した対策を検討する。

外部資金調達に向けた対策を検討する必要がある。

#### 具体的方策

①教育・研究に関わるスペースの拡充は困難であるため、有効な利用方法に関して検討する。

②外部資金についても採択件数を増やすためにきめ細かく外部情報をチェックし、可能な限り受託研究を受け入れるなど、多くの情報を収集し、提供していく。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

①研究室単位でのスペースの拡充は困難であるため、共通利用機器及びスペースの見直しを行い、利用可能スペースの確保に努めた。

②私立大学研究ブランディング事業に応募し、現在、審査中である。

年度初頭に全教員に対して前年度の財団からの研究助成に関する募集一覧を配布し、応募スケジュールに関する意識づけを行った。その結果、財団からの研究助成を5件獲得した。

これは平成27年度の同時期に比べて、4件の増加である。

#### （根拠資料）

- ・財団からの研究助成金獲得状況
- ・交付決定等通知書

#### 今後の取組計画

引き続き現在行っている改善計画を遂行する。

---

#### 基準項目

X 内部質保証

#### 改善事項

薬学教育評価機構による薬学教育第三者評価を受ける準備を進めているがまだ十分にはできていない。

#### 改善の方向

薬学教育評価機構による薬学教育第三者評価を受けるための準備を継続して進める。

#### 具体的方策

平成25年度から開始された薬学教育第三者評価を平成29年度に受けることが決定したので、それに向けた準備を行う。

#### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

#### 具体的取組内容（成果）

薬学教育評価機構による薬学教育評価を受けるため、平成29年5月に申請書及び調書（自

己点検・評価書，基礎資料）を提出した。平成 29 年 9 月には，調書に対する質問事項への回答と訪問調査への対応を行っている。なお，評価報告書は平成 30 年 3 月に送付される予定である。

#### 今後の取組計画

評価報告書の評価結果について，必要に応じて対応を検討する。

---

#### 基準項目

重点項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起

#### 改善事項

低学年学年末実力試験の検証を行う必要がある。

#### 改善の方向

低学年学年末試験を実施後，学修意欲の向上を目指す。

#### 具体的方策

学年末試験の結果を分析し，学生にフィードバックすることで，得意領域と不得意領域を認識させる。さらに不得意領域は担当教員等に相談し，改善を行う。

また，担当教員は担当領域の理解度を把握し，授業内容及び方法の改善に努める。

#### 改善状況

改善取組中である

#### 具体的取組内容（成果）

学年末に実力試験を行い，学生には成績通知票とともに実力試験の結果を通知した。順位を公表し，科目の成績状況と実力試験との関係を明確に確認させた。実力試験の結果には，領域の平均点を明示し，各自の得点と比較できるようにした。出題分野及び問題数について，薬学教育研究センター運営委員会において各学年の平均点等を検討し，学務委員会で討議している。

#### （根拠資料）

- ・平成 28 年度第 6 回学務委員会資料
- ・平成 28 年度第 16 回薬学部教授会議事録（抜粋）
- ・平成 29 年度第 2 回薬学教育研究センター運営委員会資料

#### 今後の取組計画

個々の学生について不得意領域を担当教員等に相談し，改善する方法を検討するとともに，授業担当教員及び授業内容へフィードバックする方法を検討する。

## －法務研究科－

### 基準項目

IV－2 教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

### 改善事項

教育課程に相応しい教育内容の提供

### 改善の方向

「自主創造」の理念の下、高い人権意識を持ちつつ、社会に貢献し得る専門能力を有する法曹を養成するために、法学未修者教育の充実を図る。企業法務、知的財産、環境問題、医療、市民生活一般などの専門分野に精通した法曹を養成するという目標を踏まえて、展開・先端科目の開講科目数等について見直しを行う。

### 具体的方策

「自主創造」の理念の下、高い人権意識を持ちつつ、社会に貢献し得る専門能力を有する法曹を養成するために、法学未修者教育の充実を図る。企業法務、知的財産、環境問題、医療、市民生活一般などの専門分野に精通した法曹を養成するという目標を踏まえて、展開・先端科目の開講科目数等について見直しを行う。

### 改善状況

予定どおり順調に改善を達成した

### 具体的取組内容（成果）

法学未修者教育の充実を図るためにカリキュラムの変更を検討するとともに、展開・先端科目について、開講されるべき科目数の適正規模を検討し、平成28年4月から新しいカリキュラムを実施している。すなわち、平成26年4月から、修了要件総単位数は94単位、そのうち法律基本科目は58単位（61.7%）となっているカリキュラムを実施したが、その後、学生の履修が特定の科目群に過度に偏らないよう各領域間のバランスのとれたカリキュラムを策定するという観点からカリキュラムの見直し作業を行い、平成28年4月から、修了要件総単位数は94単位、そのうち法律基本科目は60単位（63.8%）となっているカリキュラムを実施している。このカリキュラムにおいては、1年次に配当されている法律基本科目の一部を変更するとともに、展開・先端科目についても適正規模の観点から科目数を変更した。

#### （根拠資料）

- ・「平成26年度大学院要覧」（pp.14～15）
- ・「平成29年度大学院要覧」（pp.14～15）

### 改善取組上での問題点

企業法務、知的財産、環境問題、医療、市民生活一般などの専門分野に精通した法曹を養成するという目標を踏まえると、展開・先端科目の開講科目数等について短期間で大幅な見直しは困難である。

### 今後の取組計画

企業法務、知的財産、環境問題、医療、市民生活一般などの専門分野に精通した法曹を養成するという目標を踏まえつつ、展開・先端科目について、開講されるべき科目数の適正規模を今後とも検討していく。

## －知的財産研究科－

### 基準項目

V 学生の受け入れ

### 改善事項

適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

### 改善の方向

知的財産研究科は開設以来、入学定員及び収容定員を満たすことができていない。認証評価結果報告書における指摘事項にも上げられ、改善を求められている。その対応については、本研究科最重要課題として取組みが進められ、各種委員会や研究科自己改革ワーキンググループで鋭意検討がなされている。研究科のホームページや入試説明会・体験授業など様々な取組みを行い、志願者・入学者の増加を目指してきている。平成 27 年度入学者から、夜間の授業時間の 30 分繰り下げや授業料引下げの措置も講じ、改善に向けた取組みを行ってきている。

### 具体的方策

志願者・入学者の増加に向けた取組みとして、研究科ホームページの拡充、入試説明会・体験授業の拡充、関連部科校での研究科教員による特別授業・研究科説明会の実施、公開講座の実施、社会人獲得のための企業訪問の実施、郵送による研究科案内の送付拡充など、できる限りの手段で対応する。

### 改善状況

新たな問題の発生等により改善取組が進んでいない

### 具体的取組内容（成果）

専門職大学院のため、社会人の受入を目途に、昼夜開講の実施や知的財産関連ホームページへの広告掲載等広報活動も行ってきたが、志願者の増加は認められず、平成 29 年度以降の学生募集を停止することとなった。



## —通信教育部—

### 基準項目

#### Ⅲ 教員・教員組織

### 改善事項

教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

### 改善の方向

通信教育部では学務委員会のもとにFD専門委員会を組織し、教員に対して授業改善を促している。

授業評価アンケートを作成・実施し、集計結果を当該教員にフィードバックするほか、FD講演会を企画・開催するなどし、教員に対して授業改善を促している。

授業評価アンケートについては、その結果を『部報』に掲載しているが、今後は広く公開し、改善につなげていくことが必要である。

また、FD講演会は平成17年度から学内外の講師を招聘し、授業担当教員に向けて行っている。FD講演会には、専任・兼任・非常勤講師を含め、毎回約60名程度の参加があり、授業担当教員のFDへの意識付けに役立っている。今後は講演会以外のFD活動が必要である。

### 具体的方策

「授業評価アンケート」については、『部報』に掲載するほか、ホームページ等で公開していくことで、さらなる授業改善へとつなげていく。

新たなFD活動として、これまでのFD講演会で得た知識をもとに、「通信教育」という特色に見合うFD活動を検討していく、そのためには、通信教育課程を有する大学をヒアリングし、通信教育のFDプログラムやワークショップ等の実施を検討していく。

また、大学コンソーシアム京都主催のFDフォーラム等に毎年教職員を派遣し、継続して最新の情報収集に努めていく。

FD活動とともに職員の資質向上に向けた、SD活動についても検討していく。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

これまでのFD活動を振り返り、新たに「通信教育部に特化したFD活動」を検討した。平成28年度からFD講演会に変わり、「FD勉強会・FD報告会」を開催し、これらの改善項目や学修体系の点検や評価を行いつつ、各種研修等の報告会を実施。平成28年度は全4回実施した。

開催概要は以下のとおり。

#### 第1回【報告会】

平成28年12月14日（水）午後1時～2時 会場：32講堂

「全学共通初年次教育セミナー2016夏 参加報告」

発表：高綱教授，中澤助教，高山教務課主任

参加人数 教員：9名 職員：6名

## 第2回【報告会】

平成29年1月11日（水）午後1時～2時 会場：32 講堂

「総合科目『自主創造の基礎Ⅰ』実施と課題」

発表：鍋本准教授

参加人数 教員：6名 職員：4名

## 第3回【勉強会】

平成29年2月1日（水）午後2時～3時 会場：32 講堂

「総合科目『自主創造の基礎Ⅰ』実施と課題」

課題検討会

参加人数 教員：6名 職員：4名

## 第4回【報告会】

平成29年3月22日（水）午後1時～2時 会場：32 講堂

「日本大学学生FD CHAmm iT 2016 参加報告」

発表：永井教務課課長補佐，平良学生課員

参加人数 教員：7名 職員：6名

職員のSD研修については、毎年度1回全体研修を実施している。平成27年度は長時間労働の是正を目的とした研修会を、平成28年度は、障がいをもつ学生との接し方をテーマとした講演会を実施した。平成29年度については、現在検討中である。

また、各課において業務内容に基づいた研修会を年2～3回程度実施している。

### （根拠資料）

- ・FD報告会・勉強会レジュメ
- ・SD研修会実施要項

### 改善取組上での問題点

「FD勉強会・FD報告会」を継続して実施し、学修体系の点検や評価を行い、教員の資質の向上につなげていく。

また、SD研修会や各課のSD研修においても引き続き実施する予定である。

### 今後の取組計画

「FD勉強会・FD報告会」を継続して実施し、学修体系の点検や評価を行い、教員の資質の向上につなげていく。

---

## 基準項目

重点項目1 修学継続支援，学修意欲の喚起

### 改善事項

- ・学修相談体制を整備し，学生の学修意欲の喚起に役立っているか。
- ・学業成績不振の学生への支援策を講じているか。
- ・学生の修学継続，満足度向上のための関係教職員・部署間等の連携・協力体制は機能しているか。

## 改善の方向

通信教育部では、単位修得方法が複雑なこともあり、教務課、入学課及び学生課が連携し、学修指導を行っている。

入学時に開講式に合わせて学科別ガイダンスと学修ガイダンスを実施するほか、平成 24 年度からオフィスアワーを導入し、専任教員が週一回、各教員の研究室において、学生から修学上の問題等の相談する機会を設け教職員の連携による学生サポートを実施している。

また、「リポート入門及び総合学修支援」を年 2 回 5 月及び 11 月に実施している。「リポート入門及び総合学修支援」は、例年受講生が増加しており、学生に対する単位修得方法等の学修方法の理解に役立っているため、さらなる学修支援を図る。

## 具体的方策

「リポート入門及び総合学修支援」では、成績不振学生の基準を設け、基準以下の学生を対象として支援を実施する。「リポート入門」では、リポートの一般的な書き方等を専任教員が説明・解説する。さらに修学上の相談コーナーも設け、学生からの履修相談を行う。

さらに、入学後、様々な事情等により学修の開始や進捗が滞る学生に対してアフターケアを行う。

これまでも教務課を中心に支援を行ってきたが、より積極的に対象となる学生には、入学課でも各種ガイダンス及び総合学修支援への参加を促すほか、電話や窓口での個別相談を行う。さらに地方においても学習センターと連携した個別相談会を行い、地方スクーリング及び地方入学説明会の会場においても在学生からの個別相談を受けるなど対応を進める。

## 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

専任教員によるオフィスアワーの導入や、単位未修得者を対象に年 2 回の面接ガイダンスやリポート指導を行い、退学防止の一役を担ってきたが、平成 26 年度に学業成績不振の基準（1 学年につき 10 単位以下の単位修得で、GPA が 1.0 以下の学生）を設け、平成 27 年度から年 2 回の総合学修支援を行っている。専任教員との個別相談やリポートの書き方を中心とした総合学修支援の開催を案内し、参加を促している。今後も参加者の履修・成績経過を把握・分析しながら、対象者・開催時期等を検討していくほか、各課連携の上、学習センター等の学修相談にも注力していく。

さらに平成 28 年度から 1 号館校舎内に「学修支援センター」を設置した。専任職員が常駐し、常に学生が学修相談できる体制を整備した。窓口相談のほか、電話相談、郵便等での相談など、開設以来延べ 1,329 件（平成 29 年 2 月 28 日現在）の相談に対応。今後は相談内容を分析し、Q&A や学修サポート等に反映することを検討している。

### （根拠資料）

- ・学習環境 (<http://www.dld.nihon-u.ac.jp/environment/>)

### 今後の取組計画

学修支援センターで受けた相談内容を分析し、Q&A や学修サポート等に反映することを検討している。

## －短期大学部（三島校舎）－

### 基準項目

IV－1 教育内容・方法・成果（教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針）

### 改善事項

- ①教育内容や方法等に関する基本的な考え方が示された教育課程の編成・実施方針の策定
- ②課程修了にあたり修得することが求められる学習成果が明示された学位授与方針の策定

### 改善の方向

この件に関しては、昨年度に実施された大学基準協会による認証評価結果において「努力課題」として指摘されていることから、まさに喫緊に取り組まなければならない課題である。

#### ①教育課程の編成・実施方針の策定

現在の方針は、その内容が教育課程の説明に終始し、教育内容や方法などに関する基本的な考え方を示したものになっていない。

学位授与方針との関連を重視しつつ、学科の特性が反映された具体的な表現となるよう作業を進める。

#### ②学位授与方針の策定

現在も学位授与・修了判定については、学則に基づき明確な責任体制のもと明文化された手続きに従って適正に行われているが、課程修了にあたって求められる学習成果が明示されていない。

教育課程の編成・実施方針との関連を重視しつつ、学科の特性が反映された具体的な表現となるよう作業を進める。

### 具体的方策

ビジネス教養学科と食物栄養学科のそれぞれの学科会議において検討した後、学務委員会に上程する。

両学科会議においては、それぞれの学科の特性を考慮しつつ、入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針の策定（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針の策定（ディプロマ・ポリシー）を一体のものと考え、全体の整合性がとれるよう相互の関連性を重視し作業を進める。

学務委員会においては、それぞれの学科から出された改善案に対して適切な検討がなされているかについて検証するとともに、両学科の表現が短期大学部（三島校舎）として統一されているかという観点からの検討も行う。

なお、作業に当たっては、国際関係学部や他学部・他学科の方針を参考とする。

### 改善状況

改善取組中である

### 具体的取組内容（成果）

平成 27 年度中に短期大学部（三島校舎）2 学科 1 専攻科の「教育理念」を「日本大学の教育理念「自主創造」に基づき、創造性のある豊かな思考力を備え、地域社会に貢献できる良質な「人材の育成」と策定したが、平成 28 年度中に短期大学部（三島校舎）2 学科 1 専攻

科の「教育理念」を検証し、見直しを行った。そして、新たに短期大学部（三島校舎）の教育理念を「日本大学の教育理念「自主創造」を基礎とした「地域・社会貢献」と策定した。更に、三つの方針についてもそれぞれの学科の特性を考慮しつつ、卒業の認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を一体のものと考え、全体の整合性がとれるよう相互の関連性を重視し、日本大学教育憲章の趣旨を反映するべく検証し、見直しを行った。なお、三つの方針の関連性や一貫性が確保されているかも併せて検証した。

**（根拠資料）**

- ・ <https://www.ir.nihon-u.ac.jp/jc/guide/policy/>
- ・ 履修要覧 2017
- ・ 短期大学部（三島校舎）案内 2018

**今後の取組計画**

平成 29 年度から平成 30 年度又は平成 31 年度にかけて、日本大学教育憲章の「自主創造」の三つの構成及びその 8 つの能力と DP，CP 及びカリキュラム（科目）との整合性・関連性の検証と見直しを行う。併せて、AP についても検証し、見直しを行う予定である。

以 上

# 大学評価専門委員会委員名簿

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

委員長	中村克夫	(~H29.9.9)
	服部史郎	(H29.9.10~)
委員	田中堅一郎	
	岡田俊幸	
	吉野篤	
	松岡雅裕	
	中川雅之	
	嶋正	
	木村政司	(~H29.9.24)
	高橋則英	(H29.9.25~)
	宮川幸司	
	木原淳	
	青山亜紀	
	星野倫彦	
	師橋憲貴	
	西園敏弘	
	相澤信	
	本田和也	(~H29.8.31)
	鈴木直人	(H29.9.1~)
	葛西一貴	
	松宮政弘	
	日高慎二	
	近藤健史	(~H29.9.30)
	古賀徹	(H29.10.1~)
	白瀬朋仙	
	山田賢治	
	東英一	
幹事	酒井誠吾	
	内藤明典	
	大矢卓	

## 日本大学改革の歩み

—自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善結果報告書）—

2015（平成27）

▽

2017（平成29）

---

発行	平成30年5月 日本大学
編集 事務局	大学評価専門委員会 日本大学企画広報部 〒102-8275 千代田区九段南4丁目8番24号 TEL 03-5275-9284